

多可町地域防災計画

資料編

令和2年度修正

多可町防災会議

目 次

1. 条例関係	1
1-1 防災会議条例	1
1-2 防災会議委員構成	3
1-3 災害対策本部条例	4
1-4 防災センター条例	5
1-5 防災行政無線通信施設条例	7
1-6 移動通信用施設条例	11
1-7 災害弔慰金の支給等に関する条例	12
1-8 災害見舞金等支給規則	15
2. 災害危険箇所関係	16
2-1 重要水防箇所一覧	16
2-2 河川区域内利水ダム・河川区域外ため池一覧	17
2-3 防災重点ため池一覧	17
2-4 土砂災害警戒区域一覧	24
2-5 土石流危険渓流等箇所一覧	33
2-6 急傾斜地崩壊危険箇所等集計表	36
2-7 急傾斜地崩壊危険箇所一覧	36
2-8 急傾斜地崩壊危険区域一覧	42
2-9 山地災害危険地区集計表	42
2-10 山腹崩壊危険地区一覧	42
2-11 崩壊土砂流出危険地区一覧	44
2-12 宅地造成工事規制区域の指定状況	49
2-13 災害危険区域の指定状況	49
2-14 危険物施設数一覧	49
2-15 高圧ガス製造事業所数等一覧	49
2-16 火薬類貯蔵所数一覧	49
3. 情報収集伝達・広報関係	50
3-1 警報・注意報の種類・基準（神戸地方気象台）	50
3-2 災害時の広報文例	52
3-3 防災行政無線一覧（予定）	63
3-4 災害時の連絡先	65
3-5 雨量計一覧	67
3-6 主な樋門・水門施設一覧	67
3-7 量水標（水防団待機水位・はん濫注意水位・避難判断水位等）一覧	68
3-8 地震観測施設一覧	68
3-9 気象庁震度階級関連解説表	69

4. 応援・協定関係	73
4-1 災害時相互応援の協定先等一覧.....	73
4-2 主な協定書.....	75
4-3 自衛隊の災害派遣要請依頼書の様式.....	168
4-4 自衛隊の災害部隊撤収要請依頼書の様式.....	169
5. 消防団関係	170
5-1 消防団組織.....	170
5-2 消防団組織図.....	170
5-3 消防団施設.....	171
6. 医療関係	172
6-1 医療機関.....	172
6-2 救護所一覧.....	172
7. 指定避難所・指定緊急避難場所・福祉避難所一覧	173
7-1 指定避難所・指定緊急避難場所一覧.....	173
7-2 福祉避難所一覧.....	175
8. 交通規制・緊急輸送関係	176
8-1 事前通行規制区間一覧.....	176
8-2 ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧.....	176
8-3 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書の様式.....	177
8-4 緊急通行車両等事前届出書及び事前届出済証の様式.....	178
8-5 緊急通行車両確認申請書の様式.....	180
8-6 緊急通行車両確認証明書の様式.....	181
8-7 緊急通行車両標章の様式.....	182
9. 水・食料・物資関係	183
9-1 備蓄物資一覧.....	183
9-2 防災資機材一覧.....	184
9-3 給水用施設の貯蔵水量及び給水用資機材一覧.....	186
10. 福祉関係	187
10-1 災害時要援護者施設一覧.....	187
11. 建築物関係	190
11-1 応急仮設住宅建設予定地.....	190
12. 災害救助法関係	191
12-1 災害救助法による救助の基準.....	191
12-2 災害救助事務フローチャート.....	194
13. 復旧・復興関係	195
13-1 生活再建制度一覧.....	195
13-2 被災者生活再建支援金の概要.....	198
13-3 県災害援護金等の支給基準.....	200
13-4 生活福祉資金の貸し付け基準.....	202
13-5 住宅の耐震事業制度.....	203

13-6 フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）の概要.....	205
14. 文化財関係.....	206
14-1 指定文化財一覧.....	206
15. 自主防災関係.....	209
15-1 自主防災組織一覧.....	209
16. 地震防災緊急事業五箇年計画（年次計画）一覧.....	210
16-1 地震防災緊急事業五箇年計画（年次計画）一覧.....	210
17. 廃棄物対策関係.....	211
17-1 多可町災害廃棄物処理計画（平成19年8月）.....	211

1. 条例関係

1-1 防災会議条例

多可町防災会議条例

平成17年11月1日条例第13号
改正

平成23年3月25日条例第16号

平成24年3月30日条例第16号

平成24年12月26日条例第35号

令和元年6月21日条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、多可町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 多可町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第2項の規定に基づき、町長からの諮問に応じ、多可町水防計画について調査審議するほか、水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 町長の諮問に応じて多可町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、多可町長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 兵庫県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 兵庫県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 北はりま消防組合の職員のうちから町長が任命する者及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (9) その他町長が必要と認める者

6 前項に掲げる委員の総数は、30人以内とする。

7 第5項第7号、第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び識見を有する者の中から、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日条例第16号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月26日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月21日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 防災会議委員構成

多可町防災会議委員構成

〔多可町防災会議条例第3条（会長及び委員）より〕

会長 町長

委員（21名）

- 1号委員（指定地方行政機関の職員）
近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所糶屋ダム管理所長
近畿農政局兵庫県拠点地方参事官（兵庫県担当）農林水産技官
- 2号委員（兵庫県の知事の部内の職員）
兵庫県北播磨県民局長
- 3号委員（兵庫県警察の警察官）
西脇警察署長
- 4号委員（多可町の職員）
副町長、技監、理事
- 5号委員（教育長）
多可町教育長
- 6号委員（北はりま消防組合の職員及び消防団長）
北はりま消防組合西脇消防署長
多可町消防団長
- 7号委員（指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員）
西脇市多可郡医師会長
関西電力送配電(株)兵庫支社姫路電力部配電営業所長
西日本電信電話(株)兵庫支店設備部マネジメント担当災害対策室長
神姫バス(株)西脇営業所長
(社)兵庫県トラック協会北播支部長
- 8号委員（自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者）
多可町区長会選出委員
- 9号委員（その他町長が必要と認める者）
多可町社会福祉協議会長
多可町婦人会長
陸上自衛隊第8高射特科群第343高射中隊長

※委員の定数 30人以内

1-3 災害対策本部条例

多可町災害対策本部条例

平成 17 年 11 月 1 日条例第 14 号
改正

平成 24 年 12 月 26 日条例第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、多可町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成 24 年条例 35 号〕

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 26 日条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-4 防災センター条例

多可町防災センター条例

平成17年11月1日
条例第15号

(設置)

第1条 防災に関する知識及び技術の普及並びに防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時の応急活動の拠点として、併せて町民のコミュニティー活動の推進に寄与するため、防災センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 防災センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 多可町防災センター

位置 多可町中区高岸398番地

(業務)

第3条 多可町防災センター（以下「防災センター」という。）は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 救護及び防災活動の指揮に関すること。
- (2) 防災用資機材及び災害救援物資の備蓄及び供給に関すること。
- (3) 防災活動等についての研修及び指導並びに教育及び訓練に関すること。
- (4) 自主防災組織の育成及び指導に関すること。
- (5) コミュニティー活動の推進に寄与すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、防災センターの目的を達成するために必要な業務

(使用の許可)

第4条 防災センターを使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を得なければならない。許可を受けた内容を変更しようとする場合においても同様とする。

2 町長は、前項の許可に際し、防災センターの業務上必要な範囲内で条件を付けることができる。

(使用の制限)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、防災センターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 防災センターの建物、設備等を破損し、又は汚損するおそれのあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、防災センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止し、若しくは防災センターからの退去を命ずることができる。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 緊急やむを得ない事由により、町長が特に必要と認めたとき。

2 前項の取消し等によって、使用者に損害が生じても、町は、その責めを負わない。

(使用料)

第7条 第4条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料は、多可町が使用する場合は無料とする。

(損害の賠償等)

第8条 使用者は、その責めに帰すべき理由により、防災センターの施設又は附属設備等を損傷し、若しくは滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、防災センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の中町防災センターの設置及び管理に関する条例（平成 13 年中町条例第 4 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第 7 条関係）

多可町防災センター使用料

	1 時 間 に つ き
会議室	100 円
防災広場	無料

備考

- 1 1 時間未満の使用時間があるときは、これを 1 時間として取り扱うものとする。
- 2 冷暖房を使用する場合の使用料は、当該使用料の額に 100 分の 130 を乗じて得た額とする。
- 3 前各号の規程に基づき、当該使用料の額に率を乗じて得た額に 10 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

1-5 防災行政無線通信施設条例

多可町防災行政無線通信施設条例

平成 17 年 11 月 1 日条例第 16 号
改正

平成 19 年 6 月 25 日条例第 19 号

平成 23 年 3 月 25 日条例第 8 号

平成 24 年 3 月 30 日条例第 13 号

平成 26 年 6 月 26 日条例第 17 号

平成 28 年 5 月 27 日条例第 28 号

平成 28 年 12 月 26 日条例第 44 号

平成 29 年 3 月 27 日条例第 11 号

平成 30 年 12 月 26 日条例第 20 号

平成 30 年 12 月 26 日条例第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、防災行政無線通信施設（以下「防災行政無線」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置の目的)

第 2 条 防災行政無線は、災害時緊急時において緊急情報を住民へ迅速かつ的確に通報することにより、情報の周知徹底を図り被災の軽減と住民の安全確保を図るとともに、平常時においての円滑な広報活動により迅速な情報伝達、行政の効率化並びに住民へのサービス向上を図るために設置する。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 親局 特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通信を送信する無線局をいう。
- (2) 中継局 親局又は基地局の電波を中継し、受信設備に送信する無線局をいう。
- (3) 遠隔制御装置（同報系） 親局のある一定の機能を持ち、親局を介し通信を送信する装置をいう。
- (4) 戸別受信機 親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (5) 屋外受信局 直接親局からの通信を受けて屋外へ送信する無線局をいう。
- (6) 地区遠隔制御装置 親局を介して戸別受信機へ音声を送信する装置をいう。
- (7) 文字表示装置 専用の戸別受信機に取り付け、親局より送信された放送文章を電子文字で表示する装置をいう。
- (8) 河川監視カメラ 河川の状況把握のため、動画及び静止画で撮影する機器をいう。
- (9) 雨量計 降水量を計測するための機器をいう。

(名称及び設置場所)

第 4 条 防災行政無線の名称及び設置場所は、別表のとおりとする。

(放送業務)

第 5 条 防災行政無線の放送業務は、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の定めるところにより、次に定めるものとする。

- (1) 地震、台風等の非常災害その他緊急事項に関すること。
- (2) 町の公示事項及び広報事項に関すること。
- (3) 官公署、公共的団体等の公示事項及び広報事項に関すること。
- (4) その他町長が必要と認めた事項

(業務区域)

第 6 条 防災行政無線の放送業務を行う区域は、多可町全域とする。

(運営委員会の設置)

第 7 条 防災行政無線の円滑な運営を図るため、「多可町防災行政無線通信施設運営委員会」を置く。

(管理及び修理・復旧)

第 8 条 町は、防災行政無線を常に正常な状態で管理し、故障、滅失、き損又は移転をしたとき

は、速やかに修理し、又は復旧しなければならない。ただし、戸別受信機について受信者の責に帰する場合は、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、防災行政無線の設置及び管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の中町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例(平成15年中町条例第22号)又は加美町防災行政無線通信施設設置及び管理に関する条例(平成6年加美町条例第29号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年6月25日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月25日条例第8号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第13号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成26年6月26日条例第17号)

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成28年5月27日条例第28号)

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

附 則(平成28年12月26日条例第44号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月27日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年12月26日条例第20号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月26日条例第21号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

名称	設置場所
親局	多可町中区中村町123番地 多可町役場
中継局	多可町中区牧野817番地41 余暇村公園 多可町中区曾我井902番地2 曾我井逆池付近 多可町中区東安田511番地3 東安田児童公園 多可町加美区的場857番地25,26 金蔵山 多可町加美区清水808番地2 清水グラウンド 多可町加美区西山209番地 轟・西山地区浄化センター 多可町八千代区下野間147番地19 下野間新宮神社 多可町八千代区大和396番地2 多可町消防団柳山寺部消防庫 多可町八千代区大和1520番地1 多可町大和体験交流活性化施設
遠隔制御装置 (同報系)	加東市下滝野1296番地2 北はりま消防組合
戸別受信機	ア 町内に在住し、住民登録をしている世帯。ただし、社会福祉施設の入所世帯は除く。 イ 町長が必要と認める世帯及び公共施設等
屋外受信局	多可町中区安楽田919番地 北部浄化センター

	<p>多可町中区鍛冶屋 624 番地 3 多可町消防団鍛冶屋部消防庫 多可町中区茂利 17 番地 中コミュニティプラザ 多可町中区糺屋 434 番地 11 多可町稲荷コミュニティセンター 多可町中区曾我井 188 番地 1 多可町消防団曾我井部消防庫 多可町中区中安田 35 番地 3 中安田公民館付近 多可町加美区山寄上 82 番地 5 山寄上集会所 多可町加美区鳥羽 475 番地 1 鳥羽公民館 多可町加美区清水 311 番地 1 清水多目的研修集会所 多可町加美区轟 531 番地 2 多可町消防団轟部消防庫 多可町加美区西山 209 番地 轟・西山地区浄化センター 多可町加美区門村 269 番地 1 門村地区グラウンド 多可町加美区奥豊部 137 番地 奥豊部公会堂 多可町加美区豊部 498 番地 2 加美上下水道事務所 多可町加美区寺内 126 番地 1 落合橋付近 多可町加美区岩座神 27 番地 1 岩座神気象観測局 多可町加美区棚釜 146 番地 棚釜公会堂 多可町加美区多田 248 番地 多可町消防団多田部消防庫 多可町加美区的場 177 番地 3 的場公民館 多可町加美区山野部 7 番地 山野部神社付近 多可町八千代区大屋 164 番地 大屋住民センター裏グラウンド 多可町八千代区中村 215 番地 2 中村住民センター 多可町八千代区門田 63 番地 3 門田住民センター 多可町八千代区俵田 422 番地 フロイデン八千代付近 多可町八千代区中野間 648 番地 4 八千代コミュニティプラザ 多可町八千代区下野間 411 番地 28 下野間公園 多可町八千代区仕出原 272 番地 31 仕出原住民センター 多可町八千代区下三原 176 番地 1 下三原住民センター 多可町八千代区大和 396 番地 2 多可町消防団柳山寺部消防庫 多可町八千代区大和 1520 番地 1 多可町大和体験交流活性化施設 多可町八千代区大和 2230 番地 2 毘沙門堂付近</p>
地区遠隔制御装置	<p>町内各地区公民館等 各小・中学校 町長が指定する各公共施設</p>
文字表示装置	<p>ア 町内に在住し、住民登録をしている世帯のうち、聴覚障害により戸別受信機を利用しても世帯の全員が災害等の情報を得ることができない世帯（以下「聴覚障害者世帯」という。）で町長が必要と認める世帯 イ 町長が必要と認める聴覚障害者世帯</p>
河川監視カメラ	<p>多可町中区森本 805 番地 12 森本公民館 多可町加美区鳥羽 475 番地 1 道の駅 R427 かみ 多可町加美区門村 269 番地 1 門村地区グラウンド 多可町加美区寺内 126 番地 1 落合橋付近 多可町加美区西脇 58 番地 3 西脇交差点 多可町八千代区俵田 422 番地 フロイデン八千代付近 多可町八千代区中野間 648 番地 4 八千代コミュニティプラザ 多可町八千代区大和 731 番地 4 時計台付近</p>
雨量計	<p>多可町加美区鳥羽 475 番地 1 鳥羽公民館 多可町加美区豊部 498 番地 2 加美上下水道事務所 多可町加美区岩座神 27 番地 1 岩座神気象観測局</p>

多可町八千代区大屋 164 番地 大屋住民センター裏グラウンド

多可町八千代区大和 1520 番地 1 多可町大和体験交流活性化施設

一部改正〔平成 19 年条例 19 号・23 年 8 号・24 年 13 号・26 年 17 号・28 年 28 号・28 年 44 号・29 年 11 号・30 年 20 号・30 年 21 号〕

1-6 移動通信用施設条例

多可町移動通信用施設条例

平成 17 年 11 月 1 日条例第 18 号
改正

平成 20 年 9 月 26 日条例第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、多可町移動通信用施設の設置及び管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置及び目的)

第 2 条 町民の生活に密着した情報通信基盤の整備を行い、地域間の情報格差の是正を図るため、多可町移動通信用施設（情報通信格差是正事業に係る兵庫県が別に定める補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定に基づき整備した移動通信用施設をいう。以下「移動通信用施設」という。）を設置する。

2 移動通信用施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
多可町上三原局	多可町八千代区大和 2332 番地 8
多可町岩座神局	多可町加美区岩座神 596 番地 16

全部改正〔平成 20 年条例 28 号〕

(管理及び運営)

第 3 条 移動通信用施設は、常にその目的達成に即した良好な状態で管理し、効率的に運営するよう努めなければならない。

(施設の利用)

第 4 条 町長は、移動通信用施設の設置目的を効果的に達成するため、第 1 種電気通信事業者に移動通信用施設の使用を許可することができる。

(使用料)

第 5 条 前条の規定により移動通信用施設の使用を許可した場合の使用料については、移動通信用施設の使用を開始する年度に別表に規定する金額を町に支払うものとし、以後の使用は無償とする。

2 前項の規定により算出した金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

全部改正〔平成 20 年条例 28 号〕

(委任)

第 6 条 この条例で定めるもののほか、移動通信用施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の八千代町移動通信用施設の設置及び管理に関する条例（平成 15 年八千代町条例第 9 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 20 年 9 月 26 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 5 条関係）

名称	使用料
多可町上三原局	交付要綱に規定する補助対象経費の 30 分の 1 に相当する金額。
多可町岩座神局	交付要綱に規定する補助対象経費の 45 分の 1 に相当する金額。

追加〔平成 20 年条例 28 号〕

1-7 災害弔慰金の支給等に関する条例

多可町災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 17 年 11 月 1 日条例第 113 号
改正

平成 23 年 9 月 22 日条例第 25 号
令和元年 6 月 21 日条例第 1 号
令和元年 9 月 27 日条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、津波、地震その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 町民 災害により被害を受けた当時、多可町の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 町長は、町民が令第 1 条に規定する災害（以下「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給するものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項に定める遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合にあって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先に、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先に、実父母の父母を後にし、父母の父母については、養父母を先に、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合又はその他の事情により、前 2 項の規定により難しいときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

一部改正〔平成 23 年条例 25 号〕

(災害弔慰金の額)

第 5 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第 9 条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第 6 条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第 4 条の規定に

よるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号のいずれかに掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長等の避難の指示に従わなかったこと等特別の事情があるため、町長が支給することを不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給について、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町長は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(資金の貸付限度額等)

第13条 資金の1災害における1世帯当たりの資金の貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額が、その家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を立て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

- 2 資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)を含め10年とする。

(保証人及び利率)

第14条 資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き、年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例（平成7年中町条例第2号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年加美町条例第405号）又は災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和49年八千代町条例第21号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年9月22日条例第25号）

この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和元年6月21日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の多可町災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 新条例第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月27日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第15条の規定は、令和元年8月1日から適用する。

1-8 災害見舞金等支給規則

多可町災害見舞金等支給規則

平成 18 年 8 月 10 日規則第 10 号

改正

平成 23 年 9 月 20 日規則第 31 号

(目的)

第 1 条 この規則は、多可町内において発生した災害により被害を受けた町民に対して災害見舞金等を支給することにより、被災者及びその遺族の援護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害及びこれに準ずると町長が認めたものをいう。

(2) 町民 災害により被害を受けた当時、多可町の区域内に住所を有した者をいう。

(災害見舞金等の支給)

第 3 条 災害見舞金等の支給基準は、別表のとおりとする。

2 前項の災害見舞金等は、当該世帯主又はこれに準ずる者に支給する。

(支給制限)

第 4 条 災害見舞金等は、次の各号のいずれかに該当するときは支給しない。

(1) 死亡又は被災が、その者の故意又は重大な過失により生じたもので町長が支給することが適当でないとき。

(2) 災害による死亡に関し、多可町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年多可町条例第 113 号）の規定により、災害弔慰金が支給されるとき。

(被害の認定)

第 5 条 被害の認定は、被災者又は関係者の届出に基づき、調査のうえ町長が行う。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 18 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 9 月 20 日規則第 31 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 23 年 9 月 4 日から適用する。

別表（第 3 条関係）

(単位 円)

被害の程度	金額	摘要
住家の全焼、全壊又は流失	50,000	住家の被害度70%以上をいう。
住家の半焼又は半壊	30,000	住家の被害度20%以上70%未満をいう。
住家の床上浸水	30,000	土砂等により、一時的に居住が妨げられる状態になった場合を含む。
住家の床下浸水	10,000	
住家の水損	10,000	自然災害により生ずる火災の消火活動により家財道具等に著しく被害を受けたものをいう。
死亡（1人）	50,000	負傷後に死亡した者を含む。
備考		住家被害について、2以上の支給理由に該当する場合は、支給額の多い規定を適用する。

2. 災害危険箇所関係

2-1 重要水防箇所一覧

1 兵庫県管理河川（加東土木事務所）

(1) 中区

河川	重要水防箇所						
	左右岸別	延長 (m)	地先名	危険理由	区域	対策水防 工 法	備考
杉原川	左	7,000	西脇市界 ～安楽田橋	洗掘	B	木流し	
	右	3,300	西脇市界 ～高田橋	洗掘	B	木流し	
安田川	左	300	安田橋～上流	堤防高	B	積土俵	
	右	300	安田橋～上流	堤防高	B	積土俵	
思出川	右	2,600	杉原川合流 ～大日橋	堤防高	要	積土俵	

(2) 加美区

河川	重要水防箇所						
	左右岸別	延長 (m)	地先名	危険理由	区域	対策水防 工 法	備考
杉原川	左	5,800	豊部～轟	堤防高	A	積土俵	
	右	8,500	熊野部～轟	堤防高	A	積土俵	

(3) 八千代区

河川	重要水防箇所						
	左右岸別	延長 (m)	地先名	危険理由	区域	対策水防 工 法	備考
野間川	右	300	ささゆり橋 ～下流	堤防高	要	積土俵	

注) 区 域 : A 水防上最も重要な区域
 B 次に重要な区域
 要 要注意区域

2-2 河川区域内利水ダム・河川区域外ため池一覧

名称	水系名・河川名	所在地	所有者名	管理者名	総貯水量 (m^3)	操作基準	備考
糶屋ダム	加古川水系仕出原川	糶屋	農林水産省	加古川西部土地改良区	13,500,000	操作規程による	河川区域内利水ダム 農業用水
牧野大池	加古川水系思出川	牧野入角山	兵庫県	牧野土地改良区	390,000	—	河川区域外ため池

2-3 防災重点ため池一覧

(フリガナ) ため池名	管理者名	所在地	満水面積 (受益面積) (ha)	貯水量 (m^3)	堤長 (m)	堤高 (m)	被害予想
カキウチイケ 垣内池	熊田 美千代	京都市	0.10 (0.6)	1,800	L= 55m	2.7	家屋 17戸
ウエヤマイケ 上山池	三村 興造	中区門前	0.10 (0.5)	1,440	L= 55m	2.5	家屋 24戸
ババイケ 馬場池	安楽田区長	中区安楽田	0.10 (0.6)	900	L= 67m	3.5	家屋 6戸
ゴンベイケ 権兵衛池	安楽田区長	中区安楽田	0.20 (5.2)	12,000	L=128m	7.3	家屋 16戸
ムライイケ 村池	牧野区長	中区牧野	0.40 (1.2)	4,000	L= 76m	3.5	家屋 14戸
シンイケ 新池	吉田 英雄	中区牧野	0.10 (1.0)	4,000	L= 56m	4.0	家屋 31戸
タイイケ 太池(太平池)	牧野区長	中区牧野	1.1 (6.3)	20,000	L= 75m	6.9	家屋 25戸
ウエノイケ 上野池	白髪 邦圭	中区牧野	0.10 (1.0)	3,600	L= 58m	3.2	家屋 140戸
ヒョウドウイケ 兵藤池	丸岡 勇紀雄	中区牧野	0.10 (0.4)	1,650	L= 70m	3.2	家屋 34戸
ヨヒョウエイイケ 与兵衛池	吉田 英雄	中区牧野	0.10 (0.7)	9,800	L= 55m	5.1	家屋 85戸
マキノオオイケ 牧野大池	牧野区長	中区牧野	6.0 (48.0)	390,000	L=220m	17.0	家屋 705戸
タノグチイケ 田野口池	田野口区長	中区田野口	0.70 (5.8)	18,000	L=200m	6.9	家屋 58戸
イエヒガシイケ 家東池	東山区長	中区東山	0.20 (1.7)	4,000	L= 50m	4.0	家屋 57戸
イケ ダン池	東山区長	中区東山	0.10 (0.8)	1,350	L= 16m	2.5	家屋 13戸
カミイケ 上池	東山区長	中区東山	0.10 (3.0)	2,250	L= 80m	6.0	家屋 32戸
カワラタニイケ 河原谷池	奥中区長	中区奥中	0.20 (5.0)	3,000	L= 50m	2.6	家屋 16戸
キタイイケ 北池	奥中区長	中区奥中	0.20 (5.0)	6,000	L= 88m	5.6	家屋 10戸
ミナミイケ 南池	奥中区長	中区奥中	0.10 (0.5)	1,100	L= 36m	6.0	家屋 2戸
シングウイケ 新宮池	奥中区長	中区奥中	1.0 (12.0)	3,300	L=200m	3.1	家屋 81戸

(フリガナ) ため池名	管理者名	所在地	満水面積 (受益面積) (ha)	貯水量 (m ³)	堤長 (m)	堤高 (m)	被害予想
シモイケ 下池	奥中区長	中区奥中	0.40 (6.0)	16,000	L=100m	6.5	家屋 58戸
ナカイケ 中池	奥中区長	中区奥中	0.30 (6.0)	10,000	L= 61m	6.5	家屋 58戸
ジャイケ 蛇池	奥中区長	中区奥中	0.20 (6.0)	12,000	L= 80m	7.7	家屋 18戸
シンイケ 新池	奥中区長	中区奥中	0.50 (5.3)	14,000	L= 92m	4.2	家屋 2戸
ワタクシイケ 私池	奥中区長	中区奥中	0.02 (0.9)	4,000	L= 70m	3.0	家屋 6戸
オクイケ 奥池	徳畑区長	中区徳畑	0.20 (1.0)	11,000	L= 80m	10.0	家屋 5戸
ミヤイケ 宮池	徳畑区長	中区徳畑	0.20 (0.5)	10,000	L= 80m	8.0	家屋 4戸
タキガタニイケ 滝ヶ谷池	東安田区長	中区東安田	0.50 (4.8)	12,000	L=110m	7.8	家屋 85戸
ゼンコウジイケ 善光寺池	寺総代	中区東安田	0.20 (3.8)	10,800	L=100m	3.8	家屋 8戸
シンイケ 新池	東安田区長	中区東安田	1.0 (5.2)	18,000	L=180m	3.2	家屋 30戸
ニシキヤマイケ 西北山池	鈴木 得夫	中区東安田	0.4 (2.5)	7,400	L= 70m	4.4	家屋 1戸
ナカイケ 中池	東安田区長	中区東安田	2.0 (6.0)	50,000	L=130m	7.2	家屋 36戸
サライケ 皿池	東安田区長	中区東安田	0.80 (6.0)	13,000	L=100m	3.4	家屋 29戸
ハウショウイケ 放生池	中安田区長	中区中安田	0.10 (0.7)	4,300	L= 93m	5.0	家屋 35戸
オクイケ 奥池	中安田区長	中区中安田	3.0 (7.0)	82,000	L=160m	10.7	家屋 206戸
シンイケ 新池	西安田区長	中区西安田	0.30 (1.8)	5,100	L= 55m	4.4	家屋 13戸
ナカイケ 中池	西安田区長	中区西安田	0.40 (1.3)	10,500	L= 55m	6.4	家屋 21戸
ダロミ ^{タニイケ} 谷池	西安田区長	中区西安田	0.10 (1.3)	650	L= 50m	2.8	家屋 6戸
フクロイケ 袋池	西安田区長	中区西安田	0.10 (0.6)	1,000	L= 40m	4.0	家屋 9戸
ハナノキダニイケ 花ノ木谷池	西安田区長	中区西安田	0.40 (1.5)	5,250	L= 54m	6.0	家屋 7戸
ゴロイケ 五羽池	西安田区長	中区西安田	0.70 (2.5)	2,600	L=135m	3.8	家屋 51戸
ナガサカイケ 長坂池	西安田区長	中区西安田	4.0 (25.0)	214,000	L=170m	12.0	家屋 43戸
ミヤガタニイケ 宮ヶ谷池	西安田区長	中区西安田	0.10 (23.1)	12,000	L=100m	6.8	家屋 11戸
オオタニイケ 大谷池	森本区長	中区森本	0.40 (1.2)	12,000	L= 60m	6.5	家屋 31戸

(フリガナ) ため池名	管理者名	所在地	満水面積 (受益面積) (ha)	貯水量 (m ³)	堤長 (m)	堤高 (m)	被害予想
コイケ 小池	曾我井区長	中区曾我井	0.20 (1.8)	3,400	L=50m	4.0	家屋 33戸
サカイケ 逆池	曾我井区長	中区曾我井	0.50 (1.8)	11,000	L=133m	2.0	家屋 50戸
ウチヤマイケ 内山池	曾我井区長	中区曾我井	0.90 (6.0)	20,000	L=170m	3.0	家屋 57戸
オオタニシンイケ 大谷新池	坂本区長	中区坂本	0.20 (5.8)	2,400	L=50m	3.5	家屋 34戸
ハチオウジイケ 八王子池	坂本区長	中区坂本	0.40 (5.8)	13,500	L=157m	6.5	家屋 31戸
キュウサイイケ 久左池	坂本区長	中区坂本	0.10 (2.0)	2,000	L=30m	3.1	家屋 16戸
オクイケ 奥池	坂本区長	中区坂本	0.20 (1.0)	7,200	L=66m	2.5	家屋 9戸
フルボウイケ 古坊池	坂本区長	中区坂本	0.60 (5.8)	16,000	L=150m	3.4	家屋 44戸
ミヤイケ 宮池	糺屋区長	中区糺屋	0.30 (5.0)	10,800	L=80m	4.4	家屋 14戸
タニノカミイケ 谷の上池	糺屋区長	中区糺屋	0.20 (1.0)	4,000	L=30m	4.2	-
シキイケ 下池	糺屋区長	中区糺屋	0.50 (5.0)	16,500	L=240m	5.0	家屋 91戸
ナカイケ 中池	糺屋区長	中区糺屋	0.40 (5.0)	8,000	L=80m	5.6	家屋 90戸
カミイケ 上池	糺屋区長	中区糺屋	0.20 (5.0)	12,000	L=60m	6.4	家屋 92戸
マエイケ 前池	茂利区長	中区茂利	0.20 (3.0)	4,000	L=75m	3.3	家屋 19戸
シンイケ 新池	茂利区長	中区茂利	0.30 (6.0)	6,000	L=40m	3.1	-
タナカオオイケ 田中大池	茂利区長	中区茂利	0.60 (6.0)	18,000	L=140m	6.0	家屋 165戸
さんまい池	茂利区長	中区茂利	0.10 (0.5)	2,000	L=35m	4.0	家屋 1戸
フサジイケ 富山地池	茂利区長	中区茂利	10.0 (5.0)	21,000	L=140m	5.1	家屋 139戸
ナカイケ 中池	茂利区長	中区茂利	0.20 (5.0)	4,800	L=75m	3.5	-
サライケ 皿池	茂利区長	中区茂利	0.20 (5.0)	1,800	L=60m	3.1	-
オクイケ 奥池	安坂区長	中区安坂	0.20 (4.0)	10,000	L=70m	6.0	家屋 47戸
サライケ 皿池	安坂区長	中区安坂	0.10 (7.0)	1,000	L=50m	2.5	家屋 168戸
シンイケ 新池	安坂区長	中区安坂	0.30 (7.5)	18,000	L=100m	4.5	家屋 207戸
サワイケ(サワノイケ) 沢池(沢ノ池)	安坂区長	中区安坂	1.0 (7.0)	110,000	L=200m	5.4	家屋 168戸

(フリガナ) ため池名	管理者名	所在地	満水面積 (受益面積) (ha)	貯水量 (m ³)	堤長 (m)	堤高 (m)	被害予想
ハセイケ 長谷池	安坂区長	中区安坂	0.10 (0.5)	2,800	L= 52m	3.5	家屋 29戸
タニノシモイケ 谷の下池	糺屋区長	中区糺屋	- (1.0)	4,000	L= 30m	4.2	-
テラダニイケ 寺谷池	豊部区長	加美区豊部	1.0 (5.5)	62,695	L=115m	11.8	家屋 75戸
カシワダニイケ 柏谷池	豊部区長	加美区豊部	0.10 (5.5)	2,120	L= 44m	5.0	家屋 61戸
キチベイベイケ 吉兵衛池	多田区長	加美区多田	0.20 (0.5)	1,400	L=125m	6.5	家屋 66戸
トノイケ 殿池	多田区長	加美区多田	0.90 (2.0)	2,465	L= 48m	3.3	家屋 16戸
ヒヤダニイケ 冷谷池	吉田 利章他	加美区寺内	0.80 (3.0)	15,000	L= 75m	8.2	-
テンジンイケ 天神池	石塚 龍平	加美区山野部	0.20 (0.5)	9,600	L= 75m	6.0	家屋 17戸
ヲサマ池	水利組合	加美区的場	0.30 (1.6)	3,200	L= 44m	4.5	家屋 3戸
カンヌシイケ 神主池	佐藤 智子	加美区的場	0.10 (0.5)	1,500	L= 42m	4.1	家屋 6戸
ヘイダイケ 平田池	的場区長	加美区的場	0.40 (2.0)	5,400	L= 45m	3.3	-
オカヤスイケ 岡安池	吉田 正和	加美区的場	0.20 (0.5)	1,200	L= 27m	3.9	家屋 20戸
ダイニチイケ 大日池	的場区長	加美区的場	0.10 (0.5)	1,200	L= 31m	2.5	家屋 5戸
ヤモリイケ 矢守池	藤本 敏孝	加美区的場	0.20 (3.5)	2,500	L= 66m	4.7	家屋 5戸
サライケ 皿池	金川 利幸	加美区的場	0.10 (0.6)	1,470	L= 52m	3.0	家屋 6戸
ボウダイケ 坊田池	藤田 進	加美区奥荒田	0.50 (6.2)	6,600	L= 55m	5.0	家屋 21戸
ヤマシロイケ 山城池	木俣 進	加美区清水	0.40 (0.5)	700	L= 35m	3.0	家屋 58戸
タカヤマイケ 高山池	山口昌平・山口 仁史	加美区清水	0.30 (1.3)	600	L= 25m	3.5	家屋 17戸
ジングウイケ 神宮池	市原農会	加美区市原	0.80 (8.7)	12,250	L= 60m	5.5	家屋 16戸
サライケ 皿池	箸荷区長	加美区箸荷	0.60 (5.0)	12,000	L= 90m	8.2	-
クミアイオオイケ 組合大池	箸荷区長	加美区箸荷	0.80 (20.0)	33,600	L=190m	9.8	家屋 22戸
オオイケ 大井池	門村区長	加美区門村	0.40 (6.6)	2,500	L= 50m	3.6	家屋 4戸
カナクラウエイケ 金蔵上池	大屋区長	八千代区大屋	0.10 (3.1)	1,500	L= 23m	2.7	-
カエノ坂池 サカイケ	市位 喜重	八千代区大屋	0.10 (0.9)	2,500	L= 57m	4.5	家屋 8戸

(フリガナ) ため池名	管理者名	所在地	満水面積 (受益面積) (ha)	貯水量 (m ³)	堤長 (m)	堤高 (m)	被害予想
クマダニイケ 熊谷池	杉本 雅之	八千代区横屋	0.01 (1.0)	2,500	L= 20m	3.5	家屋 5戸
オククワダニイケ 奥桑谷池	横屋区長	八千代区横屋	0.30 (5.6)	15,000	L= 44m	13.5	-
ザラ池	仕出原区長	八千代区仕出原	1.0 (16.0)	41,700	L=125m	7.6	家屋 87戸
ミズキダニイケ 水木谷池	宇高 敏	八千代区仕出原	0.30 (2.5)	11,600	L= 75m	7.8	家屋 38戸
ヨウリュウジュシキイケ 光龍寺下池	門脇 和志	八千代区中野間	0.30 (2.0)	5,500	L= 46m	3.4	家屋 27戸
ヨウリュウジュナカイイケ 光龍寺中池	門脇 和志	八千代区中野間	3.0 (2.0)	14,950	L= 92m	5.2	家屋 40戸
オクカタニイケ 奥ヶ谷池	下野間共有財産管理	八千代区下野間	0.40 (6.0)	33,900	L= 66m	10.3	家屋 101戸
ムロダニイケ 室谷池	下野間共有財産管理	八千代区下野間	1.2 (10.0)	24,000	L=140m	11.1	家屋 32戸
タニイケ 谷池	下三原区長	八千代区下三原	0.10 (1.2)	1,500	L= 78m	3.2	家屋 19戸
ヘイガタニイケ 平ヶ谷池	松田 徹	八千代区下三原	0.10 (0.8)	900	L= 31m	3.5	家屋 5戸
ヲソニイケ ヲソ谷池	柳山寺区長	八千代区大和	0.20 (2.8)	9,300	L= 33m	8.5	-
トウサカジリイケ 遠坂尻池	柳山寺区長	八千代区大和	0.30 (5.0)	2,600	L= 31m	5.0	-
フルサカダニイケ 古坂谷池	柳山寺区長	八千代区大和	0.40 (5.8)	10,500	L= 68m	5.3	家屋 30戸
シャダニグチイケ 社谷口池	中三原区長	八千代区大和	1.0 (0.5)	1,300	L= 24m	4.6	家屋 8戸
マサカジイケ 政鍛冶池	柳山寺区長	八千代区大和	0.30 (5.5)	2,900	L= 50m	8.5	-
ダイジョウボウイケ 大條坊池	柳山寺区長	八千代区大和	0.10 (0.5)	1,200	L= 32m	3.7	家屋 21戸
トウサカシンイケ 遠坂新池	柳山寺区長	八千代区大和	0.30 (5.5)	2,600	L= 40m	7.0	-
ヒガシウチワキイケ 東内脇池	白石 保夫	八千代区大和	0.02 (0.8)	600	L= 34m	2.1	家屋 23戸
ムクダニオオイケ 棕谷大池	上三原区長	八千代区大和	0.20 (3.5)	2,500	L= 36m	10.3	家屋 7戸
ベンテンイケ 弁天池	瑞光寺	中区門前	0.08 -	1,200	L= 47m	3.9	人家有
多可-276	土田 正喜	中区門前	0.03 -	200	L= 55m	1.3	人家有
多可-197	北藤敬子(西元律子)	中区高岸	0.01 -	400	L= 25m	5.6	人家有
キリイケ 桐池	奥中区長	中区奥中	0.08 -	1,600	L= 27m	3.8	-
ストメ池	奥中区長	中区奥中	0.03 -	400	L= 27m	2.4	-

(フリガナ) ため池名	管理者名	所在地	満水面積 (受益面積) (ha)	貯水量 (m ³)	堤長 (m)	堤高 (m)	被害予想
カミガワラダニイケ (ピ 上河原谷池)	奥中区長	中区奥中	0.08 (0.8)	2,100	L= 27m	4.6	-
とすの尻池下 ^{シリイケシタ}	奥中区長	中区奥中	0.03 (0.6)	300	L= 20m	1.4	-
とすの尻池上 ^{シリイケカミ}	奥中区長	中区奥中	0.04 (0.6)	500	L= 26m	2.0	-
シングウコイケ 新宮小池	真鍋 国雄	中区奥中	0.01 (0.2)	100	L= 11m	0.8	-
多可-103	浦川 勝弘	中区茂利	0.02 -	300	L= 34m	2.4	-
多可-64	坂本区長	中区坂本	0.04 -	1,200	L= 56m	7.0	-
多可-66	坂本区長	中区坂本	0.01 -	300	L= 45m	3.4	-
多可-69	定本 清	中区坂本	0.02 -	500	L= 30m	3.7	人家有
多可-116	藤本 則文	中区森本	0.05 -	1,000	L= 12m	3.2	人家有
多可-206	西安田区長	中区西安田	0.03 -	400	L= 35m	2.9	-
多可-207	西安田区長	中区西安田	0.03 -	200	L= 25m	2.3	-
ゼンコウジカミイケ 善光寺上池	寺総代	中区東安田	0.04 -	400	L= 21m	2.4	-
多可-503	小川 義雄	加美区山口	0.02 -	400	L= 40m	2.5	-
多可-394	畑中 良太	加美区丹治	0.02 -	100	L= 20m	0.8	-
多可-380	大江 浩司	加美区大袋	0.01 -	200	L= 15m	3.9	-
多可-365	山口 修	加美区門村	0.02 -	200	L= 33m	1.4	-
多可-371	横道 正義	加美区門村	0.02 -	300	L= 23m	2.0	人家有
多可-376	花瀬 通男	加美区門村	0.01 -	200	L= 13m	2.6	人家有
ヲサマ中池	吉田 俊男	加美区的場	0.15 -	2,300	L= 32m	5.0	-
多可-202	藤永 記代	加美区山野部	0.05 -	800	L= 60m	2.4	-
多可-130	京崎 祥二	八千代区坂本	0.01 -	200	L= 18m	2.0	-
多可-157	京崎 祥二	八千代区坂本	0.01 -	200	L= 16m	2.2	人家有
多可-501	柴田 泰三	八千代区坂本	0.01 (0.05)	100	L= 7m	1.4	-
多可-37	横山 景悟	八千代区赤坂	0.01 -	200	L= 22m	3.0	人家有

(フリガナ) ため池名	管理者名	所在地	満水面積 (受益面積) (ha)	貯水量 (m ³)	堤長 (m)	堤高 (m)	被害予想
ニシイケ 西池	仕出原区長	八千代区仕出原	0.10 -	2,600	L= 34m	4.6	人家有
多可-32	植山 茂	八千代区仕出原	0.06 (0.2)	900	L= 37m	2.7	人家有
オニダイケ 鬼田池	宮内 廣文	八千代区下野間	0.03 -	400	L= 30m	2.6	人家有
ノグチオオイケ 野口大池	赤松 聡	八千代区下野間	0.04 -	400	L= 28m	2.4	人家有
ウエノノイケ 上野の池	谷位 穆	八千代区下三原	0.08 -	2,200	L= 32m	5.4	人家有

2-4 土砂災害警戒区域一覧

1 土石流（令和2年3月31日現在）

箇所番号	箇所名	所在地	特別警戒区域	指定緊急避難場所
231010001	門前西谷Ⅰ	中区門前	○	ビジターセンター「那珂ふれあい館」
231010002	門前東谷Ⅰ	中区門前	○	ビジターセンター「那珂ふれあい館」
231010003	東山川Ⅰ	中区東山		ビジターセンター「那珂ふれあい館」
231010004	田野口川Ⅰ	中区田野口		ビジターセンター「那珂ふれあい館」
231010005	鍛冶屋谷Ⅰ	中区鍛冶屋		中町北小学校
231010006	高岸南谷川Ⅱ	中区高岸		文化会館「ベルディーホール」
231010007	高岸北谷川Ⅱ	中区高岸		文化会館「ベルディーホール」
231010008	奥中南谷川	中区奥中		文化会館「ベルディーホール」
231010009	奥中南川Ⅰ	中区奥中		文化会館「ベルディーホール」
231010010	真谷川Ⅰ	中区奥中		文化会館「ベルディーホール」
231010011	奥中北川Ⅰ	中区奥中		文化会館「ベルディーホール」
231010012	天神南川Ⅰ	中区徳畑	○	文化会館「ベルディーホール」
231010013	天神川Ⅰ	中区徳畑	○	文化会館「ベルディーホール」
231010014	徳畑（1）Ⅱ	中区徳畑		文化会館「ベルディーホール」
231010015	徳畑（2）Ⅱ	中区徳畑		文化会館「ベルディーホール」
231010016	徳畑（3）Ⅱ	中区徳畑		文化会館「ベルディーホール」
231010017	徳畑（4）Ⅱ	中区徳畑	○	文化会館「ベルディーホール」
231010018	安坂西谷Ⅰ	中区安坂	○	稲荷コミュニティセンター
231010019	坂本谷Ⅰ	中区坂本		稲荷コミュニティセンター
231010020	曾我井中谷Ⅰ	中区曾我井		稲荷コミュニティセンター
231010021	曾我井大谷Ⅰ	中区曾我井		稲荷コミュニティセンター
231010022	森本東川Ⅰ	中区森本		中町南小学校
231010023	森本Ⅱ	中区森本	○	中町南小学校
231010024	西安田Ⅱ	中区森本		中町南小学校
231010025	天神川Ⅰ-2	中区徳畑	○	文化会館「ベルディーホール」
231020001	山寄上Ⅰ	加美区山寄上		杉原谷小学校
231020002	山寄上谷Ⅰ	加美区山寄上	○	杉原谷小学校
231020003	田中南谷Ⅱ	加美区山寄上	○	杉原谷小学校
231020004	田中北谷Ⅱ	加美区山寄上	○	杉原谷小学校
231020005	東山谷Ⅱ	加美区山寄上		杉原谷小学校
231020006	舟坂谷川Ⅱ	加美区山寄上		杉原谷小学校
231020007	アンガイチ谷Ⅱ	加美区山寄上		杉原谷小学校
231020008	アンガイチ南谷Ⅱ	加美区山寄上	○	杉原谷小学校
231020009	山田谷川Ⅰ	加美区鳥羽	○	杉原谷小学校
231020010	東谷川Ⅰ	加美区鳥羽		杉原谷小学校
231020011	上清水川Ⅰ	加美区鳥羽	○	杉原谷小学校
231020012	大小谷Ⅰ	加美区清水	○	杉原谷小学校
231020013	清水東谷川Ⅰ	加美区清水	○	杉原谷小学校
231020014	轟谷川Ⅰ	加美区轟		杉原谷小学校
231020015	山口谷川Ⅰ	加美区山口		杉原谷小学校
231020016	市原南谷川Ⅰ	加美区市原		杉原谷小学校
231020017	市原谷川Ⅰ	加美区市原		杉原谷小学校
231020018	丹治東谷川Ⅰ	加美区丹治	○	杉原谷小学校
231020019	丹治川Ⅰ	加美区丹治		杉原谷小学校

箇所番号	箇所名	所在地	特別警戒 区域	指定緊急避難場所
231020020	上山Ⅱ	加美区丹治	○	杉原谷小学校
231020021	三谷川Ⅰ	加美区三谷		杉原谷小学校
231020022	三谷谷川Ⅱ	加美区三谷	○	杉原谷小学校
231020023	箸荷Ⅰ	加美区箸荷		杉原谷小学校
231020024	仏谷Ⅰ	加美区箸荷	○	杉原谷小学校
231020025	西所谷川Ⅰ	加美区箸荷		杉原谷小学校
231020026	箸荷谷Ⅰ	加美区箸荷		杉原谷小学校
231020027	城谷Ⅰ	加美区箸荷		杉原谷小学校
231020028	観音寺上谷Ⅰ	加美区箸荷		杉原谷小学校
231020029	中谷Ⅱ	加美区箸荷		杉原谷小学校
231020030	観音寺Ⅱ	加美区観音寺		杉原谷小学校
231020031	門村谷Ⅰ	加美区門村	○	杉原谷小学校
231020032	門村谷川Ⅰ	加美区門村		杉原谷小学校
231020033	杉原谷Ⅱ	加美区杉原		杉原谷小学校
231020034	安田川原谷Ⅰ	加美区奥豊部		杉原谷小学校
231020035	観音寺川Ⅰ	加美区観音寺		杉原谷小学校
231020036	脇谷Ⅰ	加美区豊部	○	加美コミュニティプラザ
231020037	寺谷川Ⅰ	加美区豊部		加美コミュニティプラザ
231020038	寺谷谷川Ⅰ	加美区豊部		加美コミュニティプラザ
231020039	兵谷川Ⅰ	加美区豊部		加美コミュニティプラザ
231020040	柏谷谷川Ⅰ	加美区豊部		加美コミュニティプラザ
231020041	森内谷川Ⅰ	加美区豊部		加美コミュニティプラザ
231020042	観音寺南谷川Ⅰ	加美区豊部		加美コミュニティプラザ
231020043	上島谷川Ⅰ	加美区豊部	○	加美コミュニティプラザ
231020044	上島北谷Ⅱ	加美区豊部		加美コミュニティプラザ
231020045	西山Ⅱ	加美区熊野部		松井小学校
231020046	岩座神谷川Ⅰ	加美区岩座神	○	松井小学校
231020047	岩座神小谷Ⅰ	加美区岩座神		松井小学校
231020048	岩座神谷Ⅰ	加美区岩座神		松井小学校
231020049	多田川Ⅰ	加美区岩座神		松井小学校
231020050	棚釜上谷Ⅰ	加美区棚釜		松井小学校
231020051	棚釜下谷Ⅰ	加美区棚釜		松井小学校
231020052	棚釜(1)Ⅱ	加美区棚釜		松井小学校
231020053	棚釜(2)Ⅱ	加美区棚釜		松井小学校
231020054	多田下谷Ⅰ	加美区多田	○	松井小学校
231020055	多田中谷Ⅰ	加美区多田	○	松井小学校
231020056	多田上谷川Ⅰ	加美区多田		松井小学校
231020057	宮前谷川Ⅰ	加美区多田		松井小学校
231020058	宮前東谷Ⅰ	加美区多田		松井小学校
231020059	南多田川Ⅱ	加美区多田		松井小学校
231020060	奥荒田谷Ⅰ	加美区奥荒田		松井小学校
231020061	奥荒田谷川Ⅰ	加美区奥荒田		松井小学校
231020062	三ツ森谷川Ⅰ	加美区奥荒田		松井小学校
231020063	奥荒田下谷Ⅰ	加美区奥荒田	○	松井小学校
231020064	奥岩川Ⅰ	加美区奥荒田		松井小学校
231020065	奥荒田谷Ⅱ	加美区奥荒田	○	松井小学校
231020066	の場谷Ⅰ	加美区の場		松井小学校

箇所番号	箇所名	所在地	特別警戒 区域	指定緊急避難場所
231020067	丁田谷Ⅰ	加美区的場		松井小学校
231020068	西脇谷Ⅱ	加美区西脇		松井小学校
231020069	南谷Ⅰ	加美区山野部	○	松井小学校
231020070	北谷川(1)Ⅰ	加美区山野部		松井小学校
231020071	北谷川(2)Ⅰ	加美区山野部		松井小学校
231020072	南谷Ⅱ	加美区山野部	○	松井小学校
231030001	中の谷口Ⅰ	八千代区大屋	○	モルゲンハイト八千代
231030002	長野Ⅰ	八千代区大屋		モルゲンハイト八千代
231030003	宮谷川Ⅰ	八千代区大屋		モルゲンハイト八千代
231030004	南坂本谷Ⅱ	八千代区大屋		モルゲンハイト八千代
231030005	西坂本谷Ⅱ	八千代区大屋		モルゲンハイト八千代
231030006	坂本谷Ⅱ	八千代区大屋		モルゲンハイト八千代
231030007	西笠ヶ谷Ⅱ	八千代区大屋	○	モルゲンハイト八千代
231030008	笠ヶ谷Ⅱ	八千代区大屋	○	モルゲンハイト八千代
231030009	北中の谷口Ⅱ	八千代区大屋		モルゲンハイト八千代
231030010	中の谷西川Ⅱ	八千代区大屋	○	モルゲンハイト八千代
231030011	中の谷川Ⅱ	八千代区大屋	○	モルゲンハイト八千代
231030012	中の谷Ⅱ	八千代区大屋		モルゲンハイト八千代
231030013	中の谷南谷Ⅱ	八千代区大屋		モルゲンハイト八千代
231030014	西長野山東谷Ⅱ	八千代区大屋		モルゲンハイト八千代
231030015	西長野山谷Ⅱ	八千代区大屋		モルゲンハイト八千代
231030016	長野南谷Ⅱ	八千代区大屋		モルゲンハイト八千代
231030017	宮床谷川Ⅰ	八千代区坂本	○	モルゲンハイト八千代
231030018	奥山川Ⅰ	八千代区坂本		モルゲンハイト八千代
231030019	南宮谷川Ⅰ	八千代区坂本	○	モルゲンハイト八千代
231030020	中村東谷Ⅰ	八千代区中村		モルゲンハイト八千代
231030021	中村谷Ⅱ	八千代区中村		モルゲンハイト八千代
231030022	谷ヶ口川Ⅰ	八千代区赤坂		八千代コミュニティプラザ
231030023	奥山川Ⅰ	八千代区赤坂	○	八千代コミュニティプラザ
231030024	二治谷Ⅱ	八千代区赤坂	○	八千代コミュニティプラザ
231030025	竹谷川Ⅰ	八千代区俵田	○	八千代コミュニティプラザ
231030026	花の宮谷Ⅰ	八千代区中野間		八千代中学校
231030027	滝ヶ谷Ⅰ	八千代区中野間		八千代中学校
231030028	ザル山谷Ⅰ	八千代区中野間		八千代中学校
231030029	日の谷Ⅰ	八千代区中野間		八千代中学校
231030030	城下川Ⅰ	八千代区中野間		八千代中学校
231030031	仕出原西谷(1)Ⅰ	八千代区中野間		八千代中学校
231030032	花の宮東谷Ⅱ	八千代区中野間		八千代中学校
231030033	保木川Ⅰ	八千代区下野間		八千代中学校
231030034	亀ヶ谷Ⅰ	八千代区下野間		八千代中学校
231030035	小尾ヶ谷川Ⅰ	八千代区下野間		八千代中学校
231030036	北ヶ上谷Ⅰ	八千代区下野間	○	八千代中学校
231030037	北ヶ谷Ⅰ	八千代区下野間	○	八千代中学校
231030038	口ヶ谷Ⅰ	八千代区下野間		八千代中学校
231030039	奥ヶ谷川Ⅰ	八千代区下野間		八千代中学校
231030040	仕出原谷Ⅰ	八千代区仕出原		キッズランドやちよ
231030041	仕出原東谷Ⅰ	八千代区仕出原		キッズランドやちよ

箇所番号	箇所名	所在地	特別警戒区域	指定緊急避難場所
231030042	仕出原西谷(2) I	八千代区仕出原	○	キッズランドやちよ
231030043	水大谷 I	八千代区仕出原		キッズランドやちよ
231030044	谷川 I	八千代区下三原		八千代中学校
231030045	中ヶ谷川 I	八千代区下三原		八千代中学校
231030046	下三原谷川 I	八千代区下三原	○	八千代中学校
231030047	西杉谷 I	八千代区下三原		八千代中学校
231030048	杉谷 I	八千代区下三原		八千代中学校
231030049	野尻谷 II	八千代区下三原	○	八千代中学校
231030050	下三原南谷 II	八千代区下三原		八千代中学校
231030051	下三原東谷 II	八千代区下三原		八千代中学校
231030052	安女谷 I	八千代区大和		八千代コミュニティプラザ
231030053	殿垣内川 I	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
231030054	三谷川 I	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
231030055	社谷川 I	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
231030056	大和東谷 I	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
231030057	大茶坊谷 I	八千代区大和		八千代コミュニティプラザ
231030058	東谷川 I	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
231030059	政鍛冶谷川 II	八千代区大和		八千代コミュニティプラザ
231030060	西谷川 II	八千代区大和		八千代コミュニティプラザ
231030061	西谷川北谷 II	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
231030062	大和谷 II	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
231030063	大和北谷 II	八千代区大和		八千代コミュニティプラザ
231030064	上三原北谷 II	八千代区大和		八千代コミュニティプラザ
231030065	中谷川 II	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
231030066	井上谷 II	八千代区大和		八千代コミュニティプラザ
231030067	双谷 II	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
231030068	太郎太夫川 II	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
231030069	太郎太夫南谷 II	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
231030070	大茶坊北谷 II	八千代区大和		八千代コミュニティプラザ
231030071	亀ヶ谷川	八千代区俵田		八千代コミュニティプラザ
231030072	オイソ谷川	八千代区下村	○	モルゲンハイト八千代
231030073	亀ヶ谷北川	八千代区俵田		八千代コミュニティプラザ
231030074	西長野谷川	八千代区下村	○	モルゲンハイト八千代
231020073	丹治向山川	加美区丹治	○	杉原谷小学校

2 急傾斜（令和2年3月31日現在）

箇所番号	箇所名	所在地	特別警戒区域	指定緊急避難場所
131010001	門前(1) II	中区門前	○	ビジターセンター「那珂ふれあい館」
131010002	門前(2) II	中区門前		ビジターセンター「那珂ふれあい館」
131010003	門前(3) II	中区門前	○	ビジターセンター「那珂ふれあい館」
131010004	田野口 I	中区田野口	○	ビジターセンター「那珂ふれあい館」
131010005	牧野(1) III	中区牧野		中町北小学校
131010006	牧野(2) III	中区牧野	○	中町北小学校
131010007	鍛冶屋 I	中区鍛冶屋	○	中町北小学校
131010008	間子 I	中区間子	○	健康福祉センター「アスパル」
131010009	奥中(1) I	中区奥中	○	文化会館「ベルディーホール」
131010010	奥中(2) I	中区奥中	○	文化会館「ベルディーホール」

箇所番号	箇所名	所在地	特別警戒区域	指定緊急避難場所
131010011	奥中(3)Ⅰ	中区奥中	○	中央公民館
131010012	奥中(4)Ⅱ	中区奥中	○	文化会館「ベルディーホール」
131010013	奥中(5)Ⅱ	中区奥中	○	文化会館「ベルディーホール」
131010014	奥中(6)Ⅱ	中区奥中	○	文化会館「ベルディーホール」
131010015	高岸(1)Ⅰ	中区高岸	○	文化会館「ベルディーホール」
131010016	高岸(2)Ⅱ	中区高岸	○	文化会館「ベルディーホール」
131010017	高岸(3)Ⅱ	中区高岸	○	文化会館「ベルディーホール」
131010018	高岸(4)Ⅱ	中区高岸	○	文化会館「ベルディーホール」
131010019	徳畑(1)Ⅰ	中区徳畑	○	中央公民館
131010020	徳畑(2)Ⅱ	中区徳畑	○	中央公民館
131010021	徳畑(3)Ⅲ	中区徳畑	○	中央公民館
131010022	茂利(1)Ⅰ	中区茂利	○	中央公民館
131010023	茂利(2)Ⅱ	中区茂利		中央公民館
131010024	茂利(3)Ⅱ	中区茂利	○	中央公民館
131010025	糺屋Ⅲ	中区糺屋	○	稲荷コミュニティセンター
131010026	坂本Ⅲ	中区坂本	○	稲荷コミュニティセンター
131010027	曾我井Ⅰ	中区曾我井	○	稲荷コミュニティセンター
131010028	森本(1)Ⅱ	中区森本	○	中町南小学校
131010029	森本(2)Ⅱ	中区森本	○	中町南小学校
131010030	森本(3)Ⅱ	中区森本	○	中町南小学校
131010031	森本(4)Ⅱ	中区森本	○	中町南小学校
131010032	西安田(1)Ⅰ	中区西安田	○	農村婦人の家
131010033	東安田(1)Ⅰ	中区東安田	○	農村婦人の家
131010034	東安田(2)Ⅰ	中区東安田	○	農村婦人の家
131010035	西安田(2)Ⅱ	中区西安田	○	農村婦人の家
131010036	西安田(3)Ⅱ	中区西安田	○	農村婦人の家
131010037	西安田(4)Ⅱ	中区西安田	○	農村婦人の家
131010038	東安田(3)Ⅰ	中区東安田	○	農村婦人の家
131020001	山寄上(1)Ⅱ	加美区山寄上	○	杉原谷小学校
131020002	山寄上(2)Ⅲ	加美区山寄上	○	杉原谷小学校
131020003	山寄上(3)Ⅲ	加美区山寄上	○	杉原谷小学校
131020004	鳥羽(1)Ⅰ	加美区鳥羽	○	杉原谷小学校
131020005	鳥羽(2)Ⅰ	加美区鳥羽	○	杉原谷小学校
131020006	鳥羽(3)Ⅰ	加美区鳥羽	○	杉原谷小学校
131020007	鳥羽(4)Ⅰ	加美区鳥羽		杉原谷小学校
131020008	鳥羽(5)Ⅱ	加美区鳥羽	○	杉原谷小学校
131020009	鳥羽(6)Ⅲ	加美区鳥羽	○	杉原谷小学校
131020010	清水(1)Ⅰ	加美区清水	○	杉原谷小学校
131020011	清水(2)Ⅱ	加美区清水	○	杉原谷小学校
131020012	轟Ⅱ	加美区轟	○	杉原谷小学校
131020013	市原(1)Ⅲ	加美区市原	○	杉原谷小学校
131020014	市原(2)Ⅱ	加美区市原	○	杉原谷小学校
131020015	丹治Ⅲ	加美区丹治	○	杉原谷小学校
131020016	三谷Ⅱ	加美区三谷	○	杉原谷小学校
131020017	箸荷(1)Ⅱ	加美区箸荷	○	杉原谷小学校
131020018	箸荷(2)Ⅱ	加美区箸荷	○	杉原谷小学校
131020019	大袋Ⅲ	加美区大袋	○	杉原谷小学校
131020020	箸荷(3)Ⅲ	加美区箸荷		杉原谷小学校
131020021	箸荷(4)Ⅱ	加美区箸荷	○	杉原谷小学校

箇所番号	箇所名	所在地	特別警戒区域	指定緊急避難場所
131020022	観音寺 I	加美区観音寺	○	杉原谷小学校
131020023	豊部(1) I	加美区豊部	○	加美コミュニティプラザ
131020024	豊部(2) II	加美区豊部	○	加美コミュニティプラザ
131020025	豊部(3) II	加美区豊部	○	加美コミュニティプラザ
131020026	豊部(4) I	加美区豊部	○	加美コミュニティプラザ
131020027	豊部(5) II	加美区豊部	○	加美コミュニティプラザ
131020028	豊部(6) III	加美区豊部	○	加美コミュニティプラザ
131020029	豊部(7) I	加美区豊部	○	加美コミュニティプラザ
131020030	豊部(8) II	加美区豊部	○	加美コミュニティプラザ
131020031	熊野部(1) II	加美区熊野部	○	松井小学校
131020032	熊野部(2) II	加美区熊野部	○	松井小学校
131020033	熊野部(3) II	加美区熊野部	○	松井小学校
131020034	奥荒田(1) II	加美区奥荒田	○	松井小学校
131020035	的場(1) I	加美区的場		松井小学校
131020036	奥荒田(2) II	加美区奥荒田	○	松井小学校
131020037	奥荒田(3) III	加美区奥荒田	○	松井小学校
131020038	的場(2) I	加美区的場	○	松井小学校
131020039	的場(3) I	加美区的場	○	松井小学校
131020040	多田(1) II	加美区多田		松井小学校
131020041	的場(4) II	加美区的場	○	松井小学校
131020042	寺内(1) II	加美区寺内	○	松井小学校
131020043	寺内(2) III	加美区寺内	○	松井小学校
131020044	的場(5) I	加美区的場	○	松井小学校
131020045	山野部 III	加美区山野部	○	松井小学校
131020046	岩座神(1) II	加美区岩座神	○	松井小学校
131020047	岩座神(2) II	加美区岩座神	○	松井小学校
131020048	岩座神(3) II	加美区岩座神	○	松井小学校
131020049	岩座神(4) II	加美区岩座神	○	松井小学校
131020050	棚釜(1) I	加美区棚釜	○	松井小学校
131020051	棚釜(2) III	加美区棚釜	○	松井小学校
131020052	棚釜(3) III	加美区棚釜	○	松井小学校
131020053	多田(2) II	加美区多田	○	松井小学校
131020054	熊野部(4) II	加美区熊野部	○	松井小学校
131020055	多田(3) III	加美区多田	○	松井小学校
131020056	多田(4) III	加美区多田	○	松井小学校
131020057	多田(5) II	加美区多田	○	松井小学校
131030001	大屋(1) I	八千代区大屋	○	モルゲンハイト八千代
131030002	大屋(2) I	八千代区大屋	○	モルゲンハイト八千代
131030003	大屋(3) I	八千代区大屋	○	モルゲンハイト八千代
131030004	大屋(4) II	八千代区大屋	○	モルゲンハイト八千代
131030005	大屋(5) II	八千代区大屋	○	モルゲンハイト八千代
131030006	大屋(6) II	八千代区大屋	○	モルゲンハイト八千代
131030007	大屋(7) II	八千代区大屋	○	モルゲンハイト八千代
131030008	大屋(8) II	八千代区大屋	○	モルゲンハイト八千代
131030009	大屋(9) II	八千代区大屋	○	モルゲンハイト八千代
131030010	大屋(10) II	八千代区大屋	○	モルゲンハイト八千代
131030011	大屋(11) II	八千代区大屋	○	モルゲンハイト八千代
131030012	大屋(12) II	八千代区大屋	○	モルゲンハイト八千代
131030013	大屋(13) II	八千代区大屋	○	モルゲンハイト八千代

箇所番号	箇所名	所在地	特別警戒区域	指定緊急避難場所
131030014	大屋(14)Ⅱ	八千代区大屋	○	モルゲンハイト八千代
131030015	大屋(15)Ⅱ	八千代区大屋		モルゲンハイト八千代
131030016	大屋(16)Ⅱ	八千代区大屋	○	モルゲンハイト八千代
131030017	大屋(17)Ⅱ	八千代区大屋	○	モルゲンハイト八千代
131030018	大屋(18)Ⅱ	八千代区大屋	○	モルゲンハイト八千代
131030019	大屋(19)Ⅱ	八千代区大屋	○	モルゲンハイト八千代
131030020	大屋(20)Ⅲ	八千代区大屋	○	モルゲンハイト八千代
131030021	大屋(21)Ⅲ	八千代区大屋	○	モルゲンハイト八千代
131030022	大屋(22)Ⅲ	八千代区大屋	○	モルゲンハイト八千代
131030023	坂本(1)Ⅰ	八千代区坂本	○	モルゲンハイト八千代
131030024	坂本(2)Ⅱ	八千代区坂本		モルゲンハイト八千代
131030025	坂本(3)Ⅲ	八千代区坂本	○	モルゲンハイト八千代
131030026	坂本(4)Ⅲ	八千代区坂本	○	モルゲンハイト八千代
131030027	坂本(5)Ⅲ	八千代区坂本	○	モルゲンハイト八千代
131030028	中村(1)Ⅰ	八千代区中村	○	モルゲンハイト八千代
131030029	中村(2)Ⅰ	八千代区中村	○	モルゲンハイト八千代
131030030	中村(3)Ⅰ	八千代区中村	○	モルゲンハイト八千代
131030031	中村(4)Ⅰ	八千代区中村	○	モルゲンハイト八千代
131030032	中村(5)Ⅱ	八千代区中村	○	モルゲンハイト八千代
131030033	中村(6)Ⅱ	八千代区中村	○	モルゲンハイト八千代
131030034	中村(7)Ⅱ	八千代区中村	○	モルゲンハイト八千代
131030035	中村(8)Ⅲ	八千代区中村	○	モルゲンハイト八千代
131030036	横屋Ⅱ	八千代区横屋	○	モルゲンハイト八千代
131030037	下村(1)Ⅲ	八千代区下村	○	モルゲンハイト八千代
131030038	下村(2)Ⅲ	八千代区下村	○	モルゲンハイト八千代
131030039	下村(3)Ⅲ	八千代区下村	○	モルゲンハイト八千代
131030040	門田(1)Ⅰ	八千代区門田	○	モルゲンハイト八千代
131030041	門田(2)Ⅱ	八千代区門田	○	モルゲンハイト八千代
131030042	門田(3)Ⅱ	八千代区門田	○	モルゲンハイト八千代
131030043	赤坂(1)Ⅰ	八千代区赤坂	○	八千代コミュニティプラザ
131030044	赤坂(2)Ⅱ	八千代区赤坂	○	八千代コミュニティプラザ
131030045	赤坂(3)Ⅱ	八千代区赤坂		八千代コミュニティプラザ
131030046	赤坂(4)Ⅲ	八千代区赤坂	○	八千代コミュニティプラザ
131030047	俵田(1)Ⅰ	八千代区俵田	○	八千代コミュニティプラザ
131030048	俵田(2)Ⅰ	八千代区俵田		八千代コミュニティプラザ
131030049	俵田(3)Ⅱ	八千代区俵田	○	八千代コミュニティプラザ
131030050	中野間(1)Ⅰ	八千代区中野間		八千代中学校
131030051	中野間(2)Ⅰ	八千代区中野間		八千代中学校
131030052	中野間(3)Ⅰ	八千代区中野間		八千代中学校
131030053	中野間(4)Ⅰ	八千代区中野間	○	八千代中学校
131030054	中野間(5)Ⅰ	八千代区中野間	○	八千代中学校
131030055	中野間(6)Ⅰ	八千代区中野間	○	八千代中学校
131030056	中野間(7)Ⅰ	八千代区中野間		八千代中学校
131030057	中野間(8)Ⅱ	八千代区中野間	○	八千代中学校
131030058	中野間(9)Ⅱ	八千代区中野間		八千代中学校
131030059	中野間(10)Ⅱ	八千代区中野間	○	八千代中学校
131030060	中野間(11)Ⅲ	八千代区中野間		八千代中学校
131030061	中野間(12)Ⅲ	八千代区中野間	○	八千代中学校
131030062	下野間(1)Ⅰ	八千代区下野間	○	八千代中学校

箇所番号	箇所名	所在地	特別警戒区域	指定緊急避難場所
131030063	下野間(2)Ⅰ	八千代区下野間	○	八千代中学校
131030064	下野間(3)Ⅰ	八千代区下野間		八千代中学校
131030065	下野間(4)Ⅱ	八千代区下野間	○	八千代中学校
131030066	下野間(5)Ⅱ	八千代区下野間	○	八千代中学校
131030067	下野間(6)Ⅱ	八千代区下野間	○	八千代中学校
131030068	下野間(7)Ⅱ	八千代区下野間	○	八千代中学校
131030069	下野間(8)Ⅲ	八千代区下野間		八千代中学校
131030070	下野間(9)Ⅲ	八千代区下野間	○	八千代中学校
131030071	仕出原(1)Ⅰ	八千代区仕出原	○	キッズランドやちよ
131030072	仕出原(2)Ⅱ	八千代区仕出原	○	キッズランドやちよ
131030073	仕出原(3)Ⅱ	八千代区仕出原	○	キッズランドやちよ
131030074	仕出原(4)Ⅲ	八千代区仕出原	○	キッズランドやちよ
131030075	仕出原(5)Ⅲ	八千代区仕出原	○	キッズランドやちよ
131030076	下三原(1)Ⅰ	八千代区下三原	○	八千代中学校
131030077	下三原(2)Ⅱ	八千代区下三原	○	八千代中学校
131030078	下三原(3)Ⅱ	八千代区下三原	○	八千代中学校
131030079	下三原(4)Ⅱ	八千代区下三原	○	八千代中学校
131030080	下三原(5)Ⅱ	八千代区下三原	○	八千代中学校
131030081	下三原(6)Ⅱ	八千代区下三原		八千代中学校
131030082	下三原(7)Ⅱ	八千代区下三原	○	八千代中学校
131030083	下三原(8)Ⅲ	八千代区下三原	○	八千代中学校
131030084	下三原(9)Ⅲ	八千代区下三原	○	八千代中学校
131030085	下三原(10)Ⅲ	八千代区下三原	○	八千代中学校
131030086	大和(1)Ⅰ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030087	大和(2)Ⅰ	八千代区大和		八千代コミュニティプラザ
131030088	大和(3)Ⅰ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030089	大和(4)Ⅰ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030090	大和(5)Ⅰ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030091	大和(6)Ⅰ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030092	大和(7)Ⅰ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030093	大和(8)Ⅰ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030094	大和(9)Ⅰ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030095	大和(10)Ⅰ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030096	大和(11)Ⅰ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030097	大和(12)Ⅰ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030098	大和(13)Ⅰ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030099	大和(14)Ⅱ	八千代区大和		八千代コミュニティプラザ
131030100	大和(15)Ⅱ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030101	大和(16)Ⅱ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030102	大和(17)Ⅱ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030103	大和(18)Ⅱ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030104	大和(19)Ⅱ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030105	大和(20)Ⅱ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030106	大和(21)Ⅱ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030107	大和(22)Ⅱ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030108	大和(23)Ⅱ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030109	大和(24)Ⅱ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030110	大和(25)Ⅱ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030111	大和(26)Ⅱ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ

箇所番号	箇所名	所在地	特別警戒区域	指定緊急避難場所
131030112	大和(27)Ⅱ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030113	大和(28)Ⅱ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030114	大和(29)Ⅱ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030115	大和(30)Ⅱ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030116	大和(31)Ⅱ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030117	大和(32)Ⅱ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030118	大和(33)Ⅱ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030119	大和(34)Ⅱ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030120	大和(35)Ⅱ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030121	大和(36)Ⅱ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030122	大和(37)Ⅱ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030123	大和(38)Ⅱ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030124	大和(39)Ⅱ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030125	大和(40)Ⅲ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030126	大和(41)Ⅲ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030127	大和(42)Ⅲ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030128	大和(43)Ⅲ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030129	大和(44)Ⅲ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030130	大和(45)Ⅲ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030131	大和(46)Ⅲ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030132	大和(47)Ⅲ	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030133	大和(48)	八千代区大和	○	八千代コミュニティプラザ
131030134	下村(4)	八千代区下村	○	モルゲンハイト八千代

2-5 土石流危険渓流等箇所一覽

土石流危険渓流等数

出典：兵庫縣地域防災計画資料編（令和2年1月）

区名	危険渓流等数
中区	24
加美区	73
八千代区	70

土石流危険渓流等箇所

区名	渓流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概況		
						溪流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部平均勾配 (度)
中区	加-中町-I-1	加古川	仕出原川	天神南川	徳畑	41	21	9
〃	加-中町-I-2	加古川	仕出原川	天神川	徳畑	63	29	11
〃	加-中町-I-3	加古川	杉原川	曾我井中谷	曾我井	35	13	11
〃	加-中町-I-4	加古川	杉原川	曾我井下谷	曾我井	28	8	10
〃	加-中町-I-5	加古川	杉原川	坂本谷	坂本	15	2	18
〃	加-中町-I-6	加古川	杉原川	安坂西谷	安坂	28	8	10
〃	加-中町-I-7	加古川	杉原川	奥中南谷川	奥中	57	17	7
〃	加-中町-I-8	加古川	杉原川	奥中南川	奥中	28	6	10
〃	加-中町-I-9	加古川	杉原川	真谷川	奥中	33	8	17
〃	加-中町-I-10	加古川	杉原川	奥中北川	奥中	50	9	15
〃	加-中町-I-11	加古川	安楽田川	門前西谷	門前	42	7	19
〃	加-中町-I-12	加古川	安楽田川	門前東谷	門前	74	22	15
〃	加-中町-I-13	加古川	思出川	東山川	東山	28	6	20
〃	加-中町-I-14	加古川	思出川	田野口川	田野口	137	41	14
〃	加-中町-I-15	加古川	思出川	鍛冶屋谷	鍛冶屋	111	86	8
〃	加-中町-I-16	加古川	杉原川	森本東川	森本	42	7	14
〃	加-中町-II-1	加古川	仕出原川	徳畑	徳畑	30	5	11
〃	加-中町-II-2	加古川	仕出原川	徳畑	徳畑	23	5	17
〃	加-中町-II-3	加古川	仕出原川	徳畑	徳畑	69	29	14
〃	加-中町-II-4	加古川	仕出原川	徳畑	徳畑	36	10	8
〃	加-中町-II-5	加古川	杉原川	高岸南谷川	高岸	28	5	18
〃	加-中町-II-6	加古川	杉原川	高岸北谷川	高岸	40	11	14
〃	加-中町-II-7	加古川	杉原川	森本	森本	25	7	7
〃	加-中町-II-8	加古川	杉原川	西安田	森本	17	8	10
加美区	加-加美-I-1	加古川	山野部谷川	南谷	山野部	54	14	14
〃	加-加美-I-2	加古川	山野部谷川	北谷川	山野部	44	7	13
〃	加-加美-I-3	加古川	山野部谷川	北谷川	山野部	49	10	13
〃	加-加美-I-4	加古川	奥荒田川	的場谷	的場	10	2	9
〃	加-加美-I-5	加古川	奥荒田川	奥荒田谷	奥荒田	8	2	11
〃	加-加美-I-6	加古川	奥荒田川	奥荒田谷川	奥荒田	59	18	16
〃	加-加美-I-7	加古川	奥荒田川	三ツ森谷川	奥荒田	53	22	19
〃	加-加美-I-8	加古川	奥荒田川	奥荒田下谷	奥荒田	27	6	13
〃	加-加美-I-9	加古川	奥荒田川	奥岩川	奥荒田	24	4	19
〃	加-加美-I-10	加古川	多田川	丁田谷	的場	15	2	15
〃	加-加美-I-11	加古川	多田川	多田下谷	多田	25	13	11
〃	加-加美-I-12	加古川	多田川	多田中谷	多田	64	17	14
〃	加-加美-I-13	加古川	多田川	多田上谷川	多田	108	29	15
〃	加-加美-I-14	加古川	多田川	宮前谷川	多田	264	260	11
〃	加-加美-I-15	加古川	多田川	岩座神谷川	岩座神	68	17	16
〃	加-加美-I-16	加古川	多田川	岩座神小谷	岩座神	12	3	22
〃	加-加美-I-17	加古川	多田川	岩座神谷	岩座神	11	2	20
〃	加-加美-I-18	加古川	杉原川	多田川	岩座神	141	148	17
〃	加-加美-I-19	加古川	多田川	棚釜上谷	棚釜	31	7	26
〃	加-加美-I-20	加古川	多田川	棚釜下谷	棚釜	32	9	21

区名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概況		
						溪流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部 平均勾配 (度)
加美区	加-加美-I-21	加古川	多田川	宮前東谷	多田	40	6	23
"	加-加美-I-22	加古川	杉原川	脇谷	豊部	12	3	21
"	加-加美-I-23	加古川	杉原川	寺谷川	豊部	30	9	16
"	加-加美-I-24	加古川	杉原川	寺谷谷川	豊部	50	36	16
"	加-加美-I-25	加古川	杉原川	兵谷川	豊部	56	15	14
"	加-加美-I-26	加古川	杉原川	柏谷谷川	豊部	103	51	15
"	加-加美-I-27	加古川	杉原川	森内谷川	豊部	67	30	13
"	加-加美-I-28	加古川	杉原川	安田川原谷川	奥豊部	49	16	14
"	加-加美-I-29	加古川	杉原川	門村谷	門村	27	5	11
"	加-加美-I-30	加古川	門村谷川	門村谷川	門村	85	23	16
"	加-加美-I-31	加古川	杉原川	三谷川	三谷	325	356	11
"	加-加美-I-32	加古川	市原谷川	市原南谷川	市原	55	13	15
"	加-加美-I-33	加古川	杉原川	市原谷川	市原	226	338	12
"	加-加美-I-34	加古川	杉原川	奥谷川	轟	201	194	16
"	加-加美-I-35	加古川	杉原川	大小谷	清水	68	24	16
"	加-加美-I-36	加古川	杉原川	大玉川	山寄上	214	178	11
"	加-加美-I-37	加古川	杉原川	山寄上	山寄上	66	40	17
"	加-加美-I-38	加古川	杉原川	山寄上谷	山寄上	11	2	25
"	加-加美-I-39	加古川	杉原川	山田谷川	鳥羽	55	16	13
"	加-加美-I-40	加古川	杉原川	東谷川	鳥羽	204	262	11
"	加-加美-I-41	加古川	杉原川	上清水川	鳥羽	74	28	21
"	加-加美-I-42	加古川	杉原川	清水東谷川	清水	186	176	15
"	加-加美-I-43	加古川	杉原川	山口谷川	山口	40	11	13
"	加-加美-I-44	加古川	丹治谷川	丹治東谷川	丹治	47	13	18
"	加-加美-I-45	加古川	杉原川	丹治川	丹治	257	330	8
"	加-加美-I-46	加古川	箸荷谷川	箸荷	箸荷	5	1	12
"	加-加美-I-47	加古川	箸荷谷川	仏谷	箸荷	30	8	16
"	加-加美-I-48	加古川	箸荷谷川	西所谷川	柳谷	49	20	13
"	加-加美-I-49	加古川	箸荷谷川	箸荷谷	箸荷	76	31	17
"	加-加美-I-50	加古川	箸荷谷川	城谷	箸荷	40	26	14
"	加-加美-I-51	加古川	杉原川	観音寺上谷	箸荷	22	5	18
"	加-加美-I-52	加古川	杉原川	観音寺川	観音寺	67	45	14
"	加-加美-I-53	加古川	杉原川	観音寺南谷川	豊部	71	27	14
"	加-加美-I-54	加古川	杉原川	上島谷川	豊部	88	46	16
"	加-加美-II-1	加古川	山野部谷川	南谷	山野部	42	5	14
"	加-加美-II-2	加古川	奥荒田川	西脇谷	西脇	40	8	17
"	加-加美-II-3	加古川	奥荒田川	奥荒田谷	奥荒田	21	6	15
"	加-加美-II-4	加古川	多田川	西山	熊野部	12	2	18
"	加-加美-II-5	加古川	多田川	棚釜	棚釜	45	23	21
"	加-加美-II-6	加古川	多田川	棚釜	棚釜	31	12	21
"	加-加美-II-7	加古川	杉原川	南多田川	多田	25	11	20
"	加-加美-II-8	加古川	杉原川	杉原谷	杉原	31	4	14
"	加-加美-II-9	加古川	三谷川	三谷谷川	三谷	42	7	20
"	加-加美-II-10	加古川	杉原川	田中南谷	山寄上	67	32	18
"	加-加美-II-11	加古川	杉原川	田中北谷	山寄上	26	6	19
"	加-加美-II-12	加古川	杉原川	東山谷	山寄上	45	10	17
"	加-加美-II-13	加古川	杉原川	東山川	山寄上	101	83	12
"	加-加美-II-14	加古川	杉原川	アンガイチ谷	山寄上	30	5	15
"	加-加美-II-15	加古川	杉原川	アンガイチ南谷	山寄上	32	9	17
"	加-加美-II-16	加古川	丹治谷川	上山	丹治	88	45	16
"	加-加美-II-17	加古川	箸荷谷川	中谷	箸荷	19	4	12
"	加-加美-II-18	加古川	杉原川	観音寺	箸荷	22	2	15
"	加-加美-II-19	加古川	杉原川	上島北谷	豊部	60	14	20
八千代区	加-八千-I-1	加古川	野間川	保木川	下野間	41	29	19
"	加-八千-I-2	加古川	野間川	亀ヶ谷	下野間	103	45	14
"	加-八千-I-3	加古川	野間川	小尾ヶ谷川	下野間	52	17	15
"	加-八千-I-4	加古川	大和川	安女谷	大和	54	18	14
"	加-八千-I-5	加古川	大和川	殿垣内川	大和	29	7	12
"	加-八千-I-6	加古川	大和川	三谷川	大和	60	18	6

区名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概況		
						溪流長 (10m)	流域面積 (ha)	流下部 平均勾配 (度)
八千代区	加-八千-I-7	加古川	大和川	社谷川	大和	66	24	8
"	加-八千-I-8	加古川	大和川	大和東谷	大和	36	9	14
"	加-八千-I-9	加古川	大和川	大茶坊谷	大和	41	12	11
"	加-八千-I-10	加古川	大和川	東谷川	大和	52	27	12
"	加-八千-I-11	加古川	大和川	谷川	下三原	29	10	13
"	加-八千-I-12	加古川	大和川	中ヶ谷川	下三原	82	35	9
"	加-八千-I-13	加古川	大和川	下三原谷川	下三原	51	30	12
"	加-八千-I-14	加古川	大和川	西杉谷	下三原	13	2	29
"	加-八千-I-15	加古川	大和川	杉谷	下三原	27	4	24
"	加-八千-I-16	加古川	大和川	花の宮谷	中野間	33	8	20
"	加-八千-I-17	加古川	日の谷川	滝ヶ谷	川西	35	11	16
"	加-八千-I-18	加古川	野間川	ザル山谷	川西	32	14	11
"	加-八千-I-19	加古川	日の谷川	日の谷	川西	27	9	15
"	加-八千-I-20	加古川	野間川	城下川	川西	45	18	16
"	加-八千-I-21	加古川	野間川	谷ヶ口川	赤坂	58	26	10
"	加-八千-I-22	加古川	野間川	奥山川	赤坂	86	72	6
"	加-八千-I-23	加古川	野間川	宮床谷川	坂本	83	19	12
"	加-八千-I-24	加古川	野間川	奥山川	坂本	39	12	16
"	加-八千-I-25	加古川	中谷川	中の谷口	大屋	9	2	19
"	加-八千-I-26	加古川	野間川	長野	大屋	33	16	15
"	加-八千-I-27	加古川	野間川	宮谷川	大屋	26	8	15
"	加-八千-I-28	加古川	野間川	南宮谷川	坂本	49	17	12
"	加-八千-I-29	加古川	野間川	中村東谷	中村	24	3	29
"	加-八千-I-30	加古川	野間川	竹谷川	俵田	189	144	4
"	加-八千-I-31	加古川	野間川	仕出原西谷	中野間	24	8	10
"	加-八千-I-32	加古川	仕出原川	仕出原谷	仕出原	21	6	11
"	加-八千-I-33	加古川	仕出原川	仕出原東谷	仕出原	35	6	17
"	加-八千-I-34	加古川	仕出原川	仕出原西谷	仕出原	22	4	18
"	加-八千-I-35	加古川	仕出原川	水大谷	仕出原	36	23	15
"	加-八千-I-36	加古川	仕出原川	北ヶ上谷	下野間	61	12	16
"	加-八千-I-37	加古川	仕出原川	北ヶ谷	下野間	64	26	17
"	加-八千-I-38	加古川	仕出原川	口ヶ谷	下野間	44	15	14
"	加-八千-I-39	加古川	野間川	奥ヶ谷川	下野間	52	34	10
"	加-八千-II-1	加古川	大和川	野尻谷	下三原	18	4	21
"	加-八千-II-2	加古川	大和川	政鍛冶谷川	大和	106	81	11
"	加-八千-II-3	加古川	大和川	西谷川	大和	24	12	10
"	加-八千-II-4	加古川	大和川	西谷川北谷	大和	29	7	15
"	加-八千-II-5	加古川	大和川	大和谷	大和	10	2	18
"	加-八千-II-6	加古川	スソソ川	大和北谷	大和	8	3	15
"	加-八千-II-7	加古川	スソソ川	上三原北谷	大和	13	2	13
"	加-八千-II-8	加古川	大和川	中谷川	大和	45	9	10
"	加-八千-II-9	加古川	大和川	井上谷	大和	26	5	15
"	加-八千-II-10	加古川	大和川	双谷	大和	22	7	13
"	加-八千-II-11	加古川	大和川	太郎太夫川	大和	58	16	11
"	加-八千-II-12	加古川	大和川	太郎太夫南谷	大和	38	9	13
"	加-八千-II-13	加古川	大和川	大茶坊北谷	大和	30	5	15
"	加-八千-II-14	加古川	大和川	下三原南谷	下三原	27	4	15
"	加-八千-II-15	加古川	大和川	下三原東谷	下三原	25	6	18
"	加-八千-II-16	加古川	大和川	花の宮東谷	中野間	17	4	17
"	加-八千-II-17	加古川	野間川	二治谷	赤坂	26	3	21
"	加-八千-II-18	加古川	尾ノ谷川	中村谷	中村	19	3	11
"	加-八千-II-19	加古川	野間川	南坂本谷	大屋	13	3	17
"	加-八千-II-20	加古川	野間川	西坂本谷	大屋	23	6	14
"	加-八千-II-21	加古川	野間川	坂本谷	大屋	14	2	12
"	加-八千-II-22	加古川	笠形谷川	西笠ヶ谷	大屋	23	11	17
"	加-八千-II-23	加古川	笠形谷川	笠ヶ谷	大屋	42	15	13
"	加-八千-II-24	加古川	中谷川	北中の谷口	大屋	10	4	11
"	加-八千-II-25	加古川	中谷川	中の谷西川	大屋	50	19	18
"	加-八千-II-26	加古川	中谷川	中の谷川	大屋	54	26	13

区名	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地	溪流概況		
						溪流長(10m)	流域面積(ha)	流下部平均勾配(度)
〃	加-八千-II-27	加古川	中谷川	中の谷	大屋	30	6	20
〃	加-八千-II-28	加古川	中谷川	中の谷南谷	大屋	25	4	24
〃	加-八千-II-29	加古川	野間川	西長野山東谷	大屋	32	5	22
〃	加-八千-II-30	加古川	野間川	西長野山谷	大屋	19	3	23
〃	加-八千-II-31	加古川	野間川	長野南谷	大屋	36	7	18

2-6 急傾斜地崩壊危険箇所等集計表

出典：兵庫県地域防災計画資料編（令和2年1月）

区名	急傾斜地崩壊危険箇所等箇所数	急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数	指定面積 (ha)
中区	45	—	—
加美区	65	—	—
八千代区	139	1	0.20

2-7 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

急傾斜地崩壊危険箇所（I：人家5戸以上か、5戸未満であっても公共施設がある箇所）

加東土木事務所

斜面	箇所番号	箇所名	位置		地形		
			区名	大字小字名	傾斜度(度)	長さ(m)	高さ(m)
自然	1	籠町	中区	田野口籠町	55	80	30
自然	2	山根	中区	鍛冶屋山根	38	60	40
自然	3	新宮山	中区	奥中新宮山	35	210	45
自然	4	岡山	中区	奥中岡山	34	140	45
自然	5	奥中	中区	奥中	60	40	20
自然	6	丸山	中区	茂利丸山	60	165	30
自然	7	上三原	中区	西安田上三原	60	220	35
自然	8	タコウ山	中区	西安田タコウ山	55	170	50
自然	9	垣ノ内	中区	西安田垣ノ内	40	225	40
自然	10	山添	中区	曾我井山添	45	120	60
自然	11	高岸	中区	高岸	40	80	135
自然	12	間子	中区	間子	50	110	40
自然	13	徳畑	中区	徳畑	60	190	50
自然	14	東安田	中区	東安田	40	80	110
自然	15	曾我井	中区	曾我井	60	250	30
自然	1	鳥羽(1)	加美区	鳥羽	45	170	40
自然	2	鳥羽(2)	加美区	鳥羽	45	110	45
自然	3	清水	加美区	清水	30	190	30
自然	4	観音寺	加美区	観音寺	55	150	10
自然	5	豊部	加美区	豊部	45	80	55
自然	6	久保ヶ谷	加美区	豊部久保ヶ谷	40	125	90
自然	7	棚釜	加美区	棚釜	60	210	55
自然	8	寺内	加美区	寺内	55	170	40
自然	9	的場(1)	加美区	的場	55	340	45
自然	10	的場(2)	加美区	的場	45	225	40
自然	11	鳥羽(3)	加美区	鳥羽	60	230	40
自然	12	鳥羽(4)	加美区	鳥羽	45	120	85
自然	13	桧ノ木堂	加美区	桧ノ木堂	35	70	50
自然	14	奥荒田	加美区	奥荒田	50	150	30
自然	1	西長野	八千代区	大屋西長野	30	205	75

斜面	箇所番号	箇所名	位置		地形		
			区名	大字小字名	傾斜度(度)	長さ(m)	高さ(m)
自然	2	奥田	八千代区	大屋	40	290	80
自然	3	シボラ	八千代区	大屋	43	350	80
自然	4	坂本(2)	八千代区	坂本	60	230	50
自然	5	坂本(1)	八千代区	坂本	32	210	80
自然	6	坂本(3)	八千代区	坂本	35	150	60
自然	7	中村	八千代区	中村	60	460	90
自然	8	赤坂	八千代区	赤坂	50	130	80
自然	9	俵田	八千代区	俵田	30	200	80
自然	10	岡崎	八千代区	中野間岡崎	45	85	50
自然	11	中野間	八千代区	中野間山口	40	120	20
自然	12	中野間(2)	八千代区	中野間	30	95	70
自然	13	門下	八千代区	中野間門下	60	260	75
自然	14	花ノ宮	八千代区	中野間花ノ宮	65	565	110
自然	15	藪田	八千代区	下野間	60	290	85
自然	16	保木	八千代区	下野間保木	30	410	75
自然	17	中野間(3)	八千代区	中野間	50	55	20
自然	18	川向	八千代区	下三原川向	50	220	85
自然	19	古坂谷	八千代区	大和古坂谷	50	230	85
自然	20	ヲソ谷口	八千代区	大和	45	130	80
自然	21	佃	八千代区	大和	45	145	55
自然	22	多喜曾	八千代区	大和	40	220	75
自然	23	奥西谷	八千代区	大和	45	260	70
自然	24	中三原(1)	八千代区	中三原	40	250	70
自然	25	中三原(2)	八千代区	中三原	30	140	70
自然	26	南光寺	八千代区	大和	45	160	50
自然	27	殿垣内	八千代区	上三原	38	230	70
自然	28	落合(2)	八千代区	大和	50	130	90
自然	29	落合(1)	八千代区	大和	50	220	70
自然	30	大屋	八千代区	大屋	48	60	60
自然	31	上三原	八千代区	大和上三原	39	170	120
自然	32	門田	八千代区	門田	60	200	30
自然	33	赤坂(2)	八千代区	赤坂	60	260	70
自然	34	柳山寺	八千代区	大和柳山寺	35	90	50
自然	35	中野間(4)	八千代区	中野間	30	120	70
自然	36	仕出原	八千代区	仕出原	37	200	95
人工	1	坂本	八千代区	坂本	40	130	40
人工	2	下野間	八千代区	下野間	70	150	6

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ：人家1～4戸の箇所）

加東土木事務所

斜面	箇所番号	箇所名	位置		地形		
			区名	大字小字名	傾斜度(度)	長さ(m)	高さ(m)
自然	1	上川原	中区	西安田	40	100	35
自然	2	門前A	中区	門前	45	90	40
自然	3	門前B	中区	門前	65	125	105
自然	4	門前D	中区	門前	35	75	32
自然	5	高岸B	中区	高岸	60	180	90
自然	6	高岸A	中区	高岸	30	60	30
自然	7	高岸C	中区	高岸	60	200	50
自然	8	奥中A	中区	奥中	50	35	30
自然	9	奥中B	中区	奥中	31	60	48

斜面	箇所番号	箇所名	位置		地形		
			区名	大字小字名	傾斜度(度)	長さ(m)	高さ(m)
自然	10	岡山	中区	岡山	40	55	15
自然	11	茂利A	中区	茂利	30	80	16
自然	12	茂利B	中区	茂利	30	80	46
自然	13	茂利C	中区	茂利	50	100	50
自然	14	徳畑	中区	徳畑	35	25	85
自然	15	森本C	中区	森本	45	90	50
自然	16	森本A	中区	森本	55	70	25
自然	17	森本B	中区	森本	60	115	17
自然	18	森本D	中区	森本	50	60	18
自然	19	西安田A	中区	西安田	60	95	40
自然	20	西安田B	中区	西安田	30	130	70
自然	1	熊野部B	加美区	熊野部	50	165	42
自然	2	奥荒田	加美区	奥荒田西山	40	115	55
自然	3	山寄上	加美区	山寄上	30	190	32
自然	4	鳥羽	加美区	鳥羽	35	50	35
自然	5	奥田	加美区	清水奥田	30	390	60
自然	6	轟	加美区	轟	30	100	50
自然	7	奥垣内	加美区	市原奥垣内	40	140	30
自然	8	向山	加美区	三谷向山	40	180	40
自然	9	山根	加美区	箸荷山根	60	240	50
自然	10	杉原	加美区	杉原	32	75	35
自然	11	才田山	加美区	箸荷才田山	37	120	50
自然	12	奥豊部A	加美区	奥豊部	30	75	12
自然	13	左中	加美区	郷領	40	45	28
自然	14	豊部B	加美区	豊部柳山寺	33	75	35
自然	15	郷領	加美区	豊部寺谷口	40	50	40
自然	16	豊部A	加美区	豊部柳山寺	33	60	70
自然	17	熊野部C	加美区	熊野部中山	60	170	74
自然	18	熊野部A	加美区	熊野部柳山寺	43	140	45
自然	19	久郎右衛門田	加美区	岩座神久郎右衛門田	70	260	52
自然	20	藤ノ向	加美区	岩座神藤ノ向	40	220	32
自然	21	岩座神	加美区	岩座神	45	110	50
自然	22	クゴ	加美区	岩座神クゴ	50	200	30
自然	23	多田A	加美区	多田	50	70	45
自然	24	山田	加美区	左中	45	40	70
自然	25	多田C	加美区	多田柳山寺	34	100	55
自然	26	的場B	加美区	的場	30	60	40
自然	27	多田B	加美区	多田	60	190	40
自然	28	西田	加美区	熊野部西田	60	440	50
自然	29	的場A	加美区	的場柳山寺	35	75	40
自然	30	的場C	加美区	寺内	45	120	40
自然	1	山ノ下	八千代区	大屋山ノ下	50	200	60
自然	2	門田B	八千代区	門田	45	100	40
自然	3	川西	八千代区	中野間川西	60	150	75
自然	4	上野	八千代区	下三原	35	65	40
自然	5	大屋A	八千代区	大屋	70	55	20
自然	6	大屋B	八千代区	大屋	50	40	60
自然	7	大屋C	八千代区	大屋	33	50	50
自然	8	大屋D	八千代区	大屋	50	70	30
自然	9	大屋E	八千代区	大屋	45	220	80
自然	10	大屋F	八千代区	大屋	45	35	70
自然	11	大屋G	八千代区	大屋	35	60	80
自然	12	大屋H	八千代区	大屋	60	150	50
自然	13	大屋I	八千代区	大屋	40	70	100

斜面	箇所番号	箇所名	位置		地形		
			区名	大字小字名	傾斜度(度)	長さ(m)	高さ(m)
自然	14	大屋J	八千代区	大屋	30	150	70
自然	15	大屋K	八千代区	大屋	52	135	80
自然	16	大屋L	八千代区	大屋	33	65	55
自然	17	大屋M	八千代区	大屋	60	85	60
自然	18	大屋N	八千代区	大屋	35	110	40
自然	19	大屋O	八千代区	大屋	50	70	75
自然	20	大屋P	八千代区	大屋	70	290	70
自然	21	坂本A	八千代区	坂本	65	70	30
自然	22	坂本B	八千代区	坂本	55	25	55
自然	23	中村	八千代区	中村	60	260	100
自然	24	横屋B	八千代区	横屋	70	150	80
自然	25	横屋A	八千代区	横屋	52	80	50
自然	26	門田A	八千代区	門田	60	60	10
自然	27	赤坂A	八千代区	赤坂	60	200	110
自然	28	赤坂B	八千代区	赤坂	60	70	60
自然	29	俵田	八千代区	俵田	40	100	60
自然	30	中野間B	八千代区	中野間	60	25	60
自然	31	中野間A	八千代区	中野間	30	50	70
自然	32	花ノ宮1	八千代区	中野間花の宮	60	35	60
自然	33	仕出原B	八千代区	仕出原	60	530	140
自然	34	仕出原A	八千代区	仕出原	45	45	35
自然	35	上三原A	八千代区	大和上三原	60	75	45
自然	36	上三原F	八千代区	大和上三原	50	40	30
自然	37	上三原G	八千代区	大和上三原	60	260	50
自然	38	上三原B	八千代区	大和上三原	55	90	60
自然	39	上三原H	八千代区	大和上三原	70	360	48
自然	40	上三原I	八千代区	大和上三原	60	360	80
自然	41	上三原J	八千代区	大和上三原	60	190	80
自然	42	上三原C	八千代区	大和上三原	50	140	20
自然	43	上三原D	八千代区	大和上三原	55	60	35
自然	44	上三原E	八千代区	大和上三原	35	70	20
自然	45	上三原K	八千代区	大和上三原	45	45	70
自然	46	上三原L	八千代区	大和上三原	60	100	80
自然	47	中三原E	八千代区	大和中三原	50	150	50
自然	48	中三原A	八千代区	大和中三原	35	60	40
自然	49	中三原F	八千代区	大和中三原	60	190	60
自然	50	中三原B	八千代区	大和中三原	45	150	70
自然	51	中三原C	八千代区	大和中三原	50	65	25
自然	52	中三原D	八千代区	大和中三原	40	75	65
自然	53	中三原G	八千代区	大和中三原	35	115	68
自然	54	柳山寺F	八千代区	大和柳山寺	55	40	35
自然	55	柳山寺A	八千代区	大和柳山寺	53	70	60
自然	56	柳山寺B	八千代区	大和柳山寺	40	120	40
自然	57	柳山寺C	八千代区	大和柳山寺	45	85	60
自然	58	柳山寺G	八千代区	大和柳山寺	35	30	60
自然	59	柳山寺H	八千代区	大和柳山寺	35	40	90
自然	60	柳山寺E	八千代区	大和柳山寺	50	55	40
自然	61	柳山寺D	八千代区	大和柳山寺	47	80	40
自然	62	下三原B	八千代区	下三原	35	30	80
自然	63	下三原C	八千代区	下三原	50	45	50
自然	64	下三原A	八千代区	下三原	40	70	40
自然	65	下三原D	八千代区	下三原	45	80	100
自然	66	下三原E	八千代区	下三原	60	250	60
自然	67	天神下	八千代区		65	50	35

斜面	箇所番号	箇所名	位置		地形		
			区名	大字小字名	傾斜度(度)	長さ(m)	高さ(m)
自然	68	下野間A	八千代区	下野間	55	100	65
自然	69	下野間B	八千代区	下野間	55	70	15
自然	70	下野間C	八千代区	下野間	60	60	40

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅲ：人家は無いが将来立地する可能性のある箇所）

加東土木事務所

斜面	箇所番号	箇所名	位置		地形		
			区名	大字小字名	傾斜度(度)	長さ(m)	高さ(m)
自然	1	門前	中区	門前	30	47	30
自然	2	安楽田	中区	安楽田	44	227	42
自然	3	牧野（1）	中区	牧野	30	352	102
自然	4	牧野（2）	中区	牧野	31	78	32
自然	5	徳畑	中区	徳畑	39	230	32
自然	6	糺屋	中区	糺屋	31	125	80
自然	7	坂本（1）	中区	坂本	31	298	74
自然	8	坂本（2）	中区	坂本	32	85	60
自然	9	曾我井	中区	曾我井	30	320	60
自然	10	東安田	中区	東安田	40	60	70
自然	1	山寄上（1）	加美区	山寄上	30	150	80
自然	2	山寄上（2）	加美区	山寄上	30	356	90
自然	3	山寄上（3）	加美区	山寄上	42	250	120
自然	4	山寄上（4）	加美区	山寄上	30	120	110
自然	5	鳥羽（1）	加美区	鳥羽	42	260	40
自然	6	鳥羽（2）	加美区	鳥羽	30	210	110
自然	7	鳥羽（3）	加美区	鳥羽	37	260	50
自然	8	川東	加美区	鳥羽川東	40	100	160
自然	9	市原	加美区	市原	30	190	44
自然	10	丹治	加美区	丹治	39	75	80
自然	11	山根（1）	加美区	箸荷山根	36	75	62
自然	12	山根（2）	加美区	箸荷山根	30	60	52
自然	13	大道ノ下	加美区	豊部大道ノ下	44	84	40
自然	14	多田（1）	加美区	多田	41	160	50
自然	15	岩座神	加美区	岩座神	32	171	18
自然	16	棚釜（1）	加美区	棚釜	34	140	70
自然	17	棚釜（2）	加美区	棚釜	33	130	80
自然	18	多田（2）	加美区	多田	30	214	58
自然	19	奥荒田	加美区	奥荒田	40	155	30
自然	20	的場	加美区	的場	34	65	36
自然	21	山野部	加美区	山野部	31	145	40
自然	1	山ノ下	八千代区	大屋	37	158	60
自然	2	大屋（1）	八千代区	大屋	32	95	40
自然	3	大屋（2）	八千代区	大屋	38	170	80
自然	4	坂本（1）	八千代区	坂本	40	458	120
自然	5	坂本（2）	八千代区	坂本	31	240	60
自然	6	坂本（3）	八千代区	坂本	32	205	60
自然	7	坂本（4）	八千代区	坂本	35	57	70
自然	8	下村（1）	八千代区	下村	36	39	70
自然	9	下村（2）	八千代区	下村	37	60	64
自然	10	下村（3）	八千代区	下村	35	160	110
自然	11	門田（1）	八千代区	門田	41	40	50
自然	12	門田（2）	八千代区	門田	38	350	50

斜面	箇所 番号	箇所名	位置		地形		
			区名	大字小字名	傾斜度 (度)	長さ(m)	高さ (m)
自然	13	赤坂	八千代区	赤坂	40	58	40
自然	14	中野間(1)	八千代区	中野間	31	345	50
自然	15	仕出原(1)	八千代区	仕出原	39	210	90
自然	16	仕出原(2)	八千代区	仕出原	30	620	110
自然	17	中野間(2)	八千代区	中野間	30	400	120
自然	18	上三原(1)	八千代区	大和上三原	30	157	50
自然	19	上三原(2)	八千代区	大和上三原	34	48	30
自然	20	上三原(3)	八千代区	大和上三原	36	45	50
自然	21	上三原(4)	八千代区	大和上三原	33	90	60
自然	22	中三原(1)	八千代区	大和中三原	31	55	50
自然	23	中三原(2)	八千代区	大和中三原	30	255	70
自然	24	柳山寺(1)	八千代区	大和柳山寺	36	62	46
自然	25	柳山寺(2)	八千代区	大和柳山寺	30	168	70
自然	26	柳山寺(3)	八千代区	大和柳山寺	41	510	180
自然	27	下三原(1)	八千代区	下三原	33	460	170
自然	28	下三原(2)	八千代区	下三原	36	225	50
自然	29	下三原(3)	八千代区	下三原	30	290	190
自然	30	下野間	八千代区	下野間	32	26	30
自然	31	保木	八千代区	下野間保木	31	45	44

2-8 急傾斜地崩壊危険区域一覽

出典：兵庫県地域防災計画資料編（令和2年1月）

関係事務所	区域名	所在地		面積(ha)	指定年月日	告示番号
		区名	大字名			
社	中野間	八千代	中野間	0.2	昭48年2月28日	県告第334号の2

2-9 山地災害危険地区集計表

出典：兵庫県地域防災計画資料編（令和2年1月）

事務所名	危険地区名 区名	山腹崩壊危険地区		地すべり危険地区		崩壊土砂流出危険地区		計	
		箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
社農林	中区	16	57	0	0.0	45	46.70	61	103.70
	加美区	35	208	0	0.0	110	122.99	145	330.99
	八千代区	52	218	0	0.0	86	54.71	138	272.71

2-10 山腹崩壊危険地区一覽

出典：兵庫県地域防災計画資料編（令和2年1月）

箇所番号	地区名	大字	字	危険地区面積(ha)
365-001	中区曾我井	中区曾我井	財谷	5.0
365-002	中区高岸	中区高岸	西山	9.0
365-003	中区門前	中区門前	投垣内	9.0
365-004	中区東山	中区東山	村東山	1.0
365-005	中区田野口	中区田野口	宮の上	1.0
365-006	中区鍛冶屋	中区鍛冶屋	菟谷	6.0
365-007	中区中安田1	中区中安田	ナフグチ	3.0
365-008	中区森本	中区森本	奥谷	2.0
365-009	中区西安田2	中区西安田	塚ヶ谷	1.0
365-010	中区西安田3	中区中安田	ナフグチ	4.0
365-011	中区西安田4	中区東安田	豊倉	9.0
365-012	中区西安田5	中区東安田	カンノンヤマ	1.0
365-013	加美区西脇	加美区西脇	南高尾	8.0
365-014	加美区的場1	加美区的場	下所	2.0
365-015	加美区的場2	加美区的場	西山	1.0
365-016	加美区的場3	加美区的場	東山	5.0
365-017	加美区岩座神	加美区岩座神	中山	4.0
365-018	加美区轟	加美区轟	中山田	6.0
365-019	加美区清水	加美区清水		5.0
365-020	加美区鳥羽	加美区鳥羽	森垣内	13.0
365-021	加美区山寄上1	加美区山寄上	ヲリト	3.0
365-022	加美区山寄上2	加美区山寄上	田中	5.0
365-023	加美区鳥羽1	加美区鳥羽	上ノ山	2.0
365-024	加美区鳥羽2	加美区鳥羽	湯風呂谷	6.0
365-025	加美区鳥羽3	加美区鳥羽	虫葉	7.0
365-026	加美区山口	加美区山口	北山田	11.0
365-027	加美区丹治1	加美区丹治	後山本坂	3.0
365-028	加美区丹治2	加美区丹治	向山	8.0
365-029	加美区大袋	加美区大袋	堂谷	14.0
365-030	加美区箸荷	加美区箸荷	才田山	9.0
365-031	加美区観音寺	加美区観音寺	馬所	11.0
365-032	加美区豊部1	加美区豊部	寺谷口	1.0
365-033	加美区豊部2	加美区豊部		4.0

箇所番号	地区名	大字	字	危険地区面積 (ha)
365-034	加美区多田 1	加美区多田	切尾	6.0
365-035	加美区多田 2	加美区多田	切尾	4.0
365-036	加美区熊野部	加美区熊野部	中山	3.0
365-037	加美区奥荒田	加美区奥荒田	西山	1.0
365-038	八千代区大和 1	八千代区大和	古坂谷	2.0
365-039	八千代区大和 2	八千代区大和	柳山寺	5.0
365-040	八千代区大和 3	八千代区大和	柳山寺	1.0
365-041	八千代区大和 4	八千代区大和	為継	8.0
365-042	八千代区大和 5	八千代区大和	桑坂	1.0
365-043	八千代区大和 6	八千代区大和	殿垣内	2.0
365-044	八千代区大和 7	八千代区大和	上三原	5.0
365-045	八千代区大和 8	八千代区大和	上三原	2.0
365-046	八千代区大屋 1	八千代区大屋	西内山	2.0
365-047	八千代区大屋 2	八千代区大屋		10.0
365-048	八千代区大屋 3	八千代区大屋	山ノ下	2.0
365-049	八千代区大屋 4	八千代区大屋	西長野山	3.0
365-050	八千代区大屋 5	八千代区大屋	惣山	4.0
365-051	八千代区大屋 6	八千代区大屋	惣山	2.0
365-052	八千代区大屋 7	八千代区大屋	東内山	2.0
365-053	八千代区中村 1	八千代区中村	尾ノ谷	1.0
365-054	八千代区横屋	八千代区横屋	寺の下	2.0
365-055	八千代区下村	八千代区下村		4.0
365-056	八千代区門田	八千代区門田	西山	4.0
365-057	八千代区俵田 1	八千代区俵田	西林	5.0
365-058	八千代区俵田 2	八千代区俵田	亀ヶ谷	1.0
365-059	八千代区俵田 3	八千代区俵田		2.0
365-060	八千代区中野間 1	八千代区中野間	山口	2.0
365-061	八千代区中野間 2	八千代区中野間	片瀬	10.0
365-062	八千代区中野間 3	八千代区中野間	門下山	7.0
365-063	八千代区中野間 4	八千代区中野間	門下	8.0
365-064	八千代区下野間	八千代区下野間	7'1 キヘキラ	4.0
365-065	八千代区下三原	八千代区下三原	川向	19.0
365-066	八千代区大和 9	八千代区大和	下三原	6.0
365-067	八千代区俵田 1	八千代区俵田	亀ヶ谷	12.0
365-068	八千代区俵田 2	八千代区俵田		6.0
365-069	八千代区大和 10	八千代区大和	モリノ下	2.0
365-070	八千代区大和 11	八千代区大和	西岩ノ内	1.0
365-071	八千代区中村 2	八千代区中村	堂ノ北	1.0
365-072	間子	中区間子	檜木林	1.0
365-073	加美区岩座神 2	加美区岩座神	中山	1.0
365-074	加美区棚釜 1	加美区棚釜	東山	1.0
365-075	加美区棚釜 2	加美区棚釜	東山	2.0
365-076	八千代区大屋 1	八千代区大屋	山ノ下	1.0
365-077	八千代区大屋 2	八千代区大屋	東内山	2.0
365-078	八千代区大和 1	八千代区大和	政鍛治谷	1.0
365-079	八千代区赤坂 1	八千代区赤坂	谷ノ口	2.0
365-080	八千代区俵田	八千代区俵田	竹谷山	3.0
365-081	中区西安田	中区西安田	花ノ木谷	2.0
365-082	八千代区大屋 3	八千代区大屋	山ノ下	2.0
365-083	中区徳畑	中区徳畑	シヤノ谷	3.0
365-084	八千代区下村 2	八千代区下村	オイソ	3.0
365-085	八千代区赤坂 2	八千代区赤坂	奥山	1.0
365-086	八千代区中野間 1	八千代区中野間	山口	3.0
365-087	中区安楽田	中区安楽田	喜四郎山	2.0

箇所番号	地区名	大字	字	危険地区面積 (ha)
365-088	八千代区大和 2	八千代区大和	東畑	1.0
365-089	加美区丹治 1	加美区丹治	向山	4.0
365-090	八千代区坂本	八千代区坂本	久太郎谷林	2.0
365-091	八千代区大和 3	八千代区大和	西谷北平	3.0
365-092	八千代区中野間 2	八千代区中野間	片瀬	5.0
365-093	八千代区下野間 2	八千代区下野間	中ノ坪	5.0
365-094	加美区清水 2	加美区清水	山城	4.0
365-095	加美区豊部	加美区豊部	下宮前	5.0
365-096	八千代区下野間 3	八千代区下野間	中ノ坪	8.0
365-097	八千代区下野間 4	八千代区下野間	保木	8.0
365-098	加美区市原	加美区市原	西山	7.0
365-099	加美区三谷	加美区三谷	笹山	11.0
365-100	加美区門村	加美区門村	水呑	5.0
365-101	加美区丹治 2	加美区丹治	小屋ヶ谷	15.0
365-102	中村妙見谷	八千代区中村		11.0
365-104	坂本	八千代区坂本	北畑林	2.0

2-11 崩壊土砂流出危険地区一覧

出典：兵庫県地域防災計画資料編（令和 2 年 1 月）

箇所番号	地区名	大字	字	危険地区面積 (ha)
365-001	曾我井 (4)	中区曾我井	徳部野原	1.62
365-002	曾我井 (3)	中区曾我井	フロ力谷	1.03
365-003	曾我井 (2)	中区曾我井	大谷	0.56
365-004	曾我井 (1)	中区曾我井	ススガ谷	0.18
365-005	茂利	中区茂利	小屋ノ谷	0.15
365-006	徳畑 (3)	中区徳畑	水木谷	0.58
365-007	徳畑 (1)	中区徳畑	シャノ谷	1.08
365-008	徳畑 (2)	中区徳畑	長尾谷	0.46
365-009	徳畑 (4)	中区徳畑	栃谷	0.17
365-010	徳畑 (5)	中区徳畑	池ノ谷	0.07
365-011	徳畑 (6)	中区徳畑		0.1
365-012	奥中 (1)	中区奥中	トシノ奥	0.4
365-013	奥中 (2)	中区奥中	ドフドコ山	0.14
365-014	奥中 (3)	中区奥中	トスノシリ	0.54
365-015	高岸 (2)	中区高岸	茨谷	1.55
365-016	高岸 (1)	中区高岸	西山	0.57
365-017	東山	中区東山	村上西山	0.23
365-018	安楽田	中区安楽田	妙見山	3.49
365-019	牧野 (2)	中区牧野	入角山	2.23
365-020	牧野 (1)	中区牧野	入角山	1.2
365-021	牧野 (3)	中区牧野	入角山	3.1
365-022	牧野 (4)	中区牧野	入角山	0.92
365-023	牧野 (5)	中区牧野	入角山	0.53
365-024	鍛冶屋 (1)	中区鍛冶屋	ヨコサ力	3.12
365-025	鍛冶屋 (2)	中区鍛冶屋	ヨコサ力	0.17
365-026	間子 (1)	中区間子		0.54
365-027	間子 (2)	中区間子	浅香山	1.53
365-028	西安田 (1)	中区西安田	宮ヶ谷山	1.06
365-029	西安田 (2)	中区西安田	長坂山	3.02
365-030	西安田 (3)	中区西安田	長坂山	1.7
365-031	西安田 (4)	中区西安田	西ヶ音	2.74
365-032	中安田 (2)	中区中安田	田音ヶ山	0.47
365-033	西安田 (5)	中区西安田	東音ヶ山	0.55
365-034	中安田 (2)	中区中安田	東北山	3.12

箇所番号	地区名	大字	字	危険地区面積(ha)
365-035	東安田 (2)	中区東安田	西北山	1.94
365-036	東安田 (1)	中区東安田	豊倉	0.28
365-037	森本	中区森本	大谷	0.21
365-038	牧野 (6)	中区牧野	入角山	0.82
365-039	牧野 (7)	中区牧野	入角山	2.74
365-040	山野部 (2)	加美区山野部	蛭谷	0.24
365-041	山野部 (7)	加美区山野部	井船山	0.2
365-042	山野部 (6)	加美区山野部	東山	1.37
365-043	山野部 (5)	加美区山野部	東山	2.19
365-044	山野部 (4)	加美区山野部	東山	1.13
365-045	山野部 (3)	加美区山野部	南谷	0.53
365-046	山野部 (1)	加美区山野部	南谷	0.65
365-047	西脇 (3)	加美区西脇	北高屋	0.04
365-048	西脇 (2)	加美区西脇	老のホトコロ	0.51
365-049	西脇 (1)	加美区西脇	老のホトコロ	0.45
365-050	的場 (1)	加美区的場	大谷	0.5
365-051	的場 (2)	加美区的場	山の畑	0.53
365-052	奥荒田 (5)	加美区奥荒田	岩ノ部	0.81
365-053	奥荒田 (6)	加美区奥荒田	三シ森	1.26
365-054	奥荒田 (7)	加美区奥荒田		2.28
365-055	奥荒田 (4)	加美区奥荒田	奥山	0.88
365-056	奥荒田 (3)	加美区奥荒田	奥山	0.27
365-057	奥荒田 (2)	加美区奥荒田	奥山	0.36
365-058	奥荒田 (1)	加美区奥荒田	奥山	1.14
365-059	奥山 (2)	加美区奥荒田	奥山 (2)	3.67
365-060	奥山 (1)	加美区奥荒田	奥山 (1)	6.36
365-061	奥荒田 (8)	加美区奥荒田	奥山	0.22
365-062	多田 (1)	加美区多田	宮前	0.24
365-063	棚釜 (3)	加美区棚釜	東山	0.49
365-064	棚釜 (2)	加美区棚釜	東山	1.52
365-065	棚釜 (1)	加美区棚釜	東山	2.65
365-066	岩座神 (2)	加美区岩座神	西山	3.95
365-067	岩座神 (1)	加美区岩座神	東山	0.58
365-068	三谷 (1)	加美区三谷	惣山	2.78
365-069	三谷 (2)	加美区三谷		0.55
365-070	市原	加美区市原	西の山	2.57
365-071	西山	加美区西山	滝谷	0.31
365-072	轟	加美区轟	深谷山	8.71
365-073	清水 (3)	加美区清水	大小谷	1.79
365-074	清水 (2)	加美区清水	崎船山	1.03
365-075	清水 (1)	加美区清水	崎船山	3.28
365-076	鳥羽 (2)	加美区鳥羽	森垣内	0.69
365-077	鳥羽 (1)	加美区鳥羽	えり松	2.71
365-078	山寄上 (2)	加美区山寄上	オリト	0.82
365-079	山寄上 (1)	加美区山寄上	オリト	0.82
365-080	山寄上 (5)	加美区山寄上	オリト	6.19
365-081	山寄上 (7)	加美区山寄上		0.28
365-082	山寄上 (3)	加美区山寄上	下嶋	0.4
365-083	山寄上 (6)	加美区山寄上	下嶋	3.15
365-084	山寄上 (4)	加美区山寄上	下嶋	2.85
365-085	鳥羽 (3)	加美区鳥羽	火の谷	1.41
365-086	鳥羽 (4)	加美区鳥羽	火の谷	0.7
365-087	鳥羽 (5)	加美区鳥羽	竜ヶ谷	4.62
365-088	小町	加美区鳥羽	小町	7.32

箇所番号	地区名	大字	字	危険地区面積(ha)
365-089	清水 (4)	加美区清水	湯風呂谷	1.12
365-090	丹治 (1)	加美区丹治	上道	1.31
365-091	箸荷 (1)	加美区箸荷	小野山	0.53
365-092	箸荷 (2)	加美区箸荷	小野山	0.61
365-093	門村 (1)	加美区門村	楽師田	0.54
365-094	門村 (2)	加美区門村	楽師田	1.29
365-095	奥豊部	加美区奥豊部	垣内	1.13
365-096	観音寺 (1)	加美区観音寺	北山	1.54
365-097	観音寺 (2)	加美区観音寺	坪ヶ谷	0.94
365-098	豊部 (1)	加美区豊部	奥垣内	0.54
365-099	豊部 (2)	加美区豊部	白谷	0.82
365-100	豊部 (3)	加美区豊部	兵谷口	0.58
365-101	豊部 (4)	加美区豊部	寺谷口	0.14
365-102	豊部 (5)	加美区豊部	桧堂	1.35
365-103	多田 (2)	加美区多田	久留寿	0.29
365-104	多田 (3)	加美区多田	久留寿	0.42
365-105	豊部 (6)	加美区豊部	久保ヶ谷	2.61
365-106	豊部 (7)	加美区豊部	久保ヶ谷	2.47
365-107	豊部 (8)	加美区豊部	フシヨ谷	0.03
365-108	熊野部	加美区熊野部	向山	0.05
365-109	多田 (4)	加美区多田	宮前	0.09
365-110	奥荒田 (9)	加美区奥荒田	奥山	0.14
365-111	多田 (5)	加美区多田	宮前	0.34
365-112	丹治 (2)	加美区丹治	上道	0.11
365-113	豊部 (9)	加美区豊部	案田河原	0.05
365-114	山寄上 (8)	加美区山寄上	オリト	1.44
365-115	箸荷 (3)	加美区箸荷	小野山	0.7
365-116	多田 (6)	加美区多田	宮前	0.23
365-117	柳山寺 (3)	八千代区大和	柳山寺 梨谷	0.64
365-118	柳山寺 (2)	八千代区大和	柳山寺町谷	0.72
365-119	柳山寺 (1)	八千代区大和	柳山寺政鍛冶屋	0.02
365-120	中野間 (2)	八千代区中野間	門下	0.33
365-121	大和 (6)	八千代区大和	観音山	0.34
365-122	駐在所前	八千代区大和	柳山寺	0.07
365-123	大和 (5)	八千代区大和	太郎大夫谷	0.4
365-124	大和 (4)	八千代区大和	東内脇	0.11
365-125	大和 (3)	八千代区大和	社谷	0.51
365-126	中三原 (2)	八千代区大和	中三原東谷	0.58
365-127	中三原 (1)	八千代区大和	中三原西谷	0.55
365-128	大和 (2)	八千代区大和	北垣内	2.9
365-129	大和 (1)	八千代区大和	スソソ谷	0.81
365-130	大屋 (5)	八千代区大屋	笠形山	3.93
365-131	大屋 (6)	八千代区大屋	西内山	0.48
365-132	大屋 (2)	八千代区大屋	山ノ下	1.24
365-133	大屋 (3)	八千代区大屋	山ノ下	0.47
365-134	大屋 (4)	八千代区大屋	山ノ下	0.34
365-135	大屋 (7)	八千代区大屋	東長野山	0.1
365-136	大屋 (8)	八千代区大屋	東長野山	0.41
365-137	大屋 (9)	八千代区大屋	東長野山	0.54
365-138	大屋 (10)	八千代区大屋	東内山	0.52
365-139	坂本 (1)	八千代区坂本	カイゾウ林	2.83
365-140	坂本 (2)	八千代区坂本	宮床林	0.26
365-141	下村 (1)	八千代区下村	南スゴ谷	0.77
365-142	中村	八千代区中村	西ノ垣内	1.12

箇所番号	地区名	大字	字	危険地区面積(ha)
365-143	下村(2)	八千代区下村	西山	0.66
365-144	下村(3)	八千代区下村	オリイ谷	3.6
365-145	下村(4)	八千代区下村	オリイ谷	1.85
365-146	門田	八千代区門田	野原	0.45
365-147	赤坂(2)	八千代区赤坂	奥山	0.38
365-148	赤坂(1)	八千代区赤坂	谷ノ口	0.2
365-149	俵田(2)	八千代区俵田	西林	0.7
365-150	俵田(1)	八千代区俵田	亀ヶ谷	1.62
365-151	仕出原(1)	八千代区仕出原		0.72
365-152	仕出原(2)	八千代区仕出原	大谷	0.9
365-153	中野間(1)	八千代区中野間	門下	0.49
365-154	下三原	八千代区大和	下三原平ヶ谷	0.66
365-155	川西	八千代区中野間	川西	0.74
365-156	下野間(1)	八千代区下野間	野田	0.66
365-157	下野間(2)	八千代区下野間	野田	0.44
365-158	下野間(3)	八千代区下野間	野口	1.12
365-159	下野間(4)	八千代区下野間	深田	0.13
365-160	下野間(5)	八千代区下野間	亀ヶ谷	0.41
365-161	善光寺	中区東安田	善光寺山	0.32
365-162	赤坂(3)	八千代区赤坂	川原田	0.06
365-163	西安田(6)	中区西安田	長野東	0.41
365-164	大袋	加美区大袋	ヲウヘラ	0.27
365-165	坂本	八千代区坂本	橋谷	0.6
365-166	的場(1)	加美区的場	西山	4.23
365-167	的場(2)	加美区的場	ヲサマ	0.08
365-168	下村(5)	八千代区下村	南スゴ谷	0.51
365-169	加美区多田	加美区多田		0.02
365-170	岩座神(3)	加美区岩座神	北山	0.06
365-171	東長野山	八千代区大屋	東長野山	0.05
365-172	八千代区仕出原(1)	八千代区仕出原	板ヶ谷	0.21
365-173	加美区西脇	加美区西脇	姥ノホトコロ	0.42
365-174	加美区箸荷(1)	加美区箸荷	佛ヶ谷	0.66
365-175	八千代区大屋(1)	八千代区大屋	山ノ下	0.29
365-176	八千代区下村	八千代区下村	オイソ	0.31
365-177	中区間子	中区間子	浅香山	0.39
365-178	加美区豊部	加美区豊部	フショ谷山	0.2
365-179	加美区多田(1)	加美区多田	宮前	0.37
365-180	八千代区俵田(1)	八千代区俵田	竹谷山	0.33
365-181	加美区箸荷(2)	加美区箸荷	小野山	0.9
365-182	加美区山野部(1)	加美区山野部	井船谷	1.42
365-183	八千代区大屋(2)	八千代区大屋	東長野山	0.27
365-184	中区曾我井	中区曾我井	フロカ谷	0.85
365-185	加美区箸荷(3)	加美区箸荷	佛ヶ谷	0.08
365-186	中区鍛冶屋	中区鍛冶	ヲコサカ	1.39
365-187	中区徳畑	中区徳畑	ヌタの谷	0.44
365-188	永坂・東谷・中所	大和	永坂ほか	0.3
365-189	八千代区下三原	八千代区		0.11
365-190	八千代区大和(2)	八千代区	観音山	0.18
365-191	加美区山寄上(1)	加美区山寄	下島	0.81
365-192	加美区山寄上(2)	加美区山寄	下島	0.06
365-193	加美区山寄上(3)	加美区山寄	下島	0.04
365-194	八千代区仕出原(2)	八千代区仕出原	黒フク	0.31
365-195	八千代区仕出原(3)	八千代区仕出原	奥原	2.24
365-196	八千代区赤坂	八千代区赤坂	川原田	0.43

箇所番号	地区名	大字	字	危険地区面積(ha)
365-197	八千代区門田(1)	八千代区門田	向山	0.19
365-198	加美区山野部(2)	加美区山野部	蛭谷	0.29
365-199	加美区山野部(3)	加美区山野部	蛭谷	0.44
365-200	八千代区中野間(1)	八千代区中野間	門下	0.18
365-201	八千代区俵田(2)	八千代区俵田	釜ヶ谷	0.06
365-202	加美区鳥羽(1)	加美区鳥羽	上ノ山	0.04
365-203	加美区鳥羽(2)	加美区鳥羽	上ノ山	0.08
365-204	八千代区大屋(3)	八千代区大屋	山ノ下	0.11
365-205	八千代区大屋(4)	八千代区大屋	山ノ下	0.37
365-206	八千代区大屋(5)	八千代区大屋	山ノ下	0.07
365-207	八千代区大屋(6)	八千代区大屋	西内山	0.26
365-208	桑坂	八千代区大和	桑坂	0.05
365-209	八千代区大屋(7)	八千代区大屋	西内山	0.17
365-210	八千代区坂本	八千代区坂本	北畑林	0.14
365-211	八千代区中野間(2)	八千代区中野間	門下	0.07
365-212	八千代区中野間(3)	八千代区中野間	門下	0.23
365-213	八千代区大和(3)	八千代区大和	観音山	0.06
365-214	八千代区大和(4)	八千代区大和	太郎太夫谷	0.11
365-215	八千代区大和(5)	八千代区大和	井ノ上	0.28
365-216	八千代区大和(6)	八千代区大和	井ノ上	0.14
365-217	八千代区横屋	八千代区横屋	桑谷	0.36
365-218	八千代区大和(7)	八千代区大和	西谷	0.32
365-219	中区牧野	中区牧野	入角山	0.07
365-220	加美区観音寺	加美区観音寺	奥郷	0.52
365-221	加美区箸荷(4)	加美区箸荷	佛ヶ谷	0.02
365-222	加美区大袋	加美区大袋	堂谷	0.19
365-223	加美区奥豊部	加美区奥豊部	垣内	0.09
365-224	加美区多田(2)	加美区多田	宮前	1.9
365-225	加美区的場(1)	加美区的場	山ノ畑	0.07
365-226	中区安楽田	中区安楽田	城裏	0.06
365-227	八千代区仕出原(4)	八千代区仕出原	水木谷	0.15
365-228	八千代区仕出原(5)	八千代区仕出原	奥原	1.36
365-229	八千代区門田	門田	野原	0.21
365-230	八千代区下野間(1)	八千代区下野間	亀ヶ谷	0.31
365-231	加美区箸荷(5)	加美区箸荷	佛ヶ谷	0.52
365-233	加美区丹治	加美区丹治	遊船	0.91
365-234	加美区三谷	加美区三谷	馬門	0.92
365-235	加美区門村	加美区門村	立道	0.13
365-237	加美区岩座神	加美区岩座神	西山	0.03
365-238	多田(7)	加美区多田	上野	0.2
365-239	加美区的場(2)	加美区的場	西山	0.24
365-240	八千代区下野間(2)	八千代区下野間	中ノ坪	0.04
365-241	八千代区下野間(3)	八千代区下野間	中ノ坪	0.28
365-242	八千代区仕出原(6)	八千代区仕出原	大谷	0.2
365-243	八千代区下野間(4)	八千代区下野間	保木	1.3
365-244	八千代区門田(2)	八千代区門田	小屋谷	1.62
365-245	加美区山寄上	山寄上	上下島	1.03

2-12 宅地造成工事規制区域の指定状況

区	区分	指定年月日	指定区域面積 (ha)
中区		48.4.7建設省告示第843号	3,636

2-13 災害危険区域の指定状況

指定年月日	区域名	所在地	県民局	災害危険区域			急傾斜地指定面積 (ha)
				面積	住宅	人口	
第4次指定50.3.28 兵庫県告示第635号	中野間	多可町八千代区	北播磨	0.2	10	35	0.20
第11次指定59.3.6 兵庫県告示第463号	奥荒田	多可町加美区	北播磨	0.64	5(4)	18	—

※ () 内数字は住宅以外の建築物数である。

2-14 危険物施設数一覧

区分		数	
製造所		2	
貯蔵所	屋内貯蔵所	10	
	屋外タンク貯蔵所	10	
	屋内タンク貯蔵所	7	
	地下タンク貯蔵所	17	
	移動タンク貯蔵所	9	
	屋外貯蔵所	—	
	小計	55	
取扱所	給油取扱所	営業	11
		自家用	11
	一般取扱所	10	
	販売取扱所	—	
	小計	32	
総数		87	

2-15 高圧ガス製造事業所数等一覧

区分	数
高圧ガス製造施設 (第一種製造事業所)	2
高圧ガス製造施設 (第二種製造事業所)	4
液化石油ガス販売事業所 (県登録数)	12
圧縮アセチレンガス取扱事業所	—
液化アンモニアガス取扱事業所	—
総数	18

2-16 火薬類貯蔵所数一覧

区分	数
火薬類貯蔵所	1
総数	1

3. 情報収集伝達・広報関係

3-1 警報・注意報の種類・基準（神戸地方気象台）

令和2年8月6日現在

多 可 町	府県予報区	兵庫県		
	一時細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	北播丹波		
警 報	大雨（浸水害） （土砂災害）	表面雨量指数基準	13	
		土壌雨量指数基準	155	
	洪水	流域雨量指数基準	野間川流域=16, 大和川流域=9, 杉原川流域=23.2	
		複合基準 ^{*1}	野間川流域=(5, 14.4), 大和川流域=(5, 8.1), 杉原川流域=(5, 20.8)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 30 cm	
		山地	12時間降雪の深さ 35 cm	
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	116	
	洪水	流域雨量指数基準	野間川流域=12.8, 大和川流域=7.2, 杉原川流域=18.5	
		複合基準 ^{*1}	野間川流域=(5, 12.8), 大和川流域=(5, 7.2), 杉原川流域=(5, 18.5)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 10 cm
			山地	12時間降雪の深さ 20 cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 40% で実効湿度 60%		
	なだれ	①積雪の深さ 70 cm以上あり降雪の深さ 20 cm以上 ②積雪の深さ 50 cm以上あり最高気温 9℃以上 又は 24 時間雨量 10 mm以上		
	低温	最低気温 - 4℃以下		
霜	4 月以降の晩霜 神戸地方気象台で最低気温 4℃以下、姫路特別地域気象観測所で最低気温 2℃以下			
着雪	24 時間降雪の深さ：20 cm以上 気温：2℃以下			
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	110 mm	

^{*1}（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値

3-1-2 特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合

暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

雨に関する 50 年に一度の値

府県予報区	一次細区分分	市町村等をまとめた地域	二次細区分分	50 年一度の値		
				R48	R03	SWI
兵庫県	南部	北播丹波	多可町	391	143	234

注 1) R48 : 48 時間降水量 (mm)、R03 : 3 時間降水量 (mm)、SWI : 土壌雨量指数 (Soil Water Index)。

注 2) 「50 年に一度の値」とは、再現期間 50 年の確率値のこと。R48、R03、SWI とも各市町村にかかる 5km 格子の値の平均をとったもの。

注 3) 大雨特別警報は、50 年に一度の値以上となった 5km 格子がまとまって出現した際に発表する。(ただし、R03 は 150mm 以上となった格子をカウント対象とする。) 個々の市町村で 50 年に一度の値以上となった 5km 格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。

3-2 災害時の広報文例

広報にあたっては、以下の事項に留意することとする。

- ① 災害発生直後には、情報の空白時間帯をつくらぬよう、防災行政無線、CATV、広報車、ファクシミリ（各区長宅）等あらゆる手段を用いて、住民に正確な情報を早く提供する。
- ② 災害発生直後には、広報すべき項目が多いため、状況に応じて情報が具体的になるよう心掛けるとともに、必要な事項を取捨選択し何回かに分けてくりかえし情報を提供する。
- ③ 広報の頭には必ず「こちらは多可町災害対策本部（対策本部設置前は、多可町又は多可町災害警戒本部）です。」により放送を開始し、最後は、「以上、多可町災害対策本部（対策本部設置前は、多可町又は多可町災害警戒本部）」で終わる。
- ④ 広報は、2回繰り返すことをもって1セットとして使用する。

<文例一覧>

- [文例1] 台風接近等の警戒広報
- [文例2] 気象警報の発令
- [文例3] 水防指令の発令
- [文例4-1] 地震発生後2時間以内の場合
- [文例4-2] 地震発生後2時間～6時間の場合
- [文例4-3] 地震発生後6時間以降の場合
- [文例5] 火災地区住民への避難準備、避難勧告・指示の伝達
- [文例6] 崖くずれ危険地区住民への避難勧告・指示の伝達
- [文例7] 水災地区住民への避難準備、避難勧告・指示の伝達
- [文例8] 原子力災害時の避難勧告等
- [文例9] 災害時総合相談窓口の開設
- [文例10] 安心情報の伝達
- [文例11] 道路状況と交通規制
- [文例12] 公共交通機関の運行状況
- [文例13] 避難所の開設
- [文例14] 救護所の開設状況
- [文例15] 応急給水の供給状況
- [文例16] 水利用にあたっての住民への協力要請
- [文例17] 食糧等の供給
- [文例18] ごみ・し尿の収集状況
- [文例19] 防犯・防火の広報
- [文例20] 防疫・保健衛生の広報
- [文例21] 学校等の再開
- [文例22] 電気の復旧状況
- [文例23] 水道の復旧状況

[文例 2 4] 電話の復旧状況

[文例 2 5] 道路の復旧状況

[文例 2 6] バスの運行状況

[文例 1] 台風接近等の警戒広報

- こちらは多可町です。
- ・大型で非常に強い台風〇〇号は、本日〇日の夕方から明日〇日の明け方にかけて当地方に最も接近する見込みです。
- ・降り始めからの雨量は町内〇〇地域で既に〇〇ミリを超えています。
- ・今後、〇〇ミリ程度の雨量が予想されており、短時間に非常に激しい雨が降るおそれがあります。
- ・山崩れ、がけ崩れ、河川の増水や氾濫、強風に厳重に警戒してください。
- ・強風により、屋根瓦やトタン等の飛散のおそれもありますので、十分な注意・警戒をお願いします。
- ・あらかじめ、水路・水門の開閉確認をお願いします。

くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町でした。

[文例 2] 気象警報の発令

- こちらは多可町災害警戒本部（多可町災害対策本部）です。
- ・本日、午前（後）〇〇時〇〇分、当地方に暴風・大雨・洪水警報が発令されました。
- ・全域で〇〇日昼過ぎから南西の風が非常に強くなり大雨のおそれもあります。
- ・暴風、大雨に厳重に警戒し、土砂災害や河川の増水に注意してください。

くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害警戒本部（多可町災害対策本部）でした。

[文例 3] 水防指令の発令

- こちらは多可町災害警戒本部（多可町災害対策本部）です。
- ・本日、午前（後）〇〇時〇〇分、水防指令第〇号が発令されました。
- ・大雨により〇〇川の水位が、はんらん注意水位を超えています。
- ・消防団員は分団長等指揮者のもと、各分団で防災活動に当たってください。
- ・住民の方は、河川に近づかないようにしてください。
- ・河川の近くで、浸水のおそれがある地域に住んでおられる方は、いつでも避難できるように準備をしてください。

くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害警戒本部（多可町災害対策本部）でした。

[文例 4 - 1] 地震発生後 2 時間以内の場合

◎こちらは多可町災害対策本部です。町では先程の地震により本庁に災害対策本部、各地域局に地域部を設置し応急対策に取り組むことになりましたのでお知らせします。

《応急対策広報》

- こちらは多可町災害対策本部です。皆さん怪我はありませんでしたか。
 - ・倒壊した建物等の下敷きになっている人がいれば、至急、北はりま消防本部（119番）又は多可町災害対策本部に連絡をして、ご近所の方と協力して救出をお願いします。
 - ・怪我をされた方はおられませんか。もしも、怪我をされた方があれば、至急、北はりま消防本部（119番）又は多可町災害対策本部に連絡をしてください。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。

《地震情報》

- こちらは多可町災害対策本部です。地震情報をお知らせします。
 - ・さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。
 - ・余震は、まだ続いております。余震は本震ほど強くはありませんが、十分に注意して下さい。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。

《一般広報》

- こちらは多可町災害対策本部です。地震時の注意事項についてお知らせします。
 - ・余震により倒壊のおそれのある建物には、立ち入らないようにしてください。
 - ・ガラスの破片などで怪我をしないよう、靴をはいてください。
 - ・建物のまわりはガラスや壁、看板などが落ちてくる危険があります。注意してください。
 - ・壊れた建物の側や狭い路地を通るときは屋根瓦やブロック塀に注意し、なるべく道路の中央を歩いてください。
 - ・垂れ下がった電線は危険です。絶対に触れないようにしてください。
 - ・避難する場合や、やむをえず外出される場合には、行き先が分かるよう、玄関先に連絡場所等が分かるメモを貼っておいてください。
 - ・地震で一番怖いのは火事です。消し忘れた火がないか落ち着いてまわりを点検してください。
 - ・ガス漏れがないか確認してください。もしも、ガスが漏れているようであれば爆発のおそれがありますので、ライターやろうそくは使用しないでください。また電気のスイッチにも手を触れないようにしてください。
 - ・電話がつながりにくくなっています。緊急電話以外は今しばらく使用しないでください。
 - ・地震により受話器が外れたままになっていませんか。今一度確かめてください。
 - ・水道水が使えるようであれば水はできるだけ確保しておいてください。
 - ・水洗トイレのタンク内の水も飲み水や料理に使用することができます。流さないようにしてください。
 - ・ご近所にお年寄りだけの家庭や子供さんだけ残っておられる家はありますか。もしも、そのような家庭があれば安全確認をしてあげてください。
 - ・テレビやラジオをつけて、正確な情報を得てください。
 - ・出所のわからない情報（デマ）には耳を貸さないようにしてください。また他人にも伝えしないでください。
 - ・被災現場の見物は消防活動などの支障となりますので、行かないようにしてください。
 - ・車の使用は救急活動などの支障となりますので、使用しないでください。
 - ・車を放置される場合は、道路の左側に寄せて、鍵はつけたままにしておいてください。
 - ・区の役員や消防団員等の指示に従うとともに協力をお願いします。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。

[文例 4 - 2] 地震発生後 2 時間～ 6 時間の場合

《応急対策広報》

- こちらは多可町災害対策本部です。地震関連情報をお知らせします。
- ・怪我人はいないか確認をしてください。もしも、怪我をされた方があれば〇〇病院、〇〇医院、〇〇救護所で応急処置を行っておりますので治療を受けてください。
- ・これまでに分かった多可町の被害は、亡くなった方が〇〇人、重傷の方が〇〇人です。
- ・多可町の家屋の被害状況は、全壊が〇〇棟、半壊が〇〇棟です。
- ・今回の地震で被害が集中している地域は〇〇です。
- ・現在、町内の電気、水道は全て供給を停止しています。復旧は〇〇頃になる予定です。くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。

《地震情報》

- こちらは多可町災害対策本部です。地震情報をお知らせします。
 - ・現在のところ地震はおさまっていますが、余震があるかもしれません。余震は本震ほど強くありませんが、十分に注意をしてください。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。

《一般広報》

- こちらは多可町災害対策本部です。地震時の注意事項についてお知らせします。
 - ・小さい子供さんがおられる家庭では、できるだけ一緒にいて、元気づけてあげてください。
 - ・ご近所の方々は全員無事でしたか。もしも、顔の見えない方がおられましたら無事であったか確認をお願いします。
 - ・ご近所にお年寄りだけの家庭や子供さんだけ残っておられる家はありますか。もしも、そのような家庭があれば安全確認をしてあげてください。
 - ・ご近所の方々に助けを必要とする人がおられたら手伝ってあげてください。
 - ・水は無駄に使用しないでください。
 - ・電話がつながりにくくなっています。緊急電話以外は今しばらく使用しないでください。
 - ・車の使用は救急活動などの支障となりますので、使用しないでください。
 - ・被災現場の見物は消防活動などの支障となりますので、行かないようにしてください。
 - ・テレビやラジオをつけて、正確な情報を得てください。
 - ・出所のわからない情報（デマ）には耳を貸さないようにしてください。また、他の人にも伝えしないでください。
 - ・ガス漏れがないか確認をしてください。もしも、ガスが漏れているようであれば爆発のおそれがありますので、ライターやろうそくは使用しないでください。また、電気のスイッチにも手を触れないようにしてください。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。

[文例 4 - 3] 地震発生後 6 時間以降の場合

《応急対策広報》

- こちらは多可町災害対策本部です。地震関連情報をお知らせします。〇〇地区では、〇〇〇〇を避難所として開設しております。避難をする人はこの施設を利用してください。
 - ・これまでに分かった多可町の被害は、亡くなった方が〇〇人、重傷の方が〇〇人です。
 - ・多可町の家屋の被害状況は、全壊が〇〇棟、半壊が〇〇棟です。
 - ・今回の地震で集中している地域は〇〇です。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。

《地震情報》

- こちらは多可町災害対策本部です。地震情報をお知らせします。
 - ・現在のところ地震はおさまっていますが、余震があるかもしれません。余震は本震ほど強くありませんが、十分に注意をしてください。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。

《一般広報》

- こちらは多可町災害対策本部です。地震時の注意事項についてお知らせします。
 - ・小さい子供さんがおられる家庭はできるだけ一緒にいて、元気づけてあげてください。
 - ・ご近所の方々は全員無事でしたか。もしも、顔の見えない方がおられましたら無事であったか確認をお願いします。
 - ・ご近所にお年寄りだけの家庭や子供さんだけ残っておられる家はありますか。もしも、そのような家庭があれば安全確認をしてあげてください。
 - ・ご近所の方々に助けを必要とする人があれば手伝ってあげてください。
 - ・水は無駄に使用しないでください。
 - ・電話がつながりにくくなっています。緊急電話以外は今しばらく使用しないでください。
 - ・車の使用は救急活動などの支障となりますので、使用しないでください。
 - ・被災現場の見物は消防活動などの支障となりますので、行かないようにしてください。
 - ・テレビやラジオをつけて、正確な情報を得てください。
 - ・出所のわからない情報（デマ）には耳を貸さないようにしてください。また、他の人にも伝えしないでください。
 - ・ガス漏れがないか確認をしてください。もしも、ガスが漏れているようであれば爆発のおそれがありますので、ライターやろうそくは使用しないでください。また、電気のスイッチにも手を触れないようにしてください。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。

[文例5] 火災地区住民への避難準備、避難勧告・指示の伝達

《避難準備》

- 緊急放送。緊急放送。こちらは多可町災害対策本部です。火災情報をお知らせします。
 - ・〇〇地区周辺で火災が発生しました。
 - ・火災は、現在〇〇方向へ燃え広がっていますので、避難の準備をしてください。
(〇〇地区の火災は、〇〇方向へ燃え広がる危険があります。)
 - ・飛び火には十分注意をしてください。
 - ・お年寄りや子供さんなどは、安全な〇〇(小学校、中学校、公民館)へ早めに避難してください。
 - ・火の元を消してください。
 - ・避難する際の荷物は、肩に掛けられる程度の最小限にとどめ、両手はあけておきましょう。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。

《避難勧告・指示》

- 緊急放送。緊急放送。こちらは多可町災害対策本部です。
 - ・避難勧告(指示)が出されました。〇〇地域の方は全員〇〇(小学校、中学校、公民館)へ避難してください。
 - ・火災は、現在〇〇方面へ燃え広がっております。〇〇地区の方は〇〇(小学校、中学校、公民館)へ避難してください。
 - ・火災はさらに広がるもようです。〇〇〇〇へ早めに避難してください。なお、現場の警察官や町職員・消防職員・消防団員などの指示に従い、落ち着いて避難してください。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。
(住民の避難が完了するまで繰り返すこと)

[文例6] 崖くずれ危険地区住民への避難勧告・指示の伝達

《避難勧告・指示》

- 緊急放送。緊急放送。こちらは多可町災害対策本部です。崖くずれに関する情報をお知らせします。
 - ・〇〇地区は、崖くずれのため危険となり避難勧告(指示)が出されましたので、〇〇地区の方は全員〇〇(小学校、中学校、公民館)へ避難してください。
 - ・避難勧告(指示)が出されました。〇〇(小学校、中学校、公民館)へ避難してください。なお、現場の警察官や町職員・消防職員・消防団員などの指示に従い、落ち着いて避難してください。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。
(住民の避難が完了するまで繰り返すこと)

[文例 7] 水災地区住民への避難準備、避難勧告・指示の伝達

《避難準備》

- こちらは多可町災害対策本部です。水害に関する情報をお知らせします。
 - ・堤防の決壊によって、〇〇地区付近は危険な状態になってきておりますので、避難の準備をしてください。
 - ・お年寄りや子供さんなどは、安全な〇〇（小学校、中学校、公民館）へ早めに避難してください。
 - ・避難する際の荷物は肩に掛けられる程度の最小限にとどめ、両手は空けておきましょう。
 - ・火の元を消してください。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。

《避難勧告・指示》

- 緊急放送。緊急放送。こちらは多可町災害対策本部です。水害に関する情報をお知らせします。
 - ・この地区は水害のおそれがあるため避難勧告（指示）が出されました。〇〇地区の方は全員〇〇（小学校、中学校、公民館）へ避難してください。
 - ・避難勧告（指示）が出されました。〇〇（小学校、中学校、公民館）へ避難してください。
 - ・〇〇への移動が危険と思われる方は、近隣の高い建物、強度の強い建物や建物内の安全な場所での待避を行ってください。
 - ・避難する際の荷物は肩に掛けられる程度の最小限にとどめ、両手は空けておきましょう。なお、現場の警察官や町職員・消防職員・消防団員などの指示に従い、落ち着いて避難してください。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。
(住民の避難が完了するまで繰り返すこと)

[文例 8] 原子力災害時の避難勧告等

- 緊急放送、緊急放送、こちらは多可町災害対策本部です。
 - ・原子力災害による避難勧告（指示）発令。
 - ・〇〇地区に避難勧告（指示）を発令しました。
 - ・〇〇時〇〇分頃、〇〇道路〇〇付近において、核燃料物質を輸送中の車両に事故が発生しました。
 - ・今後、この地域では放射能による汚染が予想されますので、〇〇地区の住民は直ちに〇〇又は〇〇地区以外の屋内へ避難してください。
 - ・毛布、着替え、食料、水などを持参してください。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。

[文例 9] 災害時総合相談窓口の開設

- こちらは多可町災害対策本部です。災害時総合相談窓口の開設についてお知らせします。
- ・災害時総合相談窓口を、〇〇〇〇に設置しました。
- ・災害時総合相談窓口では、行方が分からなくなった家族や知人の検索の受付を行うほか、災害対策本部が把握している各種の情報提供を行っております。

くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。

[文例 1 0] 安心情報の伝達

- こちらは多可町災害対策本部です。現在把握している安心情報をお知らせします。
 - ・〇〇地区では、半壊以上の被害はでておりません。
 - ・〇〇（保育所、幼稚園、小学校、中学校）の園児、児童、生徒は全員無事との報告が入ってきておりますので安心してください。なお、園児や児童・生徒などは、全員、各学校で保護しております。
 - ・〇〇（保育所、幼稚園、小学校、中学校）では数人の怪我人が出ておりますが、いずれも軽傷ですので安心してください。
 - ・〇〇小学校、〇〇中学校は、学校への延焼火災が心配されておりましたが、現在はそのおそれはなくなりました。
 - ・〇〇会社の〇〇工場（事務所）は、従業員（社員）全員の無事が確認されましたので安心してください。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。

[文例 1 1] 道路状況と交通規制

- こちらは多可町災害対策本部です。道路交通情報をお知らせします。
 - ・現在、町内の道路は、全ての車の通行が禁止されております。住民の皆さん、車は使用しないでください。
 - ・現在、多可町内の〇〇道路と〇〇道路はすべて車の通行が禁止されております。
 - ・現在、多可町内の道路のうち〇〇（線、通り）は〇〇〇〇のため通行が禁止されております。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。

[文例 1 2] 公共交通機関の運行状況

- こちらは多可町災害対策本部です。交通機関の運行状況をお知らせします。
 - ・現在、バス等の交通機関は、地震のためすべて運転を中止しております。
 - ・各交通機関では、路線等の点検を行っておりますが、運転再開の見通しはたっておりません。
 - ・運転の見通しや運行の状況については、テレビやラジオから情報を得てください。
 - ・現在、〇〇線の全区間、〇〇線の〇〇と〇〇の間で運転が再開されました。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。

[文例 1 3] 避難所の開設

- こちらは多可町災害対策本部です。避難所の開設についてお知らせします。
 - ・多可町では、〇〇小学校、〇〇中学校、〇〇公民館を避難所として開設いたしました。被災された方は最寄りの避難所に避難してください。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。

[文例 1 4] 救護所の開設状況

- こちらは多可町災害対策本部です。救護所の開設状況についてお知らせします。
 - ・ケガをされた方のため、救護所を〇〇小学校、〇〇中学校に開設しております。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。

[文例 1 5] 応急給水の供給状況

- こちらは多可町災害対策本部です。応急給水の供給状況についてお知らせします。
 - ・現在、町内全域（〇〇地域）は断水しています。
 - ・町では、〇〇小学校、〇〇中学校、〇〇公民館において〇〇時より飲み水を配る予定をしております。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。

[文例 1 6] 水使用にあたっての住民への協力要請

- こちらは多可町災害対策本部です。水の利用の注意事項についてお知らせします。
 - ・水は大切に使いましょう。無駄な水の使用はやめてください。
 - ・長い間くみ置いた水は必ず沸かしてから飲んでください。
 - ・蛇口から濁った水が出た場合は、バケツ等にくみ置き、うわ水を沸かして利用してください。
 - ・底にたまった濁り水やくみ替えた水は、掃除や洗濯などの生活用水に使用するなど、水の有効使用に努めましょう。
 - ・水洗トイレのタンクの水も、飲み水になります。飲み水を確保するため、トイレの水は流さないでください。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。

[文例 1 7] 食糧等の供給

- こちらは多可町災害対策本部です。食糧等の供給についてお知らせします。
 - ・〇〇地域の皆さんには、〇〇小学校・〇〇中学校において〇〇時より食糧（毛布）などを配る予定をしております。被災された方は取りにお越しくください。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。

[文例18] ごみ・し尿の収集状況

- こちらは多可町災害対策本部です。ごみ（し尿）の収集状況についてお知らせします。
- ・現在、〇〇のため、町内全域でごみ（し尿）の収集作業を中止しています。
- ・〇〇地域については、〇〇ごみ（し尿）は、〇〇日頃に収集作業が再開される予定です。くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。

[文例19] 防犯・防火の広報

- こちらは多可町災害対策本部です。住民の皆さんへ防犯・防火のお願いです。
 - ・現在、警察・消防ではパトロールを強化し、防犯・防火に努めております。
 - ・住民の皆さん、家の戸締まりや火の始末を必ず行ってください。
 - ・夜の外出はなるべくやめましょう。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。

[文例20] 防疫・保健衛生の広報

- こちらは多可町災害対策本部です。住民の皆さんに衛生上の注意事項をお知らせします。
 - ・飲み水は、安全のため、沸かして飲むようにしてください。
 - ・食中毒にならないよう、食品は必ず火を通したものを食べるようにしてください。
 - ・熱が出たり、下痢など身体に異常のある方は、すぐ医師の手当を受けてください。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。

[文例21] 学校等の再開

- こちらは多可町災害対策本部です。保育所、幼稚園、小学校、中学校の授業の再開についてお知らせします。
 - ・〇〇保育所は〇〇日から、〇〇幼稚園は〇〇日から開園します。
 - ・〇〇小学校は〇〇日から、〇〇中学校は、〇〇日から授業を再開します。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。

[文例22] 電気の復旧状況

- こちらは多可町災害対策本部です。電気の復旧状況についてお知らせします。
 - ・現在、町内全域が停電しています。
 - ・〇〇地域は〇〇日〇〇時頃、復旧する見込みです。
 - ・〇〇地域を除き、〇〇日〇〇時頃には復旧する見込みです。
 - ・現在、〇〇地区一帯が停電していますが、〇〇地区は〇〇日頃に、〇〇地区、〇〇地区については〇〇日頃に復旧する見込みです。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。

[文例 2 3] 水道の復旧状況

- こちらは多可町災害対策本部です。水道の復旧状況についてお知らせします。
 - ・現在、町内全域（〇〇地区一帯）が断水していますが、（〇〇地区を除き）〇〇日〇〇時頃には復旧する見込みです。
 - ・現在、〇〇地区一帯が断水していますが、〇〇地区については〇〇日頃また、〇〇地区、〇〇地区については〇〇日頃に復旧する見込みです。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。

[文例 2 4] 電話の復旧状況

- こちらは多可町災害対策本部です。電話の復旧状況についてお知らせします。
 - ・現在、町内全域で電話が不通になっています。復旧にはあと〇〇日程度かかる見込みです。
 - ・現在、〇〇地区一帯で電話が不通になっています。〇〇地区については〇〇日頃に、また、〇〇地区、〇〇地区については〇〇日頃に復旧する見込みです。
 - ・電話の不通の地域については、〇〇避難所、〇〇中学校、〇〇〇〇に臨時電話を設置しておりますので利用して下さい。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。

[文例 2 5] 道路の復旧状況

- こちらは多可町災害対策本部です。道路の復旧状況についてお知らせします。
 - ・現在、〇〇通り、〇〇通り、……………は、道路損壊（がけ崩れ・冠水・橋の流失）のため、不通になっております。
 - ・〇〇通りについては〇〇日頃、また〇〇通りについては、〇〇日頃には、開通する見込みです。
 - ・運転者の皆さんは、交通標識や現場の警察官などの指示に従って、安全運転を心がけてください。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。

[文例 2 6] バスの運行状況

- こちらは多可町災害対策本部です。バスの運行状況についてお知らせします。
 - ・現在、町内を運行しているバスは、全て運行を中止しています。
 - ・現在、町内で運行しているバスは、〇〇行、〇〇行です。
 - ・その他の路線では、運転の再開見通しはたっておりません。
 - ・現在、運転を中止しているバスのうち、〇〇行、〇〇行は、〇〇頃、〇〇バスの〇〇行は〇〇日頃にそれぞれ運転が再開される見込みです。
- くりかえしてお知らせします。……………以上、多可町災害対策本部でした。

3-3 防災行政無線一覧

名称	設置場所
親局	多可町中区中村町123番地 多可町役場
中継局	多可町中区牧野817番地41 多可町立北播磨余暇村公園 多可町中区曾我井902番地2 曾我井逆池付近集落有地 多可町加美区的場853番地 金蔵山 多可町加美区清水407番地2 清水グラウンド 多可町加美区西山209番地 轟・西山地区浄化センター 多可町八千代区下野間147番地19 下野間新宮神社 多可町八千代区大和396番地2 多可町消防団柳山寺部消防庫 多可町八千代区大和1520番地1 多可町大和体験交流活性化施設
遠隔制御装置 (同報系)	加東市下滝野1296番地2 北はりま消防組合
戸別受信機	ア 町内に在住し、住民登録をしている世帯。ただし、社会福祉施設の入所世帯は除く。 イ 町長が必要と認める世帯及び公共施設等
屋外受信局	多可町中区安楽田919番地 北部浄化センター 多可町中区鍛冶屋624番地3 多可町消防団鍛冶屋部消防庫 多可町中区茂利17番地 中コミュニティプラザ 多可町中区糶屋434番地11 多可町稲荷コミュニティセンター 多可町中区曾我井184番地 多可町消防団曾我井部消防庫 多可町中区中安田35番地3 中安田公民館付近集落有地 多可町加美区山寄上82番地5 山寄上集会所 多可町加美区鳥羽475番地1 多可町消防団鳥羽部消防庫 多可町加美区清水311番地1 清水多目的研修集会所 多可町加美区轟531番地2 多可町消防団轟部消防庫 多可町加美区西山209番地 轟・西山地区浄化センター 多可町加美区門村269番地1 門村グラウンド 多可町加美区奥豊部137番地 奥豊部公会堂 多可町加美区豊部587番地1 加美上下水道事務所 多可町加美区寺内126番地1 落合橋付近町有地 多可町加美区岩座神27番地1 岩座神気象観測所 多可町加美区棚釜146番地 棚釜地区営農センター 多可町加美区多田248番地 多可町消防団多田部消防庫 多可町加美区的場177番地3 的場公民館 多可町加美区山野部7番地 山野部神社付近町有地 多可町八千代区大屋164番地 大屋住民センター裏グラウンド 多可町八千代区中村215番地2 中村住民センター 多可町八千代区門田63番地3 門田住民センター

名称	設置場所
	多可町八千代区俵田422番地先 フロイデン八千代付近県道用地 多可町八千代区中野間648番地4 八千代コミュニティプラザ 多可町八千代区下野間411番地28 下野間公園 多可町八千代区仕出原272番地31 仕出原住民センター 多可町八千代区下三原176番地1 下三原住民センター 多可町八千代区大和396番地2 多可町消防団柳山寺部消防庫 多可町八千代区大和1520番地1 多可町大和体験交流活性化施設 多可町八千代区大和2230番地2 毘沙門堂付近県道用地
河川監視カメラ	多可町中区森本805番地12 森本公民館 多可町加美区鳥羽734番地6 道の駅R427かみ 多可町加美区門村269番地1 門村グラウンド 多可町加美区寺内126番地1 落合橋付近町有地 多可町加美区西脇58番地3 西脇地区研修集会施設付近町有地 多可町八千代区俵田422番地先 フロイデン八千代付近県道用地 多可町八千代区中野間648番地4 八千代コミュニティプラザ 多可町八千代区大和731番地4 柳山寺時計台付近河川敷
地区遠隔制御装置	町内各地区公民館等 各小・中学校 町長が指定する各公共施設
文字表示機	ア 町内に在住し、住民登録をしている世帯のうち、聴覚障害により戸別受信機を利用しても世帯の全員が災害等の情報を得ることができない世帯（以下「聴覚障害者世帯」という。）で町長が必要と認める世帯 イ 町長が必要と認める聴覚障害者世帯

3-4 災害時の連絡先

(1) 町及び関係機関等

名 称	所 在 地	電話番号
<役場・地域局>		
役場	中区中村町 123	0795-32-2380
加美地域局	加美区豊部 250	0795-35-0080
八千代地域局	八千代区中野間 650	0795-37-0250
<警察>		
西脇警察署	西脇市郷瀬町 666	0795-22-0110
中町交番	中区中村町 77-1	0795-22-0110
杉原谷駐在所	加美区丹治 500-1	0795-22-0110
松井庄駐在所	加美区的場 68-7	0795-22-0110
貴船駐在所	八千代区中野間 672-4	0795-22-0110
大和駐在所	八千代区大和 915-6	0795-22-0110

各交番・駐在所への連絡は、警察署の代表電話番号 0795-22-0110 から交換を通じてかける。

<消防>		
北はりま消防本部	西脇市野村町 1796-502	0795-27-8119
西脇消防署	西脇市野村町 1796-502	0795-22-0119
西脇消防署多可出張所	中区岸上 281-177	0795-32-0119
西脇消防署多可北出張所	加美区豊部 240	0795-35-0119
西脇消防署多可南出張所	八千代区中野間 650	0795-37-0119
<関係機関・団体等>		
西脇多可行政事務組合	西脇市黒田庄町前坂 2163	0795-28-9511
西脇多可行政事務組合 (西脇多可広域斎場)	西脇市寺内 519	0795-22-3644
北播磨清掃事務組合 (みどり園)	西脇市富吉南町 262 の 1	0795-23-2808
氷上多可衛生事務組合	丹波市山南町南中字坂の下 45	0795-77-0404
西脇市多可郡医師会	西脇市和田町 688-89	0795-23-3402
多可町社会福祉協議会	中区糺屋 434-11	0795-32-3425

(2) 県、国及び防災関係機関等

名 称	所 在 地	電話番号
<兵庫県>		
兵庫県庁	神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-341-7711
兵庫県災害対策センター	神戸市中央区中山手通 5-2	078-362-9898
兵庫県企画県民部災害対策局 災害対策課	〃	078-362-9988
兵庫県北播磨県民局	加東市社字西柿 1075-2	0795-42-5111
兵庫県北播磨県民局総務企画室 総務防災課	〃	0795-42-9309
兵庫県消防防災航空隊	神戸市中央区港島中町 8-1	078-303-1192
<指定地方行政機関>		
近畿農政局淀川水系土地改良調査 管理事務所 糶屋ダム管理所	中区糶屋 677-7	0795-32-0016
近畿農政局兵庫県拠点	神戸市中央区海岸通 29	078-331-5924
<自衛隊>		
陸上自衛隊青野原駐屯地第 8 射特科群 第 343 高射中隊	小野市桜台 1	0794-66-7301
<指定公共機関>		
西日本電信電話(株)兵庫支店	神戸市中央区海岸通 11	078-393-9440
関西電力送配電(株)兵庫支社 姫路電力 部社配電営業所	加東市社 1446-1	0800-777-3081
<指定地方公共機関>		
神姫バス(株)西脇営業所	西脇市下戸田 270-58	0795-22-2786
(一社) 兵庫県 L P ガス協会	神戸市中央区中山手通 7-28-33	078-361-8068
(社) 兵庫県トラック協会北播支部	西脇市落方町 8-15	0795-27-1056

3-5 雨量計一覧

出典：兵庫県地域防災計画資料編（令和2年1月）

コード番号	名称	事務所名	所在地		名称	電報番号	備考		
			区	大字			種別	既往最大日雨量	年月日
14R06	中町	加東	中区	中村町	中町土木事務所 (テレメータ)	ウメ	自記	220.0	平 23.9.3
14R08	加美	〃	加美区	西山	加美観測所 (テレメータ)		〃	289.0	平 23.9.3
14R12	下野間	〃	八千代区	下野間	下野間観測所(テレメータ)		〃	222.0	平 23.9.3

3-6 主な樋門・水門施設一覧

令和2年4月1日現在

番号	施設名	所在地	形状等		操作責任者 氏名	摘要
			水門扉の形式	開閉装置の形式		
1	間子樋門①	中区間子	スライド式	ラック・ハンドル	兵庫県加東土木事務所 多可事業所	操作者多可町 役場建設課
2	西安田樋門①	中区西安田	スライド式	スピンドル・ハンドル	兵庫県加東土木事務所 多可事業所	〃
3	間子樋門②	中区間子	スライド式	スピンドル・ハンドル	兵庫県加東土木事務所 多可事業所	〃
4	西安田樋門②	中区西安田	スライド式	スピンドル・ハンドル	兵庫県加東土木事務所 多可事業所	〃
5	高岸樋門①	中区高岸	スライド式	スピンドル・ハンドル	兵庫県加東土木事務所 多可事業所	〃
6	高岸樋門②	中区高岸	スライド式	ラック・ピンジヤッキ	兵庫県加東土木事務所 多可事業所	〃
7	門前樋門	中区門前	スライド式	ラック・ピンジヤッキ	兵庫県加東土木事務所 多可事業所	〃
8	中村町樋門①	中区中村町	スライド式	スピンドル・ハンドル	兵庫県加東土木事務所 多可事業所	〃
9	安楽田樋門	中区安楽田	スライド式	ラック・ハンドル	兵庫県加東土木事務所 多可事業所	〃
10	豊部樋門	加美区豊部	スライド式	ラック・ピンジヤッキ	豊部区長	
11	熊野部樋門	加美区熊野部	スライド式	ラック・ピンジヤッキ	熊野部区長	
12	山野部樋門①	加美区山野部	スライド式	ラック・ピンジヤッキ	山野部区長	
13	西脇樋門	加美区西脇	スライド式	ラック・ピンジヤッキ	西脇区長	
14	間子樋門③	中区間子	スライド式	スピンドル・ハンドル	兵庫県加東土木事務所 多可事業所	操作者多可町 役場建設課
15	中村町樋門②	中区中村町	スライド式	ラック・ピンジヤッキ	兵庫県加東土木事務所 多可事業所	〃
16	山野部樋門②	加美区山野部	スライド式	ラック・ピンジヤッキ	山野部区長	
17	奥豊部樋門	加美区奥豊部	スライド式	ラック・ピンジヤッキ	奥豊部区長	

3-7 量水標（水防団待機水位・はん濫注意水位・避難判断水位等）一覧

河川名	量水標名	水位(m)					監視又は 巡視担当 機関	既往最高水位	
		水防団 待機 (通報水位)	はん濫 注意 (警戒水位)	避難 判断 (特別警 戒水位)	はん濫 危険 (危険水位)	はん濫 危険 (計画高 水位)		水位 (m)	年月日
野間川	下野間	1.60	2.00	2.00	2.70	3.43	加東土木 事務所	4.36	平23.9.4
杉原川	中町	2.10	2.50	2.50	2.90	2.99	加東土木 事務所	3.85	平23.9.4
	西脇	2.30	3.10	3.10	3.80	5.30		5.15	

3-8 地震観測施設一覧

観測場所	測器の種類	設置機関
中区中村町	計測震度計	兵庫県
加美区豊部	計測震度計	兵庫県
八千代区中野間	計測震度計	兵庫県

3-9 気象庁震度階級関連解説表

(平成 21 年 3 月 31 日改訂)

(1) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目を覚ます。	電灯などつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置き物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは、倒れることがあ	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、転倒すものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(2) 木造建物・鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	木造建物		鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		
5 強		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。		壁、梁（はり）や柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものがある。	壁、梁（はり）や柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）や柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや倒れるものが多くなる。	壁、梁（はり）や柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）や柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂みられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや倒れるものが多くなる。	壁、梁（はり）や柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）や柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注1) 木造建物の耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(注4) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注5) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひびがみられることがある。

(3) 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面の状況
5弱 5強	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

(4) ライフライン等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われ
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

(5) 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

※ 気象庁震度階級表

4. 応援・協定関係

4-1 災害時相互応援の協定先等一覧

(1) 応急対策業務

協定名	相手先	締結(改正)日
災害時における応急対策業務に関する協定	多可町建設業協会	R2. 7. 1
災害時における水道施設等の応急復旧等の応援に関する協定書	多可町管工事業組合	H21. 10. 30
災害時の応急対策業務に関する協定書	多可町測量協会	H29. 11. 27
災害時における応急医療及び救護の協力に関する協定書	西脇市多可郡医師会	R1. 12. 5
災害時における歯科応急医療及び口腔ケアの協力に関する協定書	西脇市多可郡歯科医師会	R1. 12. 5
災害時における医薬品等の優先供給に関する協定書	西脇市多可郡薬剤師会	R1. 12. 5
災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定書	(一社) 兵庫県トラック協会	R2. 10. 5

(2) 支援物資等供給

協定名	相手先	締結(改正)日
災害時における応急生活支援物資供給等の協力に関する協定書	(株)キリン堂	H24. 3. 29
災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定書	マックスバリュウ西日本(株)	H24. 3. 14
災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定書	(一社)兵庫県LPガス協会東播支部	H28. 11. 18
災害時における支援協力に関する協定	兵庫県石油商業組合西脇多可支部	R2. 6. 22
災害時等における毛布の供給に関する協定書	足立織物(株)	R2. 6. 22
災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	セッツカートン(株)及びJパックス(株)	R2. 6. 26

(3) 緊急避難所

協定名	相手先	締結(改正)日
災害時における町内公立宿泊施設利用に関する覚書	(株)まちなかの駅・たか(ココロン那珂)多可町自然活用村協会(エーデルささゆり)	R2. 6. 10
災害時における町内宿泊施設利用に関する覚書	(株)富士コンピュータ(青雲の家・悠遊館)	R2. 6. 10
災害時における寺院本堂等施設の利用に関する協定	多可郡仏教会	H24. 5. 23
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	(社福)北はりま福社会(社福)那珂の郷(社福)千ヶ峰会(社福)楽久園会	R1. 7. 29

	(社福)養徳会 (社福)多可町社会福祉 協議会 多可赤十字病院	
災害時における施設利用の協力に関する協定書	大和体験交流協会 (なごみの里山都)	R2. 6. 15

(4) 職員派遣

協定名	相手先	締結(改正) 日
災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	H24. 11. 21

(5) 相互応援(町単独)

協定名	相手先	締結(改正) 日
災害時相互応援協定	宮城県村田町	H24. 10. 1
災害時相互応援協定	福井県若狭町 鳥取県若桜町	H28. 7. 22

(6) 相互応援(広域)

協定名	相手先	締結(改正) 日
播磨広域防災連携協定	播磨地域13市9町	H26. 4. 22
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	兵庫県・県内市町	H18. 11. 1
兵庫県水道災害相互応援に関する協定	兵庫県・県内市町・関 係一部事務組合	H10. 3. 16
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	兵庫県・県内市町・関 係一部事務組合	H17. 9. 1
災害時の廃棄物処理に関する応援協定	神戸市安全協力会・兵 庫県産業廃棄物協会	H17. 9. 1
兵庫県広域消防相互応援協定	県内市町・消防の一部 事務組合	H25. 10. 23
東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互 応援協定	東播磨及び北播磨管内 全市町	H18. 11. 1
日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	日本郵便株式会社	H25. 5. 31

4-2 主な協定書

4-2-1 災害時における応急対策業務に関する協定

災害時における応急対策業務に関する協定

多可町長 戸田善規（以下「甲」という。）と、多可町建設業協会（以下「乙」という。）は、多可町内における地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害時の応急対策業務を迅速に行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、公共土木施設等における災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定める。

（要 請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにし、現場の状況に応じ、協力を要請することが出来る。

- 1) 災害の状況及び業務内容
- 2) その他必要な事項

2 乙は、甲から協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書により行うことが出来る。

（業務の内容）

第3条 甲が乙に要請する業務は次のとおりとする。

- 1) 公共土木施設等の被害情報の収集並びに簡易な障害物の除去及び危険箇所の表示
- 2) 障害物の除去（簡易なものは除く）及び応急対策等
- 3) その他甲が必要とする業務

（報 告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、様式2の報告書により、速やかに報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- 1) 応援に従事した建設費機材等の種類、数量、人員数
- 2) 業務内容及び場所
- 3) 応援に従事した期間
- 4) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 応急対策業務の実施に要した費用については、第3条第2号及び第3号に掲げる業務に係る費用にあつては甲が負担するものとし、同条第1号に掲げる業務に係る費用については、甲は負担しないものとする。

（損害の負担）

第6条 第3条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補 償）

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡担当者)

第8条 この協定に関して、あらかじめ甲・乙相互の連絡担当者を定め、災害が発生した際には速やかに連絡を取るものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行なわれるよう相互に情報交換を行うものとする。

- 1) 甲が提供する情報は、あらかじめ取り決めた地域にかかる区域等とする。
- 2) 乙は、諸活動中に覚知した災害時による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は平成26年7月1日から平成28年6月30日までとする。
2) 前項に規定する期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一の条件をもって本協定を期間満了の日の翌日から1年間継続するものとし、以降も同様とする。また、甲、乙いずれかの申し出により本協定は廃止できるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保持する。

令和 年 月 日

甲 兵庫県多可郡多可町中区中村町123
多可郡多可町長 戸田善規

乙 兵庫県多可郡多可町
多可町建設業協会
会長

災害応急対策業務 要請書

1. 災害の状況及び業務内容

2. 応援を必要とする日時、場所及び期間

(1) 派遣希望日時

(2) 派遣先

(3) 派遣期間

3. その他必要な事項

平成 年 月 日

様

兵庫県多可郡多可町長

(連絡責任者
多可町建設課長)

(担当者 所属 担当者氏名 電話番号)

災害応急対策業務 実施報告書

1. 応援に従事した事業者名及び建設資機材等の種類、台数及び人員の実施状況

(1) 事業者名・現場責任者

(2) 建設資機材等の車種、台数及び人員等

2. 業務内容及び場所

3. 応援に従事した期間

4. その他必要な事項

多可郡多可町長

様

担当者
電話番号

4-2-2 災害時における水道施設等の応急復旧等の応援に関する協定書

災害時における水道施設等の応急復旧等の応援に関する協定書（案）

（趣 旨）

第1条 多可町（以下「甲」という。）と多可町管工事業組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、水道施設等の被災状況調査及び応急復旧（以下「応急復旧等」という。）を行うために必要な応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第2条 甲は、次に掲げる場合について、乙に応援を要請することができる。

（1）甲の管理する水道施設等の被災状況調査のため必要がある場合

（2）甲の管理する水道施設等の応急復旧等のため必要がある場合

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は文書によることができない場合は、電話等により要請を行い、後に速やかに文書により通知するものとする。

3 乙は、第1項の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応急復旧等を行うための体制を確立のうえ、必要な人員、資機材等を出動させ、甲が行う応急復旧等に協力するものとする。

4 前項の規定により出動した乙の組合員は、甲の職員の指示に従い応急復旧等に従事するものとする。

（報 告）

第3条 乙は、乙の組合員が応急復旧等の応援が終了した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第4条 乙が、この協定に基づく協力のために要した費用については、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が応急復旧等に参加した乙の組合員を集約のうえ、乙が一括して請求するものとする。

（補 償）

第5条 乙の組合員において、この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは身体に障がいがある状態になった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による。

2 前項の規定により難い特段の事情がある場合は、甲、乙は誠意をもって協議するものとする。

（他市町への応援）

第6条 甲が被災した近隣市町等における水道施設等の応急復旧等の応援要請に基づき、乙に協力を要請した場合においても、乙はこの協定に準じて可能な限り協力するものとする。

（資料の交換）

第7条 甲及び乙は、道路網その他この協定の実施に必要な資料を作成し、相互に交換するものとする。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目事項については、甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成21年11月1日から平成22年10月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲、乙のいずれから文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を維持する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙は記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年10月30日

甲 兵庫県多可郡多可町中区中村町123
多可町
多可町長 戸田善規

乙 多可町
多可町管工事業組合
理事長

災害時における水道施設等の応急復旧等の応援に関する 協定実施細目

多可町（以下「甲」という。）と多可町管工事業組合（以下「乙」という。）は、平成21年付けで締結した「災害時における水道施設等の応急復旧等の応援に関する協定」（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、協議のうえ、以下のとおり定める。

（対象施設）

第1条 この協定において応急普及等の対象とする水道施設等は以下のとおりとする。

- (1) 多可町が管理する水道施設
- (2) 多可町が管理する下水道施設
- (3) 上記の(1)から(2)に付随する施設等

（要請手続き）

第2条 協定第2条第2項による要請は、次の事項を明らかにして、「災害時における水道施設等の応急復旧等要請書」（様式第1号）により行うものとする。

- (1) 被災施設
- (2) 被災状況
- (3) 応援要請の内容
- (4) 必要な資機材および人員
- (5) 応援を求める期間
- (6) その他応援に関する必要な事項

2 協定第2条および第6条の要請に関する連絡責任者は次のとおりとする。

- ・甲 多可町上下水道課長
- ・乙 多可町管工事業組合理事長

（報告）

第3条 協定第3条による応援終了時の報告は、「災害時における水道施設等の応急復旧等の応援終了報告書」（様式第2号）により行うものとする。

（資料の交換）

第4条 協定第7条の規定により交換する資料は、以下のとおりとする。

- (1) 連絡網（甲、乙）
- (2) 乙の会員名簿（乙）
- (3) 資機材の保有状況（乙）
- (4) 施設一覧表（甲）

平成21年10月30日

甲 多可町中区中村町 123
多可町長 戸田 善規

乙 多可町中区中村町 452
多可町管工事業組合
理事長

災害時における水道施設等の応急復旧等の応援終了報告書

多可町長 戸田 善規 様
(多可町上下水道課)

「災害時における水道施設等の応急復旧等の応援に関する協定書」第3条に基づき、
以下のとおり報告します。

平成 年 月 日

多可町長管工事業組合
理事長

1. 被災施設名
(施設種類)
被災場所

2. 被災状況等

3. 応援復旧の内容

4. 使用した資機材、人員等

5. 応援を行った期間
年 月 日 ~ 年 月 日

6. その他

4-2-3 災害時の応急対策業務に関する協定書

災害時の応急対策業務に関する協定書

多可町長 戸田善規（以下「甲」という。）と、多可町測量協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、多可町における災害応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、応急対策業務（以下「業務」という。）のため、乙に対して、様式1 の要請書により、次に掲げる事項を明らかにし、現場の状況に応じ要請できるものとする。ただし、文書をもって要請する暇がないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
- (2) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (3) その他必要な事項

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 測量調査等に関する緊急応急作業
- (2) その他甲が必要と認める測量調査業務等

（乙の責務）

第3条 乙は、甲から第1条の規定により業務の要請があったときは、特別な理由がない限り、前条の業務について応援を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、次に掲げる事項を明らかにし、速やかに甲に報告するものとする。

- (1) 応援に従事した作業内容、数量、人員数
- (2) 業務内容及び場所
- (3) 応援に従事した期間
- (4) 測量調査等に関する成果
- (5) その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 乙が行った業務に要する費用は、甲が負担する。又、費用の負担については、甲の積算見積により算出し、別途随意契約を締結し支払いを行うものとする。

（損害の負担）

第6条 第2条の規定による業務により生じた損害負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第7条 この規定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（連絡担当者）

第8条 この規定に関して、あらかじめ甲、乙相互の連絡担当者を定め、災害が発生した際

には速やかに連絡を取るものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう相互に情報交換を行うものとする。

(2) 甲が提供する情報は、あらかじめ取り決めた地域にかかる危険区域等とする。

(3) 乙は、諸活動中に覚知した災害時による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は、契約を締結した日から2年間とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保持する。

平成29年11月27日

甲 兵庫県多可郡多可町中区中村町123番地

多可町長 吉田一四 ④

乙 兵庫県多可郡多可町
多可町測量協会

代表者

4-2-4 災害時における応急医療及び救護の協力に関する協定書

災害時における応急医療及び救護の協力に関する協定書

多可町（以下「甲」という。）と一般社団法人西脇市多可郡医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急医療及び救護（以下「医療救護」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、多可町地域防災計画に基づき、甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、多可町地域防災計画に基づき医療救護活動の必要が生じたときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 乙は、甲から協力の要請を受けたときは、乙が別に定める医療救護計画（以下「医療救護計画」という。）に基づき、医療救護班を編成し派遣するものとする。

（医療救護班に対する指揮命令等）

第4条 乙が派遣する医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、乙が指定する者（以下「責任者」という。）が行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第5条 医療救護班の輸送は、甲乙が共同して行うものとする。

（医療救護班の活動）

第6条 医療救護班は、甲の設置する救護所等において次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置
- (2) トリアージ（被災負傷者・病人の治療優先順位に基づいた分類）
- (3) 広域救急医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- (5) 助産救護
- (6) 死亡の確認

（医療救護班の統括）

第7条 医療救護班の統括は、医療救護計画に基づき、責任者が行うものとする。

（医薬品等の調達）

第8条 乙が使用する医薬品等は、原則として甲が調達する。

（医療費）

第9条 甲の設置する救護所等における医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償）

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に関する費用
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 前2号に該当しない費用であって、この協定を実施するために要した実費

（災害補償）

第11条 甲は、医療救護班員が本活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の規定に基づき支給される扶助金の例を参考にして、扶助金相当額を乙に支払う。

（報告）

第12条 医療救護班の責任者は、第6条に規定する医療救護活動を行ったときは、その状況を記録するとともに、医療救護活動の終了後、所定の様式により乙に報告するものとする。

2 乙は、前項の報告を取りまとめ、甲に提出するものとする。

(医事紛争)

第13条 医療救護活動を行うに際し、傷病者との間に紛争が生じたときは、甲は速やかにその原因を調査し、乙と協議のうえ、紛争解決のために適切な措置を講じるものとする。

(訓練)

第14条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が主催する防災訓練、研修会等に乙の参加を要請することができる。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(疑義等の決定)

第16条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和元年12月5日

甲 多可郡多可町中区中村町123番地
多可町
多可町長 吉田 一四

乙 西脇市和田町688番地
西脇市多可郡医師会
会 長

※同日、「災害時における歯科応急医療及び口腔ケアの協力に関する協定書」を西脇市多可郡歯科医師会と、「災害時における医薬品等の優先供給に関する協定書」と西脇市多可郡薬剤師会協定を締結。

4-2-5 災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定書

災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定書

多可町（以下「甲」という。）と一般社団法人 兵庫県トラック協会（以下「乙」という。）は、多可町内において災害対策基本法（昭和36年法律第 233号）に規定する地震、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生の恐れがあるときの被災者及び避難者に対する物資等の緊急輸送等に関して次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害応急対策を実施する上で被災者及び避難者に対する物資等の緊急輸送等が必要と認めるときは、乙に対して、次の業務について協力を要請することができる。

- (1) 物資等の緊急輸送
- (2) 物流業務に必要な施設、車両、荷役機械及び資機材等の提供
- (3) 物流業務に必要な人員の派遣

（協力）

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資等の緊急輸送について、可能な限り協力するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、要請内容を円滑に実施できるよう必要な措置を講じるものとする。

（報告）

第3条 乙は、甲の要請を完了したときは、速やかに実施した内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 乙の業務に要した費用については、甲が負担するものとする。

（対価及び費用の支払）

第5条 前条の規定による費用は、乙からの請求により甲が支払うものとし、甲は、請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

（協議）

第6条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に記載がない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除又は変更の申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年10月5日

甲 兵庫県多可郡多可町中区中村町123
多可町長 吉田 一四

乙 兵庫県神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
一般社団法人 兵庫県トラック協会
会 長

4-2-6 災害時における応急生活支援物資供給等の協力に関する協定書

災害時における応急生活支援物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、多可町内に地震・風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）、多可町（以下「甲」という。）と株式会社キリン堂（以下「乙」という。）は、相互に協力して災害時の住民生活の早期安定を図るため、応急生活支援物資供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活支援物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が応急生活支援物資を必要とするとき、甲は、乙に対して乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活支援物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条により甲から要請を受けたときは、保有する物資等の供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

(応急生活支援物資)

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活支援物資は被害の状況に応じ供給するが、主なものは、「別表」のとおりとする。

2 乙は、甲の要請によるその他の応急生活支援物資においても、可能な限り供給を行うものとする。

(応急生活支援物資供給の要請手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後、物資の供給要請書（様式第1号）を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(応急生活支援物資の運搬、引き渡し)

第7条 応急生活支援物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は当該場所に職員等を派遣し、乙の提出する物資の納品書（様式第2号）により確認のうえ、物資を受け取るものとする。

(費用)

第8条 第4条及び第5条、第7条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第9条 乙は、他の関連業者との間で連携を強化し、災害時における関連業者相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(情報の収集・提供)

第10条 甲は、災害時において、住民に対し応急生活支援物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して住民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から応急生活支援物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(応急生活支援物資の安定供給)

第11条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、住民生活の早期安定に寄与するよう、住民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

(ボランティア活動への支援)

第12条 乙は、災害時に乙の社員が行う生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとし、甲はこれに協力するものとする。

(法令の遵守)

第13条 この協定の施行に当たっては、消費生活安定化法その他法令を遵守するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、甲乙協議うえ決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、平成24年3月29日から施行するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年3月29日

甲 兵庫県多可郡多可町中区中村町123
多可町長 戸田善規
緊急連絡先 担当 生活安全課
TEL 0795-32-2380

乙
大阪市淀川区宮原4-5-36
株式会社キリン堂
代表取締役 寺西忠幸
06-6394-0039

別表

段階	第1段階 ライフラインストップ	第2段階 電気復旧	第3段階 水道復旧
期間	災害発生～3日	4日～6日	7日～
	※毛布 ※水・飲料 ※菓子パン ※牛乳（LL） ※果物（バナナ） ※レトルト食品 （ごはん） 缶詰 （イージオープン） 電池 懐中電灯 バケツ 軍手 ガムテープ 濡れティッシュ トイレットペーパー 粉ミルク ほ乳びん 紙おむつ 仮設トイレ 仮設備	水・飲料 調理パン・弁当 牛乳（LL） 切り餅 レトルト食品 （ごはん） 缶詰 （イージオープン） インスタントラーメン 粉ミルク ほ乳びん 紙おむつ 濡れティッシュ トイレットペーパー 洗濯・洗面用具 下着・靴下 タオル 紙コップ・紙皿 生理用品 仮設トイレ 仮設備 調理器具類 その他食器類 その他日用雑貨 その他食糧	米 食パン めん類 バター・ジャム 肉・魚 野菜 果物 レトルト食品 （おかず類） インスタントラーメン 緑茶・コーヒー・紅茶 トイレットペーパー 洗濯・洗面用具 裁縫キット 下着・靴下 文房具 シューズ 布団 マスク 仮設トイレ 仮設備 調理器具類 その他食器類 その他日用雑貨 その他倉糧
夏	蚊取り線香		
冬	使い捨てカイロ		

- (1) 生活支援物資はおおむね上記の段階、期間ごとの品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。
- (2) 品目は上記の他、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

※災害直後、最優先に調達すべき品目

年 月 日

様

多可町災害対策本部長

災害時における物資の供給要請書

災害時における応急生活支援物資供給等の協力に関する協定書第6条に基づき、次のとおり物資等の供給を要請します。

品目	数量	引き渡し場所	備考

担当 多可町災害対策本部

担当者

印

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

多可町災害対策本部長 様

物資供給担当者

災害時における物資の納品書

災害時における応急生活支援物資供給等の協力に関する協定書第7条に基づき、次のとおり物資等を納品いたします。

品目	数量	引き渡し場所	備考

年 月 日

受取担当者

印

4-2-7 災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定書

災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、多可町内に地震・風水害等による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、多可町（以下「甲」という。）とマックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。）とが相互に協力して災害時の町民生活の早期安定を図るため、食料及び生活必需品（以下「食料等」という。）の供給等の協力について必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時に食料等を求める必要があると認めた時は、次に掲げる事項を明らかにした応援要請書（別記様式）をもって乙の保有する物資の調達を要請するものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後、要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする事由
- (2) 応援を必要とする種類と数量
- (3) 引渡の方法及び引渡場所
- (4) その他必要とする事項

(食料等供給の協力実施)

第3条 乙は、前条により甲から要請を受けたときは、保有する物資等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

(食料等)

第4条 甲が乙に要請する災害時の食料等は、被害の状況に応じ、原則として別表第1に掲げる物資のうちから指定する。

(食料等の運搬)

第5条 食料等の運搬は甲又は乙の指定する者が行うものとする。

(食料等の引取り)

第6条 食料の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認の上、引き取るものとする。

(経費の負担)

第7条 第3条及び第5条により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙が保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき甲、乙協議の上、定めるものとする。この場合において、商品の出荷数量等については、乙の提出する出荷確認書等により、算定する。

(平常時の活動)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとする。

(協議)

第10条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及び乙の協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定は、平成24年(2012年)3月14日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年3月14日

甲 兵庫県多可郡多可町中区中村町123
多可町長 戸田善規
担当：多可町役場 生活安全課
TEL 0795-32-2380 (代表)
TEL 0795-32-4777 (直通)
FAX 0795-32-3814 (直通)

乙 広島市南区段原南一丁目3-52
広島段原ショッピングセンター5階
マックスバリュ西日本株式会社
代表取締役社長 岩本隆雄
TEL082-535-8511
FAX082-261-0056

別表第1（第4条関係）

災害時の食料・生活必需品

種 類	物 資 名
食器類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュ、石鹼、洗濯石鹼（粉）、紙オムツ
	歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品
	ウエットティッシュ、ライター（使い捨てライター）
	マスク
光熱材料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク
食 料	米、パン、牛乳、各種缶詰、味噌、醤油、砂糖、各種野菜
	粉ミルク、インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース
	マヨネーズ、玉子、菓子類、塩、調味料、お茶、水

- (1) 応急食料等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。
 (2) 品目は上記の他、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする。

年 月 日

様

多可町災害対策本部長

災害時における応援要請書

災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定書第2条に基づき、次のとおり応援を要請いたします。

1. 災害の状況及び応援を必要とする事由

2. 応援を必要とする種類と数量・引渡方法及び場所

種類	数量	引渡方法・場所	備考

3. その他必要とする事項

担当 多可町災害対策本部

氏名

印

4-2-8 災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定書

災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定書

多可町（以下「甲」という。）と、一般社団法人兵庫県LPガス協会東播支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるLPガスの供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、多可町内で地震、風水害等による大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、避難生活等の支援のため、LPガス及び燃焼機器等の機材（以下「LPガス等」という。）の提供協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時にLPガス等の供給協力が必要とされる事態が発生した場合、乙に対して協力を要請することができる。この場合において、乙は特別な理由がない限り協力するものとする。

- （1）避難所等へLPガス等を提供すること。
- （2）避難所等へLPガス等を運搬及び設置すること。

（要請の手続）

第3条 甲は、前項の要請を行う場合においては、次に掲げる事項を記載した要請書（様式第1号）により協力の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭または電話等をもって要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

- （1）要請する理由
- （2）要請する協力の内容
 - ア 要請するLPガス等の数量及び期間
 - イ LPガス等の引き渡し場所
 - ウ その他必要な事項

2 乙は、前項の規定に基づき甲から要請を受けたときは、LPガス等を優先的に供給するとともに、供給した内容について、実施報告書（様式第2号）により通知するものとする。

（安全点検の実施）

第4条 乙はLPガス等を供給するときには、供給設備並びに消費設備の安全点検を行うものとする。

（費用の負担）

第5条 この協定によるLPガス等の提供に係る費用については、甲が負担するものとする。この場合、災害発生時直前の価格を基準に、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（円滑な運用）

第6条 甲及び乙は、災害時及び日頃の連絡・情報交換を行い、本協定が円滑に運用されるよう、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者（以下「連絡先等」という。）を定め定期的に連絡会（年1回を基準）を行うものとする。

- （1）甲及び乙は、連絡先等については、連絡先責任者通知書（様式第3号・第4号）により、報告するものとする。
- （2）甲及び乙の連絡先等に変更があった場合は、速やかに相手先に連絡先 責任者通知書（様式第3号・第4号）により、報告するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも終了の意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から1年間延長されたものとみなし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第8条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議し決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年11月18日

甲 兵庫県多可郡多可町中区中村町123番地
多可町
代表者 多可町長 戸田善規

乙 兵庫県多可郡多可町中区安楽田700番地8
一般社団法人兵庫県LPガス協会東播支部
代表者 支部長 高山正博

一般社団法人
兵庫県エルピーガス協会 東播支部長 様

多可町長

LPガス等の提供協力要請書

災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定第3条に基づき、次のとおりLPガス等の供給を要請します。

1. 引き渡し場所

施設名	
所在地	
現場責任者	

2. 要請物資

品名	数量	備考

3. その他必要とする事項

--

【要請依頼担当者】

所属部署	
氏名	
連絡先	

多可町長 様

一般社団法人兵庫県LPガス協会
東播支部長

LPガス等の提供協力要請にともなう実施報告書

災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定第3条に基づき、次のとおりLPガス等の供給を実施いたしましたので報告します。

1. 要請依頼担当者等

所属部署		要請依頼日	
氏名		要請依頼方法	
連絡先		要請書受諾日	

2. 引き渡し場所

施設名	
所在地	
現場担当者名	

3. 供給実施内容

品名	数量	備考

3. その他必要とする事項

実施者		実施完了日	

【報告担当者】

会社名	
氏名	
連絡先	

一般社団法人
兵庫県エルピーガス協会 東播支部長 様

多可町長

連絡責任者通知書

災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定第6条に基づき、次のとおり連絡責任者を報告します。

第1連絡責任者

所属部署		役職名	
氏名			
電話番号			
FAX番号			
携帯等緊急連絡先			

第2連絡責任者

所属部署		役職名	
氏名			
電話番号			
FAX番号			
携帯等緊急連絡先			

第3連絡責任者

所属部署		役職名	
氏名			
電話番号			
FAX番号			
携帯等緊急連絡先			

多可町長 様

一般社団法人兵庫県LPガス協会
東播支部長

連絡責任者通知書

災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定第6条に基づき、次のとおり連絡責任者を報告します。

第1連絡責任者

会社・団体名			
所在地			
氏名		役職名	
電話番号			
FAX番号			
携帯等緊急連絡先			

第2連絡責任者

会社・団体名			
所在地			
氏名		役職名	
電話番号			
FAX番号			
携帯等緊急連絡先			

第3連絡責任者

会社・団体名			
所在地			
氏名		役職名	
電話番号			
FAX番号			
携帯等緊急連絡先			

4-2-9 災害時における支援協力に関する協定

災害時における支援協力に関する協定

多可町（以下「甲」という。）と兵庫県石油商業組合西脇多可支部（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、多可町内における被災者救援に関する支援活動への協力について、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、乙に対し、乙の組合員（以下「組合員」という。）の給油取扱所における次の事項の実施について協力を要請できるものとする。

- (1) 災害時の応急・復旧対策、被災者等の支援のため、緊急通行車両への優先的な給油を行うとともに、当該車両への運転者に対して道路、避難場所その他必要な情報を提供すること。
- (2) 徒歩で帰宅する被災者等に対して、甲が提供する情報のほか、ラジオ、テレビ等で知り得た情報を提供するとともに、当該給油取扱所を一時休憩所として、水道水及びトイレを提供すること。
- (3) 避難所における炊き出し、暖房等に使用する石油類燃料を優先的に供給すること。

2 乙は、災害時に甲から石油類燃料の提供を求められたときは、優先的に供給するものとし、石油類燃料の供給に当たっては、次のとおりとする。

- (1) 甲が石油類燃料の運搬を求めたときは、乙は積極的に協力するものとし、甲又は乙の指定する者が運搬するものとする。
- (2) 石油類燃料の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡し場所に職員を派遣し、数量その他必要な事項を確認の上、引き取るものとする。

3 乙は、組合員に対し、災害時に次の事項について協力するよう指導するものとする。

- (1) 火災又は救急事故発生時における119番通報の実施
- (2) 火災発生時における初期消火活動の実施
- (3) 救助活動に活用できるジャッキ等の資機材等の貸出
- (4) 救急措置その他協力できること。
- (5) 石油類燃料の価格の高騰の防止

（支援の実施）

第3条 乙は前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、組合員に対し、可能な範囲において支援を実施するよう指導するものとする。ただし、乙は、通信の途絶により甲が乙に協力を要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するよう指導するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条第1項に規定する給油及び石油類燃料の供給に要する費用については、通常の商取引の例によるものとする。

- 2 第2条第2項に規定する支援の実施に要した経費については、甲が負担するものとし、その費用は、乙の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上、決定するものとする。
- 3 前2項に定めないものについては、乙の負担とする。

（防災情報の発信）

第5条 乙は、組合員に対し、給油取扱所において平常時より地震、洪水等の被害想定、避難場所及び緊急輸送路その他防災に関する情報の発信に努めるよう指導するものとする。

- 2 甲は、前項の情報の発信及び第2条第1項第2号の情報の提供に関して必要な協力を行うものとする。

(事業継続計画)

第6条 乙は、組合員に対し、災害時における事業を円滑に継続するため、事業継続計画の策定を指導するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、日頃から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(協力体制の構築)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて別記様式により相手方に通知し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

2 前項に定める甲及び乙の連絡責任者に変更があった場合は、速やかに別記様式により相手方に通知するものとする。

3 乙は、支援する組合員と非組合員（未加入業者）の明確化を期すため、毎年4月1日現在の組合員名簿を甲に提出するものとする。

4 甲は、災害時に、組合員が石油類燃料の供給能力を十分発揮できるよう、平時の燃料調達において、受注機会の確保について配慮するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後に期間満了したときも同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年6月22日

甲 兵庫県多可郡多可町中区中村町 123 番地
多可町
多可町長 吉 田 一 四

乙 兵庫県西脇市大木町 281 番地 1
兵庫県石油商業組合西脇多可支部
支部長 藤 田 和 男

別記様式（第8条関係）

甲の第1連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
職 名		電話（携帯）	
氏 名		F A X	
携帯メール			

甲の第2連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
職 名		電話（携帯）	
氏 名		F A X	
携帯メール			

乙の第1連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
職 名		電話（携帯）	
氏 名		F A X	
携帯メール			

乙の第2連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
職 名		電話（携帯）	
氏 名		F A X	
携帯メール			

災害時等における毛布の供給に関する協定書

多可町（以下「甲」という。）と足立織物株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第 233号）に規定する地震、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生の恐れがある場合並びに甲が協定を締結している自治体等に応援措置を行う場合（以下「災害時等」という。）における避難所等の開設及び運営に必要なとなる毛布の供給に係る協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に乙の協力を得て、甲が行う避難所等の開設及び運営で必要となる毛布の調達が必要が生じた場合における必要事項を定め、避難所開設及び運営を円滑に実施することを目的とする。

（供給の要請）

第2条 甲は、災害時等において、毛布の調達を必要とするときは、乙に対し、避難所における毛布の供給について、災害時等における毛布の供給要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、甲は、当該要請を口頭により行うことができるものとし、その場合において、甲は、事後速やかにその内容を災害時等における毛布の供給要請書（様式第1号）により乙に要請するものとする。

（供給の協力）

第3条 乙は、前条による要請を受けたときは、乙が保有する毛布の範囲内において、優先的に当該要請に応じるように努めるものとする。
2 毛布の引渡場所及び引渡日時等については、甲が指定するものとし、甲は毛布を災害時等における毛布供給確認書（様式第2号）で確認の上、受領するものとする。

（費用の負担）

第4条 乙が供給した毛布に要した経費については、甲が負担するものとする。

（価格の決定）

第5条 供給に要した甲が負担すべき毛布の価格は、災害発生直前における適正価格とする。

（供給体制の整備）

第6条 乙は、甲から毛布の供給の要請がある場合に備え、迅速に供給できる体制を整備するよう努めるものとする。

（連絡体制）

第7条 甲及び乙は互いに緊急時の連絡先を毎年4月及び変更があった場合に報告するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は協定について、疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙で協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。
2 前項の期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙いずれかから協定解除又は変更の申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年6月22日

甲 兵庫県多可郡多可町中区中村町123
多可町
多可町長 吉田 一 四

乙 兵庫県多可郡多可町中区安楽田511
足立織物株式会社
代表取締役 足立 利 信

文 書 番 号
年 月 日

災害時等における毛布の供給要請書

足立織物株式会社 様

（要請者）
多可郡多可町中区中村町123
多可町長

「災害時等における毛布の供給に関する協定」に基づき要請します。

品 名	数 量	納入場所	住所・電話

多可町災害対策本部

担当者 _____

様式第2号（第3条関係）

毛布供給確認書

多可町長 宛

足立織物株式会社
代表取締役

年 月 日付、災害時等における毛布の供給要請書により、次の物資を供給したことを確認します。

品名	数量	出荷場所	備考

年 月 日
上記内容を確認しました。

多可町災害対策本部

担当者 _____

4-2-11 災害時における町内公立宿泊施設利用に関する覚書

災害時における町内公立宿泊施設利用に関する覚書

多可町（以下「甲」という。）と町内公立宿泊施設の各管理者（以下「乙・丙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、もしくは災害の発生が予測される場合、乙及び丙が管理する宿泊施設（以下「施設」という。）の利用に関し次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害が発生した場合、もしくは災害の発生が予測される場合、施設を緊急避難場所もしくは避難所として利用し、町民の安全の確保を図ることを目的とする。

（利用の要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために、施設の利用を必要とするときは、乙及び丙に施設の利用を要請するものとする。

（施設の利用）

第3条 乙及び丙は、前条の規定に基づき甲から利用の要請を受けたときは、甲に対し施設を利用させるものとする。

2 乙及び丙は、自らの業務に支障があると認められる場合、その他合理的理由があると認められる場合には、甲の要請を拒否することができる。

（利用対象施設）

第4条 利用を必要とする施設は、別表のとおりとし、所期の目的で既に使用している施設の部屋を除き、避難に必要な部屋等とする。

（利用者の輸送）

第5条 施設の利用に伴い利用者の輸送が必要となった場合は、原則として甲が行う。ただし、甲において輸送が著しく困難な場合は、乙及び丙は輸送に協力するものとする。

（費用の負担及び支払い）

第6条 甲の要請に基づき乙及び丙の施設を利用した場合に要した費用、並びに前条ただし書の規定により乙及び丙が輸送を行った場合に要した費用は、甲の負担とするものとし、乙及び丙の請求に基づき支払うものとする。

（費用の決定）

第7条 前条の規定による費用については、甲、乙、丙の協議により決定する。

(協定の有効期間及び更新)

第8条 この覚書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙及び丙のいずれからも別段の申出がされないときは、前項の期間が満了した後においても、この覚書を同一条件で更新したものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第9条 この覚書に関する疑義が生じた場合及びこの覚書に定めない事項については、その都度、甲、乙、丙協議して決定する。

この覚書締結の証として本協定書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年6月10日

(甲) 多可町中区中村町123

多可町長 吉田 一 四

(乙) 多可町中区岸上281-1

ココロン那珂 指定管理者

株式会社 まちの駅・たか

代表取締役 笹倉 康 司

(丙) 多可町八千代区中野間363-13

エーデルささゆり 指定管理者

多可町自然活用村協会

理事長 笹倉 康 司

[別表]

公立宿泊施設一覧

名 称	所在地	電話番号	想定人数
ココロン那珂	中区牧野817-41	32-4111	50人
エーデルささゆり	八千代区中野間363-13	37-1200	50人

4-2-12 災害時における町内宿泊施設利用に関する覚書

災害時における町内宿泊施設利用に関する覚書

多可町（以下「甲」という。）と株式会社 富士コンピュータ（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、もしくは災害の発生が予測される場合、乙が管理する宿泊施設（以下「施設」という。）の利用に関し次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害が発生した場合、もしくは災害の発生が予測される場合、施設を緊急避難場所もしくは避難所として利用し、町民の安全の確保を図ることを目的とする。

（利用の要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために、施設の利用を必要とするときは、乙に施設の利用を要請するものとする。

（施設の利用）

第3条 乙は、前条の規定に基づき甲から利用の要請を受けたときは、甲に対し施設を利用させるものとする。

2 乙は、自らの業務に支障があると認められる場合、その他合理的理由があると認められる場合には、甲の要請を拒否することができる。

（利用対象施設）

第4条 利用を必要とする施設は、別表のとおりとし、所期の目的で既に使用している施設の部屋を除き、避難に必要な部屋等施設とする。

（利用者の輸送）

第5条 施設の利用に伴い利用者の輸送が必要となった場合は、原則として甲が行う。ただし、甲において輸送が著しく困難な場合は、乙は輸送に協力するものとする。

（費用の負担及び支払い）

第6条 甲の要請に基づき乙の施設を利用した場合に要した費用、並びに前条ただし書の規定により乙が輸送を行った場合に要した費用は、甲の負担とするものとし、乙の請求に基づき支払うものとする。

（費用の決定）

第7条 前条の規定による費用については、甲、乙の協議により決定する。

(協定の有効期間及び更新)

第8条 この覚書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の申出がされないときは、前項の期間が満了した後においても、この覚書を同一条件で更新したものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第9条 この覚書に関する疑義が生じた場合及びこの覚書に定めない事項については、その都度、甲、乙協議して決定する。

この覚書締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年6月10日

(甲) 多可町中区中村町123

多可町長 吉田 一 四

(乙) 加古川市加古川町稲屋790-1

青雲の家・悠遊館 管理者

株式会社 富士コンピュータ

代表取締役 森 和 明

[別表]

公立宿泊施設一覧

名 称	所在地	電話番号	想定人数
青雲の家・悠遊館	加美区豊部1840-53	35-1572	50人

4-2-13 災害時における寺院本堂等施設の利用に関する協定

災害時における寺院本堂等施設の利用に関する協定書

多可町（以下「甲」という。）と多可郡仏教会会員寺院（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、もしくは災害が発生すると予測される場合、寺院本堂等（以下「施設」という。）の利用に関し次のとおり協定を締結する。

なお、本協定書締結を基に、甲は、地域の防災力強化並びに安全な避難行動の高揚と認識の総意により、更に各寺院と協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合、もしくは災害が発生すると予測される場合、施設を緊急避難所として利用し、町民の安全の確保を図ることを目的とする。

（利用の要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために、施設の利用を必要とするときは、乙に施設の利用を要請するものとする。

（施設の利用）

第3条 乙は、前条の規定に基づき甲から利用の要請を受けたときは、甲に対し施設の使用可能な部分において利用させるものとする。

2 乙は、自らの執務に支障があると認められる場合、その他合理的な理由が認められる場合には、甲の要請を拒否することができる。

（利用対象施設）

第4条 施設のうち、避難に必要な寺院本堂等広間とする。

（利用者の輸送）

第5条 施設の利用に伴い利用者の輸送が必要となった場合は、原則として甲が行う。ただし、甲において輸送が著しく困難な場合は、避難者相互で協力し行うものとする。

（費用の負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙の施設を利用した場合に要する費用は、甲の負担とする。

（費用の決定）

第7条 前条の規定による費用については、甲、乙、協議して決定する。

（支払）

第8条 甲は、乙の施設を利用した場合に要した費用は、乙の請求に基づき支払うものとする。

（協定の有効期間及び更新）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1箇月前までに甲、乙、並びに当該関係者のいずれから別段の申出がされないときは、前項の期間が満了した後においても、この協定を同一条件で更新したものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に関する疑義が生じた場合及びこの協定に定めない事項については、その都度、甲、乙、協議して決定する。

この協定書締結の証として本協定書5通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 5 月 23日

(甲) 多可郡多可町中区中村町123

多可町長 戸田 善規

(乙) 多可郡多可町
多可郡仏教会

多可郡多可町中区
中区仏教会

多可郡多可町加美区
加美区仏教会

多可郡多可町八千代区
八千代区仏教会

4-2-14 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

多可町（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、風水害・地震・その他の災害が発生した場合において、福祉避難所の設置運営業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の管理する施設の一部を、被災した災害時要援護者等を対象とする福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 乙の管理する施設を福祉避難所として利用する対象者は、障がい者（児）、高齢者、妊産婦、病弱者等のうち、災害時の避難所生活において何らかの配慮を必要とする者及びその介助者（以下「要援護者等」という。）とする。

（避難施設）

第3条 避難施設として使用する乙の施設は、_____とする。

※もしくは

第3条 避難施設として使用する乙の施設は、次の施設とする。

1 _____

2 _____

（要請）

第4条 甲は、福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要援護者等を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受け入れを要請するものとする。

2 受け入れ期間は、原則7日間以内とする。ただし、協議のうえ受け入れ期間を延長することができるものとする。

3 乙は、甲から要請を特別な理由がない限り応じるように努めるものとする。

4 乙は、他の特別養護老人ホーム等が被災し、入所者が生活を継続すること _____ が困難になった場合は、甲の要請の有無にかかわらず可能な限り受け入れるものとする。

（業務の内容）

第5条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、別途福祉避難所開設・運営マニュアルに定めるとおりとし、マニュアルは適時見直し、必要があれば改正するものとする。

（経費の負担）

第6条 第4条に規定する業務に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 料金等の算出方法については、災害発生時直前における通常の実費を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第7条 第4条に規定する業務により損害が生じた場合は、その損害に伴う負担について、甲乙協議して定めるものとする。

（補償）

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、または死亡した場合の補償については、業務従事者の使用の責任において行うものとする。

(協力体制)

第9条 甲は、食料、生活必需品等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。
2 甲は、乙が対象者を適切に介助できるよう社会福祉協議会等の関係機関、医療関係者、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が本来の目的の活動が再開できるよう配慮するとともに、福祉 避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲、乙双方においてあらかじめ決めておくものとする。

(個人情報の保護)

第12条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。
2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1カ月前までに、双方いずれからも書面による解約の申し出がない場合は、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、それ以降もまた同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めがない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和元年7月29日

甲 兵庫県多可郡多可町中区中村町 123
多可町長 吉田 一四

乙 兵庫県多可郡多可町

※相手先

社会福祉法人 北はりま福祉会
社会福祉法人 那珂の郷
社会福祉法人 千ヶ峰会
社会福祉法人 楽久園会
社会福祉法人 養徳会
社会福祉法人 多可町社会福祉協議会
多可赤十字病院

4-2-15 災害時における施設利用の協力に関する協定書

災害時における施設利用の協力に関する協定書

多可町（以下「甲」という。）と大和体験交流協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、もしくは災害が発生すると予測される場合、乙が管理する施設（以下「施設」という。）の利用に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合、もしくは災害が発生すると予測される場合、施設を緊急避難場所もしくは避難所として利用し、町民の安全の確保を図ることを目的とする。

（利用対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 多可町八千代区大和1520番地1

施設名 大和交流活性化施設「なごみの里・山都」

（利用の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するために、前条で規定する施設を利用する必要があるときは、原則として乙に対し協力を要請するものとする。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応が必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき、前条で規定する施設を開放し、甲に協力する。

（施設の利用）

第4条 乙は、前条の規定に基づき甲から利用の要請を受けたときは、甲に対し施設の使用可能な部分において利用させるものとする。

2 乙は、自らの執務に支障があると認められる場合、その他合理的な理由が認められる場合には、甲の要請を拒否することができる。

（連絡体制）

第5条 第3条で規定する甲の要請は、乙の管理する施設の施設長に対して行う。

2 前項の目的を達するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第6条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、乙は、甲に報告するものとする。

（発災時の対応）

第7条 乙は、災害時等において速やかに、緊急避難場所もしくは避難所としての

機能を果たせるよう施設の開錠など必要な措置を講じるものとする。

- 2 乙は、前項で定める措置を行ったのち、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、避難者の誘導又は障害物の除去等に協力するものとする。
- 3 前項の措置に伴う損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、災害救助法施行細則による救助の程度等に定めるところにより甲が負担する。

（協定の有効期間及び更新）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲、乙、並びに当該関係者のいずれからも別段の申出がされないときは、前項の期間が満了した後においても、この協定を同一条件で更新したものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第9条 この協定に関する疑義が生じた場合及びこの協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定書締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年6月15日

甲 多可町中区中村町123番地

多可町長 吉田 一 四

乙 多可町八千代区大和1520番地1
大和交流活性化施設 指定管理者
大和体験交流協会
理事長 白石 典之

4-2-16 災害時等の応援に関する申し合わせ

災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と多可町長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。

- 一 多可町内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
- 二 多可町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン [情報連絡員]含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

（緊急災害対策派遣隊の受け入れ）

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。

(緊急災害対策派遣隊の報告)

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成24年11月21日

甲 大阪府中央区大手前1-5-44 (合同庁舎1号館)

国土交通省 近畿地方整備局長 谷本光司

乙 兵庫県多可郡多可町中区中村町123

多可町長 戸田善規

別紙

連絡先

大阪市中央区大手前 1-5-44 (合同庁舎 1 号館)

国土交通省 近畿地方整備局長 谷本光司

TEL 06-6942-1141 (代表)

TEL 06-6942-1575 (直通)

FAX 06-6944-4741 (直通)

兵庫県多可郡多可町中区中村町 1 2 3

多可町長 戸田善規

生活安全課長 今中 明

TEL 0795-32-2380 (代表)

TEL 0795-32-4777 (直通)

FAX 0795-32-3814 (直通)

災害時相互応援協定書

東日本大震災の支援活動をきっかけとして結ばれた宮城県柴田郡村田町と兵庫県多可郡多可町との「縁」を基本とし、今後、いずれかの町で災害が発生した場合において、独自に十分な応急措置ができないときは、相互応援により応急対策及び復旧対策等を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の内容)

第1条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 災害応急活動等に必要な職員の派遣
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第2条 応援を受けようとする町は、原則として、次に掲げる事項を明らかにし、第4条に定める連絡担当部署を通じて、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話、ファクシミリ又はその他の通信方法等により応援を要請し、事後に別記様式により文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、資機材及び物資等の品名、規格、数量等
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数
- (4) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容を要する被災者の状況及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援の要請を受けた場合は、可能な限り応ずるものとする。

(連絡担当部署)

第4条 相互応援のための連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡し調整するものとする。

(情報交換)

第5条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画、防災マップ、管内図、その他必要な資料及び情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第6条 この協定は、両町が別に締結した災害時相互応援協定を妨げるものではない。

2 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、それぞれの町長が署名のうえ、各自1通を保有する。

平成24年10月1日

宮城県柴田郡村田町

町長

兵庫県多可郡多可町

町長

調印立会人

災害時相互応援協定書

福井県若狭町・兵庫県多可町及び鳥取県若桜町（以下「協定町」という。）は、平成28年4月13日付けで締結した友好交流協定書を基本とし、いずれかの町において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合、独自に十分な応急措置ができないときは、被害を受けた町（以下「被災町」という。）の要請により行う応急対策及び復旧対策等が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は、次のとおりとする。ただし、応援を行う町の過剰な負担にならない範囲内において実施するものとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）災害応急活動等に必要な職員の派遣
- （4）被災者を一時収容するための施設の提供
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の要請）

第2条 応援を受けようとする町は、原則として次に掲げる事項を明らかにして、連絡担当部署を通じて文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には電話、ファクシミリ及びその他の通信方法により応援を要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、資機材及び物資等の品名、規格及び数量等
- （3）前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容
- （4）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容を要する被災者の状況及び人数
- （5）応援を受ける場所及びその場所への経路
- （6）応援を必要とする期間
- （7）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された場合は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 応援が実施できない場合は速やかにその旨を被災町に連絡しなければならない。

3 被災町において大規模な災害が発生したことが明らかで、通信途絶等の状況にある場合、協定町は連絡を密にし、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると判断した場合は、連携して必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該応援は、応援を要請されて行ったものとみなす。

（指揮）

第4条 応援を行う町の職員が応援に従事するときは、被災町の指揮に従い行動するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として被災町の負担とする。

2 被災町が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援を行う町が一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度協定町の間で協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第6条 応援に派遣した職員が、負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行う町が負うものとする。

2 応援に派遣した職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災町が、被災町への往復の途中において生じたものについては応援を行う町がその賠償の責めを負うものとする。

(連絡窓口)

第7条 協定町は応援の円滑な運営を図るため、あらかじめ連絡担当部署を定めるものとする。

(情報交換)

第8条 協定町は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を交換するとともに、関係者の交流を図るものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、協定町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、それぞれの町長が署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年 7月22日

福井県三方上中郡若狭町中央1-1
若狭町長 森下 裕

兵庫県多可郡多可町中区中村町123
多可町長 戸田 善規

鳥取県八頭郡若桜町大字若桜801-5
若桜町長 小林 昌司

播磨広域防災連携協定

(趣旨)

第1条 この協定は、播磨地域13市9町（以下「締結市町」という。）が、播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して播磨地域の広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項の規定に基づき、播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 締結市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(応援の事項)

第3条 応援の事項は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供に関する事項
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣に関する事項
- (3) 被災者の受入れに関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第4条 応援を受けようとする市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
 - (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
 - (4) 応援の場所及びその場所への経路
 - (5) 応援を必要とする期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 締結市町は、応援の要請があったときは、極力これに応ずるものとする。

(応援の自主出動等)

第6条 応援をする市町（以下「応援市町」という。）は、激甚な災害が発生し、通信

の途絶等により被応援市町と連絡がとれない場合には、第4条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、第4条に定める応援要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第7条 応援のため派遣された職員は、被応援市町長等の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の活動)

第9条 締結市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 救援に必要な物資等の情報交換
- (4) その他災害時の相互応援に必要な事項

(広域防災対策)

第10条 締結市町は、播磨地域に係る広域的な防災対策に関して、必要な事項を協議し、協同して進めることに努めることとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、締結市町が締結する災害時の相互応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(実施の細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項については、締結市町が協議の上、別に定めるものとする。

(補則)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、締結市町が協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成26年(2014年)4月22日から効力を生じるものとする。
- 2 播磨広域防災連携協定(平成24年(2012年)8月30日締結)は、廃止する。

上記協定締結の証として本協定書を22通作成し、締結市町長記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年(2014年)4月22日

姫路市長
相生市長
加古川市長
小野市長
赤穂市長
西脇市長
三木市長
高砂市長
加西市長
宍粟市長
加東市長
たつの市長
明石市長
多可町長
稲美町町長
播磨町長
市川町長
福崎町長
神河町長
太子町長
上郡町長
佐用町長

4-2-20 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県（以下「県」という。）及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
 - (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
 - (4) 応援の場所及びその場所への経路
 - (5) 応援を必要とする期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被応援市町に、応援計画を通知するものとする。
- 3 県及び応援を行う市町（以下「応援市町」という。）は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。
- 4 第1項による要請をもって、被応援市町から各応援市町に対しての応援の要請があったものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 被応援市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。

- 2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。
- 3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。
- 4 被応援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる、なお、この場合において、被応援市町は事後必ず県にその旨連絡するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

- 2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 地域防災計画その他必要な資料の提供
- (2) 県と市町との連絡会等の開催
- (3) その他必要な事項

(補則)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成18年11月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事及び各市町長が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長及び兵庫県町村会会長が各1通を保有し、他の市町長はその写しを保有する。

平成18年11月1日

(以下、協定締結者名等は省略)

(要請市町長名)

応 援 要 請 書

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 応援を要請する理由（被害の状況等）

2 応援項目

(1) 物品等の品目・数量

(2) 職員の職種及び人員

3 添付書類

4 連絡先

担当課・係

担当者 主担当

電話番号 NTT

FAX番号 NTT

副担当

衛星通信

衛星通信

兵庫県知事

応 援 計 画 書

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定に基づき、別紙のとおり応援計画を作成したので通知します。

記

1 応援市町名および応援要請理由

2 添付書類

3 県連絡先（応援計画作成担当）

担当課・係名

担当者 主担当

電話番号 NTT

FAX番号 NTT

副担当

衛星通信

衛星通信

(様式第3号)

第 号
平成 年 月 日

(被応援市町長名)

(応援市町長名等)

応援活動報告書

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定に基づき、下記のとおり応援活動を報告します。

記

- 1 要請受理日時または災害認知日時

- 2 応援活動場所

- 3 応援活動期間

- 4 応援活動組織等（指揮者・人員・車両等）

- 5 応援活動の内容

- 6 使用器材及び消費物品等

- 7 その他参考事項

- 8 連絡先
担当課・係名
担当者 主担当 副担当
電話番号 NTT 衛星通信
FAX番号 NTT 衛星通信

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(連絡窓口)

第2条 県及び市町は、応援に関する連絡調整を円滑に進めるため、連絡担当部局をあらかじめ定めるものとする。

2 各市町は、前項に規定する連絡担当部局を変更したときは、速やかに県(当該市町を所轄する県民局)に報告するものとする。

(情報の収集及び伝達方法)

第3条 被災市町は、速やかに被害状況の把握に努め、災害情報の伝達を行うとともに、県及びその他の市町にあっては情報収集に努めるものとする。

2 情報収集及び伝達は、兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム、電話、ファクシミリ、衛星通信又は職員の派遣等により行うものとする。

(応援の内容)

第4条 協定第2条第1号から第3号までに規定する応援の内容は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|--|
| (1) 物資 | 飲料水、食糧、生活必需物資、医薬品等 |
| (2) 資機材 | 給水車、物資輸送車、ゴミ収集車、し尿処理車、重機、バイク、自転車、
仮設トイレ、仮設風呂、テント、発電機等 |
| (3) 施設 | 避難所、福祉施設、公共宿泊施設、火葬場、ゴミ焼却場等 |
| (4) 派遣職員 | 県職員、市町職員 |

(応援の要請手続き)

第5条 被応援市町は、県及び市町に対し、応援要請書(様式第1号)により応援を要請するものとする。

2 県が、被応援市町の要請に対する応援計画を定めたときは、応援計画書(様式第2号)により関係市町に通知するものとする。

3 被応援市町に対する応援を速やかに行うため、県災害対策地方本部(県民局)は、被災市町と県災害対策本部並びに応援市町と県災害対策本部間における応援内容の調整を行うものとする。

4 被災市町は、緊急を要するとき、県災害対策地方本部(県民局)に連絡がつかないとき等の場合、県災害対策本部に、直接、応援を要請することができる。

5 協定第3条から第5条までの規定による応援要請の手続きは別紙のとおりとする。

6 応援要請の有無に関わらず応援活動を実施した県及び市町は、応援活動報告書(様式第3号)により被応援市町に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 協定第6条に定める経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げるところにより、被応援市町が負担する。

- (1) 応援職員の所属する県又は市町の旅費に関する規定による応援職員の旅費
- (2) 応援職員が応援業務に従事中、第三者に損害を与えた場合の補償費
- (3) 応援物資、資機材の購入費、運搬費及び修理代

2 前項第2号に定める補償費のうち、被応援市町への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費については、被応援市町と応援を行った県又は市町が協議して定める。

3 協定第5条の自主的な情報収集活動に要する経費は、その活動を行った県又は市町が負担する。

- 4 協定第6条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替え支弁した場合、応援を行った県又は市町は、当該経費の額を県知事又は市町の長名による請求書により関係書類を添付のうえ、被応援市町に請求するものとする。
- 5 前各項により難い場合については、被応援市町と応援を行った県又は市町がその都度協議して定めるものとする。

附 則

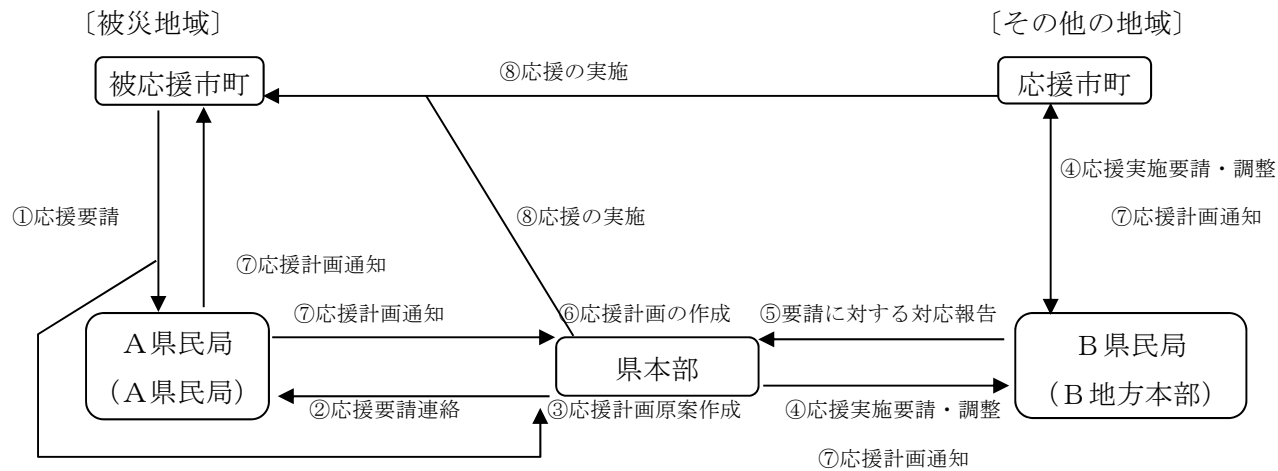
この実施要領は、平成18年11月1日から適用する

<別紙> 応援要請の手続き

1 通常（応援要請先を特定せずに要請する場合）の応援要請（協定第3条関係）

- ① 被応援市町は、自地域を管轄する兵庫県災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）に応援要請する。
- ② 被応援市町から応援要請を受けた地方本部は、兵庫県災害対策本部（以下「県本部」という。）に連絡するものとする。
- ③ 県本部では、県の応援能力を整理するとともに、各県民局単位で応援の割り振り等の応援計画原案を作成する。
- ④ 県本部は、応援計画原案に基づき、被災地域外の県民局を通じ、被災地域外の市町に、応援の実施について要請・調整する。
- ⑤ 被災地域外の県民局は、地域内の市町の対応をとりまとめ、県本部に報告する。
- ⑥ 県本部は、応援の内容を最終的に定め、応援計画を作成する。
- ⑦ 県本部は、作成した応援計画を地方本部（県民局）を通じて、被応援市町に通知する。
- ⑧ 応援計画に基づき、県又は応援市町がそれぞれ応援を行う。

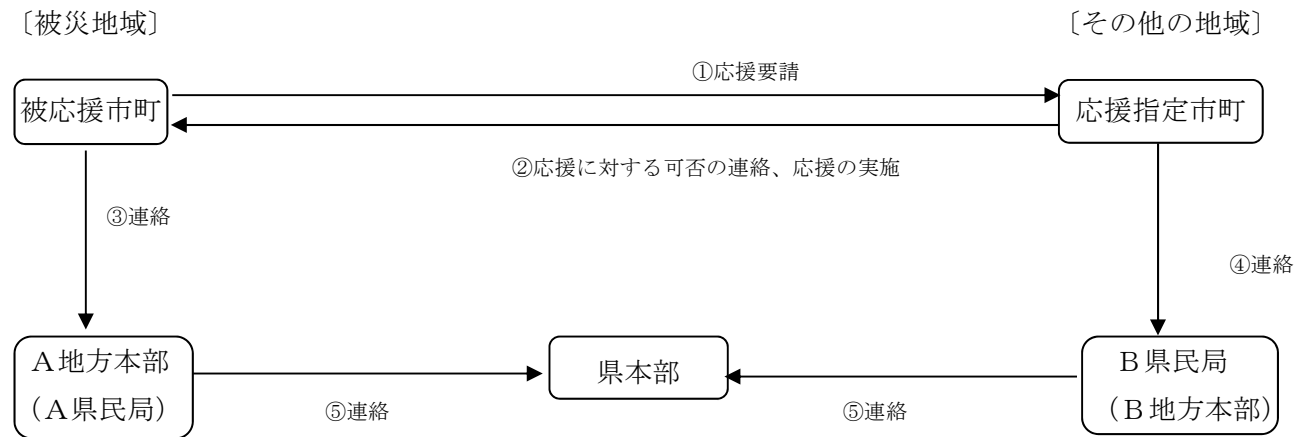
※1 緊急を要するとき、連絡がつかないとき等の場合、被応援市町は県本部に、直接、応援要請することができる。



※1

2 応援指定市町に直接要請する場合（協定第4条関係）

- ① 緊急を要する場合、被応援市町は、直接、地域外の特定の市町（応援指定市町）に応援を要請することができる。
- ② 要請を受けた応援指定市町は、応援要請に対する可否を速やかに被応援市町に連絡し、応援を実施する。
- ③ 被応援市町は、応援指定市町に対し応援要請した旨を、自地域の地方本部に連絡する。
（応援指定市町が対応できない場合は、通常の方法で要請）
- ④ 要請を受けた応援指定市町は、要請を受けた旨及び要請に対する対応について、自地域を所轄する県民局に連絡するものとする。
- ⑤ ③及び④の連絡を受けた地方本部（県民局）は、県本部に連絡する。



3 自主的情報収集による応援（協定第5条関係）

- ① 被災市町と連絡がつかないなど、被害状況・応援内容が判明しないときは、地方本部は、自主的に情報収集を行う。
- ② 被災市町からの応援要請がない場合でも、自主的情報収集活動に基づき、次のとおり応援要請することができる。
地方本部が自主的情報収集の結果、本協定に基づく応援が必要と判断した場合は、応援要請内容を県本部に伝達する。
- ③ 県本部に伝達された後の手続きは、1 ③以降と同じ。

4-2-21 兵庫県水道災害相互応援に関する協定

兵庫県水道災害相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害において、兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部（以下「日水協県支部」という。）及び兵庫県簡易水道協会（以下、「県簡水協」という。）（以下総称して「各団体」という。）が協力して実施する兵庫県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内を神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の7ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックにはそれぞれ代表市町を、また神戸ブロックを除く各ブロックには副代表市町を置く。

3 前項の代表市町は、兵庫県の各県民局所在市町を充て、副代表市町は、各ブロックで選任する。

(水道災害対策連絡会議)

第3条 この協定に係る災害対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うために、水道災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議は、兵庫県、日水協県支部長市、県簡水協会長市町、阪神水道企業団並びに前条の各ブロック代表市町で構成する。

3 連絡会議は、前項の構成団体の申し出により、兵庫県が招集する。

4 この協定に基づく応援活動を取りまとめ、調整、資料交換等の事務局は、兵庫県企業庁水道課が担当する。

(水道災害対策本部)

第4条 県内及び他の都道府県において、水道災害が発生し、この協定に基づく相互応援対策活動を実施する場合は、連絡会議を兵庫県水道災害対策本部（以下「対策本部」という。）改組し、災害発生に伴う情報収集、応急給水、応急復旧工事に関する連絡調整等必要な活動を行うものとする。

2 対策本部は、兵庫県企業庁に設置する。ただし、兵庫県企業庁が被災し、その業務を遂行することができないときは、日水協県支部に設置する。

3 被災した市町又は水道事業者（以下「被災団体」という。）に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条に規定による災害対策本部が設置され、水道事業に関する救助救援活動その他の必要な事項が円滑に遂行できるようになったときは、その事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

(応援内容)

第5条 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

(1) 情報収集及び連絡調整

(2) 応急給水作業

(3) 応急復旧工事

(4) 前各号に必要な資機材、車両等の拠出

(5) 工事業者の斡旋

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 応援活動の調整は、対策本部において行う。この場合において、前項第2号に掲げる事項は兵庫県が、同項第3号に掲げる事項は日水協県支部が中心となって、その調整業務を行うものとする。

(応援要請等)

第6条 被災団体が応援を求めようとする場合は、所属するブロックの代表市町又は副代表市町を通じて、兵庫県又は日水協県支部に必要な措置を要請するものとする。

- 2 前項の要請がない場合であっても、兵庫県、日水協県支部又は所属するブロックの代表市町のいずれかが緊急に応援活動を行う必要があると判断したときは、この協定の要請があったものとみなし、応援活動を行うことができる。
- 3 対策本部は、被災団体からの要請に基づいて、日水協県支部、県簡水協等と応援の調整を行うとともに、各団体に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた団体は極力これに応じ、応援に努めるものとする。
- 4 他の都道府県から応援を受け入れるとき、対策本部は速やかに応援に必要な調整を行い、各団体に協力を求めるものとする。
- 5 他の都道府県等から応援の要請があった場合についても、この協定に基づき応援協力するものとする。

(応援要請の手続)

第7条 被災団体が応援要請しようとするときは、応援要請書により、次の事項を明らかにするものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。また、被災団体の判断により兵庫県又は日水協県支部を通さず、応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、車両等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員等の職種別人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(物資等の携行)

第8条 応援をする団体（以下「応援団体」という。）は、派遣する職員（以下「応援職員」という。）に、災害の状況に応じ給水用具、作業工具、食料、衣類、資金等のほか、野外で宿泊できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

- 2 応援職員は、応援団体の名を表示する腕章等を着用するものとする。

(資料の交換)

第9条 各団体は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末日までに兵庫県企業庁水道課に提出するものとする。ただし、第4号について変更が生じた場合には、その都度提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等
 - (2) 応援体制
 - (3) 応急備蓄資材保有状況
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、災害対応マニュアル、地図等災害対策に必要な資料
- 2 兵庫県企業庁水道課は、前項の調査事項をとりまとめ、速やかに整理の上、各団体に送付するものとする。

(訓練)

第10条 各団体は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(費用負担)

第11条 第6条に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した経費は、原則として、応援要請をした団体が負担する。

- (2) 応援資機材、車両等の調達その他これに関する経費は、応援要請をした団体が負担する。
- (3) 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援団体が負担する。ただし、被災地において、応援要請をした団体が応急治療をする場合の治療費は、応援要請をした団体の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請した団体が、応援要請した団体への往復途中に生じたものについては、応援団体が、その賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難しいときは、各団体が協議して定めるものとする。

(補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(摘要)

第13条 この協定は、平成10年3月16日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し兵庫県知事、各市町長、各水道企業団企業長、日水協県支部長及び県簡水協会長が記名押印の上、兵庫県知事、日水協県支部長及び県簡水協会長がその1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成10年3月16日

(以下、協定締結者名等は省略)

4-2-22 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生時において、兵庫県（以下「県」という。）、各市町及び関係一部事務組合（以下「市町等」という。）が協力して実施する災害廃棄物の処理を円滑に実施するための相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害によって発生した廃棄物（ごみ、し尿、がれき等）で市町が、生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあっせん
- (2) 災害廃棄物処理に必要な職員の派遣
- (3) 焼却、破砕等の中間処理の実施及び処理業者のあっせん
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

(相互応援体制)

第3条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 災害の発生時に迅速かつ円滑な災害廃棄物処理を実施するため、県内を神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の10ブロック（以下「ブロック」という。）に分ける。

3 各ブロックには、それぞれ幹事市町を置く。

4 相互応援の調整は、県が行う。

(応援要請)

第4条 被災市町が応援を求めようとする場合は、県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は、被災市町における災害の発生状況や応援要請内容を踏まえ、被災市町の属するブロックの幹事市町と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町等へ応援を要請する。なお、被災市町が直接、近隣の市町等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

3 被災市町の属するブロック内での対応が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市町と調整し、他ブロックの市町等へ応援を要請する。

4 県内での応援では対応が困難な場合には、県は他府県へ応援を要請し、調整を図る。

5 他府県からの応援を受け入れるとき、県は速やかに被災市町と必要な調整を行うものとする。

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書(様式第1号)により、速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に応援要請書を送付するものとする。

- (1) 連絡責任者
- (2) 災害の種類、発生日時、場所、災害による被災の状況
- (3) 応援要請内容（必要とする人員、車輛、資機材等の名称及び数量、処理量の見込み、応援場所及び応援予定期日）
- (4) 災害廃棄物の発生状況と仮置場

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第6条 応援要請を受けた市町等は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

2 緊急に応援を行う必要があると認められる場合は、市町等の自主的な判断により行うことができるものとする。その場合、その旨を県に連絡するものとする。

3 他府県からの応援要請に基づき、県が応援要請した場合、市町等は、可能な限りこれに応じ、応援に協力するものとする。

(応援実施内容の報告)

第7条 応援市町等は、災害廃棄物処理に関する応援を行った場合は、その内容を(様式第2号)により県に報告するものとする。

(災害廃棄物処理対策連絡会議)

第8条 この協定に係る災害廃棄物処理対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物処理対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

2 連絡会議は、県、県民局環境課並びに第3条第2項の各ブロック幹事市町で構成する。

3 連絡会議の事務局は、兵庫県健康生活部環境局環境整備課(以下「環境整備課」という。)に置く。

(関連情報の整備)

第9条 各市町等は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を(様式第3号)により、毎年5月末日までに環境整備課に提出するものとし、その後に変更が生じた場合には速やかに再提出するものとする。

(1) 連絡担当部課等

(2) ごみの仮置場の確保状況

(3) 応急備蓄資材等の保有状況

(4) 前各号に掲げるもののほか必要な資料

2 環境整備課は、前項の情報をとりまとめ、速やかに整理の上、市町等に送付するものとする。

(経費負担)

第10条 第2条第3項に規定する応援に要する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、原則として、応援要請をした市町が負担するものとし、支払い方法等については要請市町、応援市町等の双方で協議し、決定するものとする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町等がその都度協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成17年9月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事、各市町長及び関係一部事務組合管理者が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長市長及び兵庫県町村会会長町長が各1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成17年9月1日

(以下、協定締結者名等は省略)

災害時の廃棄物処理に関する応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生時において、兵庫県（以下「甲」という。）、及び神戸市安全協力会（以下「乙」という。）が、県内の被災市町に対する災害廃棄物処理に関する応援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害時に発生した廃棄物で、市町が生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあっせん
- (2) 災害廃棄物処理に必要な人員の派遣
- (3) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

(応援要請)

第3条 甲は被災市町からの応援要請があり、乙に協力を求める必要があると認める場合は、乙に対し、応援を要請するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書（様式第1号）により、速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に応援要請書を送付するものとする。

- (1) 連絡責任者
- (2) 応援要請内容（必要とする人員、車輛、資機材等の名称及び数量、応援場所及び応援予定期日）
- (3) その他必要な事項

(応援の実施)

第5条 乙は、応援要請を受けた場合、可能な範囲でこれに応じ、応援を行うものとする。

2 乙は、被災市町の指示に従い、災害廃棄物処理に関する応援を行うものとする。

(応援実施内容の報告)

第6条 乙は、災害廃棄物処理に関する応援を行ったときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に通知するものとする。

- (1) 応援市町名
- (2) 応援の実施内容
- (3) その他必要な事項

(経費負担)

第7条 応援に要する経費は、原則として、応援要請をした市町が負担するものとし、支払い方法等については、乙と甲及び要請市町が協議のうえ、決定するものとする。

(補則)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成17年9月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年9月1日

甲 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県
知事 井戸 敏三

乙 神戸市中央区磯辺通4丁目2-8 田嶋ビル6階
神戸市安全協力会
会長 松尾 輝男

災害時の廃棄物処理に関する応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生時において、兵庫県（以下「甲」という。）、及び社団法人 兵庫県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）が、県内の被災市町に対する災害廃棄物処理に関する応援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害時に発生した廃棄物で、市町が生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあっせん
- (2) 災害廃棄物処理に必要な人員の派遣
- (3) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

(応援要請)

第3条 甲は被災市町からの応援要請があり、乙に協力を求める必要があると認める場合は、乙に対し、応援を要請するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書（様式第1号）により、速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に応援要請書を送付するものとする。

- (1) 連絡責任者
- (2) 応援要請内容（必要とする人員、車輛、資機材等の名称及び数量、応援場所及び応援予定期日）
- (3) その他必要な事項

(応援の実施)

第5条 乙は、応援要請を受けた場合、可能な範囲でこれに応じ、応援を行うものとする。

2 乙は、被災市町の指示に従い、災害廃棄物処理に関する応援を行うものとする。

(応援実施内容の報告)

第6条 乙は、災害廃棄物処理に関する応援を行ったときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に通知するものとする。

- (1) 応援市町名
- (2) 応援の実施内容
- (3) その他必要な事項

(経費負担)

第7条 応援に要する経費は、原則として、応援要請をした市町が負担するものとし、支払い方法等については、甲乙と要請市町が協議のうえ、決定するものとする。

(補則)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成17年9月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年9月1日

甲 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県
知事 井戸 敏三

乙 神戸市中央区栄町通4丁目1番12号日新ビル301号室
社団法人 兵庫県産業廃棄物協会
会長 芝 富男

(様式第1号)

兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定 応援要請書

年 月 日

兵庫県環境整備課長 様

(市町名)

下記により「兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づく応援調整を要請します。

記

1 連絡先

担当部課			
連絡責任者			
電子メールアドレス			
電 話		F A X	
備 考			

2 災害の状況 <わかる範囲で記載>

災害の種類	
災害発生日時	
災害発生場所	
災害による被災の状況	

3 第一期応援要請内容 <わかる範囲で記載>

項目	内 容
し 尿	仮設トイレ (要・不要) ・基数 (基) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日) ・応援場所 ()
	バキューム車 (要・不要) ・種類と台数 (t車 台) (t車 台) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日) ・応援場所 ()
ご み	収集車 (要・不要) ・種類 (パッカー車、平積み車等) と台数 (2 t ダンプ : 台) (: 台) (4 t ダンプ : 台) (: 台) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日) ・応援場所 ()
	その他の 収集運搬機材 (要・不要) ・種類と台数 (0.1m ³ 級バックホウ(フォーク付) : 台) (: 台) (0.2m ³ 級バックホウ(フォーク付) : 台) (: 台) (ホイールダガー0.34m ³ : 台) (: 台) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日) ・応援場所 ()
作業員 (運転手を除く) (要・不要)	・人員数 (名) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日) ・応援場所 ()

4 第二期応援要請内容 <わかる範囲で記載>

項 目		内 容
し尿	処理 (要・不要)	・量 (t) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日)
ごみ	焼却等中間処理 (要・不要)	・ごみの種類及び量 (: t) (: t) (: t) (: t) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日)
	最終処分 (要・不要)	・ごみの種類及び量 (: t) (: t) ・応援期間 (年 月 日～ 年 月 日)
その他		

5 災害廃棄物の発生状況と仮置場 (単位：トン) <わかる範囲で記載>

仮置場	可燃物			不燃物	家電	合計
	粗大	畳	その他			
①						
②						
③						
④						
⑤						
合計						

仮置場の住所

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

(様式第2号)

兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定 応援内容報告書

年 月 日

兵庫県環境整備課長 様

(市町等名)

下記により「兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき行った応援内容について報告します。

記

1 記入者

担当部課			
職氏名			
電子メールアドレス			
電 話		F A X	
備 考			

2 第一期応援実施内容 (記入欄が不足する場合は別紙に記載)

	項 目	車輛、資機材等の名称	応援先市町名	応援日と台数または人員数				
				/	/	/	/	/
し尿	仮設トイレ (有・無)	—						
		—						
		—						
	バキューム車 (有・無)	t 車						
		t 車						
		t 車						
ごみ	収集車 (有・無)	2 t ダンプ						
		4 t ダンプ						
	その他の 収集運搬機材 (有・無)	0.1 m ³ 級バックホウ (フォーク付)						
		0.25 m ³ 級バックホウ (フォーク付)						
		ホイールローダー-0.34 m ³						
作業員(有・無)								

3 第二期応援実施内容（記入欄が不足する場合は別紙に記載）

	項目	ごみの種類	応援先市町名	応援日と受入量					
				/	/	/	/	/	/
し尿	処理 (有・無)	—							
		—							
		—							
		—							
ごみ	焼却等中間処理 (有・無)								
	最終処分 (有・無)								

	項目	ごみの種類	応援先市町名	応援日と受入量					
				/	/	/	/	/	/
し尿	処理 (有・無)	—							
		—							
		—							
		—							
ごみ	焼却等中間処理 (有・無)								
	最終処分 (有・無)								

	項目	ごみの種類	応援先市町名	応援日と受入量					
				/	/	/	/	/	/
し尿	処理 (有・無)	—							
		—							
		—							
		—							
ごみ	焼却等中間処理 (有・無)								
	最終処分 (有・無)								

(様式第3号)

兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定 応援体制報告書

年 月 日

兵庫県環境整備課長 様

(市町等名)

下記により「兵庫県災害等廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき災害時における応援体制等について報告します。

記

1 災害時の連絡先

担当課名	担当者職氏名	電話	FAX	メールアドレス

2 ごみの仮置場の確保状況

名称	所在地	面積 (㎡)

3 応援備蓄資材等の保有状況

仮設トイレ	種類	商品名等	基数	内身障者用基数	
	①便槽式(建設現場などで使われているもので、便槽に貯留し、汲み取るもの)				
	②下水放流式(下水マンホール上に設置し、下水管に落としこむもの)				
	③組立型便槽式(①の組立型)				
	④組立型下水放流式(②の組立型)				
収集運搬機材等	種類	能力	台数	能力	台数
	バキューム車	t車	台	t車	台
	パッカー車	t車	台	t車	台
	平積み車	t車	台	t車	台
			台		台
			台		台
処理施設	種類	処理能力	平均日処理量		
	し尿	キロリットル/日	キロリットル/日		
	ごみ焼却等	t/日	t/日		
	ごみ受入条件				

(様式第1号)

災害時の廃棄物処理に関する応援協定 応援要請書

年 月 日

様

兵 庫 県

下記により「災害時の廃棄物処理に関する応援協定」に基づく
応援を要請します。

記

1 連絡先

担当部課	兵庫県 健康生活部 環境局 環境整備課		
連絡責任者			
電子メールアドレス			
電 話	078-	F A X	078-362-4189
備 考			

2 応援要請内容

項目	車両、資機材等の名称	数量	応援場所	応援期間
し	仮設トイレ (要・不要)	—		
		—		
		—		
		—		
尿	バキューム車 (要・不要)	t車		
		t車		
		t車		
		t車		
		t車		
み	収集車 (要・不要)			
み	その他の 収集運搬機材 (要・不要)			

4-2-23 兵庫県広域消防相互応援協定

兵庫県広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）に対処することを目的とする。

(地域区分)

第2条 兵庫県下を次の地域に区分するものとする。

(1) 阪神地域

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市及び猪名川町

(2) 神戸地域

神戸市

(3) 東播地域

明石市、淡路広域消防事務組合、加古川市、北はりま消防組合、三木市、高砂市及び小野市

(4) 西播地域

姫路市、西はりま消防組合及び赤穂市

(5) 但馬地域

豊岡市、南但広域行政事務組合及び美方郡広域事務組合

(災害種別及び規模)

第3条 この協定において、大規模災害等とは次の各号に掲げるもののうち、応援活動を必要とするものをいう。

(1) 大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災

(2) 地震、風水害その他大規模な自然災害

(3) 航空機事故及び列車事故等で、大規模又は特殊な救急・救助事故

(4) 毒性物質、生物剤、放射性物質に係る事故による災害

(応援の種別)

第4条 応援の種別は、次のとおりとする。

(1) 地域内応援

第2条に規定する地域内の市町等に対する応援

(2) 県内応援

前号に規定する地域以外の市町等に対する応援

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、被災した場所を管轄する市町等（以下「被災地」という。）の消防長が行うものとする。ただし、災害の規模等により被災地の消防長の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。

2 要請は、被災地の消防長が、あらかじめ定められた地域の代表消防本部を通じて、応援を求めようとする市町等の消防長に対し、電話、ファクシミリ又は兵庫県衛星通信ネットワークにより行うものとする。

3 応援の要請に際しては、次の各号に定める事項を連絡するものとする。

(1) 災害の発生場所及び概要

(2) 必要とする車両、人員及び資機材

(3) 集結場所及び活動内容

(4) その他必要事項

4 応援要請を行った市町等は、その旨を兵庫県消防主管課に対して通報するものとする。

(応援隊の手続)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町等の消防長は、応援を行うことが可能と判断した場合は、被災地の消防長に対してその旨を連絡するものとする。

(応援の中断)

第7条 応援を行った市町等（以下「応援市町等」という。）に応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援市町等は、応援を受けた市町等（以下「受援市町等」という。）と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき、受援市町等の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町等において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 受援市町等との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
- エ 被服の損料等
- オ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 受援市町等において負担する経費

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 当該応援のために特別に必要な車両及び機械器具の修理費
- エ 賞じゅつ金、賞慰金
- オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町等に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）
ただし、応援市町等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町等の負担とする。
- カ 化学消火薬剤等の資機材費

2 本条において、受援市町等において負担する経費については、応援市町等は特段の事情がない限り、部隊の帰庁後3ヶ月以内に別記様式により請求するものとする。

(航空消防隊の要請)

第10条 航空消防隊を要請する場合は、兵庫県が定める要綱によるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど市町等が協議のうえ決定するものとする。

(委任)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項については市町等の消防長等が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第13条 この協定は、平成25年10月23日から実施する。

附 則

- 1 兵庫県広域消防相互応援協定（平成 24 年 3 月 27 日）は、廃止する。
- 2 本協定の成立を証するため、協定書 24 通を作成し、市町等において記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成25年10月23日

（以下、協定締結者名等は省略）

文書番号

平成 年 月 日

市(町)長 様

所在地 _____

市(町)長

㊟

兵庫県広域消防相互応援協定第9条に基づく経費の請求について

みだしのことについて、領収書の写しを添えて、下記のとおり請求します。

記

1 応援の対象となった災害

(1) 発生日時

平成 年 月 日

(2) 発生場所

市(町)

2 請求の内訳

項目		経費	添付資料
燃料費	車両	ガソリン	円 領収書(写し) NO _____
		軽油	円 領収書(写し) NO _____
	機械器具	ガソリン	円 領収書(写し) NO _____
		その他	円 領収書(写し) NO _____
	小計		円
宿泊費		円	領収書(写し) NO _____
食料費		円	領収書(写し) NO _____
修理費		円	領収書(写し) NO _____
化学消火薬剤等資機材費		円	計算書別添
		円	
		円	
		円	
合計		円	

第三者に与えた損害の賠償に要する経費等及び賞じゅつ金・賞慰金が発生した場合は、別途請求する。

4-2-24 東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定

東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、東播磨及び北播磨地域に災害が発生した場合、職員の派遣、物資の供給等を相互に応援し、応急対策の万全を期することを目的とする。

(地域及び構成市町)

第2条 この協定の地域及び構成市町は、次のとおりとする。

地域	東播磨地域、北播磨地域
市	明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市
町	多可町、稲美町、播磨町

(広域災害支援本部の設置)

第3条 東播磨及び北播磨地域に災害が発生した場合、別に定める市町に広域災害支援本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。ただし、本部設置市町の被害が甚大で機能を果たせない場合は、他のブロックの代表市町に本部を設置するものとする。

2 ブロック別市町は、次のとおりとする。

東播磨ブロック	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
北播磨ブロック	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町

(応援の要請)

第4条 災害が発生し、緊急の応援要請をしようとする市町は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話等によりブロック代表市町に応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする物資等の種類、数量及び搬入場所
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 前項の要請を受けたブロック代表市町は、速やかに本部へ通知するものとする。

(応援の実施)

第5条 本部は、応援の要請を受けた場合、特別な理由がない限りこれを実施するものとする。

2 本部は、応援の要請がない場合でも、応援が必要と判断したときは、応援を実施できるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

3 本部は、関係機関等と緊密な連絡をとり、必要な応援を実施するものとする。

(経費の負担)

第6条 前条の応援の実施に要した費用は、原則として応援を受けた市町が負担するものとする。

2 その他の経費については、別に協議して定める。

(情報の収集及び伝達)

第7条 この協定を的確かつ円滑に実施するため、相互の情報収集及び伝達の方法は別に定める。

(平常時の活動)

第8条 構成市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 防災訓練及び住民の啓発等
- (4) その他災害時の相互応援に必要な事項

(補則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定める。

この協定の成立を証するため本書11通を作成し、各市町長記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年11月1日

明石市長ほか関係市町長

4-2-25 日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定

播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書

播磨地域の12市9町で構成する播磨広域連携協議会（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、防災、福祉、地域振興等の分野において、甲及び乙が相互に連携・協力し、播磨地域の一層の活性化と住民サービスの向上に資することを目的とする。

（協定の効力）

第2条 この協定は、甲の構成市町である姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町とその区域に所在する郵便局が個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

（協力事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 災害時における相互協力に関すること。
- (2) 地域見守り支援に関すること。
- (3) 不法投棄の情報提供に関すること。
- (4) 道路損傷等による危険箇所の情報提供に関すること。
- (5) その他、地域の活性化・住民サービスの向上に関すること。

2 前項に掲げる事項の実施に当たり、具体的な細目等については、別に定める。

（変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのある事項又は定めのない事項について疑義等が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書22通を作成し、甲、乙署名又は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年5月31日

甲 播磨広域連携協議会

(構成市)

兵庫県姫路市安田四丁目1番地

姫路市

姫路市長 石見 利勝

(構成市)

兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地

加古川市

加古川市長 樽本 庄一

(構成市)

兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1

たつの市

たつの市長 西田 正則

(構成市)

兵庫県小野市王子町806番地の1

小野市

小野市長 蓬萊 務

(構成市)

兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市

高砂市長 登 幸人

(構成市)

兵庫県西脇市郷瀬町605番地

西脇市

西脇市長 來住 壽一

(構成市)

兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市

三木市長 藪本 吉秀

(構成市)

兵庫県加西市北条町横尾1000番地

加西市

加西市長 西村 和平

(構成市)

兵庫県加東市社50番地

加東市

加東市長 安田 正義

(構成市)

兵庫県相生市旭1丁目1番3号

相生市

相生市長 谷口 芳紀

(構成市)

兵庫県赤穂市加里屋81番地

赤穂市

赤穂市長 豆田 正明

(構成市)

兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6

宍粟市

宍粟市長 福元 晶三

(構成町)

兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地

稲美町

稲美町長 古谷 博

(構成町)

兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

播磨町

播磨町長 清水 ひろ子

(構成町)

兵庫県多可郡多可町中区中村町123番地

多可町

多可町長 戸田 善規

(構成町)

兵庫県神崎郡神河町寺前64番地

神河町

神河町長 山名 宗悟

(構成町)

兵庫県神崎郡市川町西川辺165番地の3

市川町

市川町長 岡本 修平

(構成町)

兵庫県神崎郡福崎町南田原3116番地の1

福崎町

福崎町長 嶋田 正義

(構成町)

兵庫県揖保郡太子町鶯1369番地1

太子町
太子町長 北川 嘉明

(構成町)

兵庫県赤穂郡上郡町大持 2 7 8 番地

上郡町
上郡町長 工藤 崇

(構成町)

兵庫県佐用郡佐用町佐用 2 6 1 1 番地 1

佐用町
佐用町長 庵途 典章

乙 日本郵便株式会社近畿支社
大阪府大阪市中央区北浜東 3 番 9 号

支社長 安村 幸夫

播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書の実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書（以下「協定書」という。）第3条第2項に基づき、協定の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡責任者)

第2条 協定の実施を円滑に行うため、播磨広域連携協議会（以下「甲」という。）は、協定書第2条に列記する甲の構成市町（以下「市町」という。）ごと及び協定書第3条第1項で定める事項（以下「協力事項」という。）ごとに連絡責任者を定め、日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、各市町に対応する郵便局ごと及び協力事項ごとに連絡責任者を定め、これを互いに通知するものとする。

2 前項の連絡責任者は、相互の連絡体制等についての情報交換を行うものとする。

(協力事項の細目)

第3条 協力事項の細目は、以下のとおりとする。

(1) 災害時における相互協力に関すること。

甲及び乙は、各市町に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で協力するものとする。ただし、平常時においても、災害時の相互応援が円滑に行われるよう、情報の相互交換や防災訓練の参加について相互に協力するものとする。

ア 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

イ 甲又は乙が収集した避難所開設状況、避難者リスト（本人同意の上で作成したもの）及び災害時要援護者等の情報の相互提供

ウ 郵便局ネットワークを活用した情報収集及び広報活動

エ アからウまでに掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(2) 地域見守り支援に関すること。

ア 乙は、業務中に、高齢者・障害者等に対し「さりげない見守り」を行い、何らかの異変を発見した場合に、その状況等を甲へ連絡するものとする。

イ アの連絡については、乙は、日常の業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で行うこととし、連絡に係る費用は乙の負担とする。

ウ 乙から連絡を受けた市町は、高齢者・障害者等の安否確認を行う。

(3) 不法投棄の情報提供に関すること。

ア 乙は、次に掲げる事項の細目について、甲に連絡するものとする。

(ア) 不法投棄の発見及び通報に関すること。

(イ) 不法投棄に係る情報の収集及び交換に関すること。

イ 市町は、乙の情報提供に当たり、情報提供者の職、氏名等を外部に漏らしてはならない。また、乙は、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

ウ アの連絡については、乙は、日常の業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で行うこととし、連絡に係る費用は乙の負担とする。

エ 連絡を受けた市町は、その情報に基づいて状況に応じた必要な措置を講ずる。

(4) 道路損傷等による危険箇所の情報提供に関すること。

ア 乙は、次に掲げる事項の細目について、甲へ連絡するものとする。ただし、緊急かつ危険度の高い場合にあっては、関係警察署へ通報するものとする。

(ア) 道路上での陥没やくぼみ等の損傷

(イ) 道路上への土砂崩落や土砂流出

(ウ) 道路上への倒木や街路灯の障害

(エ) その他歩行や車両通行上危険があると思われるもの

イ アの連絡については、乙は、日常の業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で行うこととし、連絡に係る費用は乙の負担とする。

ウ 連絡を受けた市町は、その情報に基づいて状況に応じた必要な措置を講ずる。

2 前項第2号から第4号までの乙から甲への連絡は、連絡すべき事項を発見等した郵便局員から当該事項の発生した市町の連絡責任者に対し行うものとする。

3 前項に掲げるほか、それぞれの地域事情に応じ、その他の取組について相互協力を行う場合は、各市町と当該地域の郵便局が協議し、協力事項等について定めるものとする。

4 要請に係る具体的な手続き等について、必要に応じて各市町と各郵便局の連絡責任者が協議の上定めるものとする。

(経費の負担)

第4条 協力に要した経費は、第3条第1項第2号から第4号までに定めるものを除き、原則として要請した者の負担とする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

(免責)

第5条 乙は、第3条の規定による情報提供を行うことができなかった場合であっても、それによって生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

2 乙の防災訓練の参加については、業務に支障がない範囲内とする。

(補則)

第6条 この細目に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定する。

播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書の実施細目にかかる連絡責任者（案）

実施細目第2条第1項に定める連絡責任者を下記のとおりとします。

		多可町 〒679-1192 多可郡多可町中区中村町 123		郵便局	
		担当課名	電話番号	担当郵便局	電話番号
連携・協定に関する全体的なこと		経営企画課 課長 池田 重喜	0975-32-2380 (代表) 0795-32-2381 (直通)	◎比延局 局長 大垣 卓也	0795-22-4650
災害時における相互協力に関すること		生活安全課 課長 竹内 勇雄	0975-32-2380 (代表) 0795-32-4777 (直通)	鍛冶屋局 局長 足立 宗貞	0795-32-3150
地域見守り支援に関すること	高齢者 障害者	健康福祉課 課長 安田 一司	0795-32-5151 (直通)	大和局 局長 橋尾 公一	0795-38-0100
	児童 生徒	こども未来課 課長 高見 英明	0795-32-1250 (代表) 0795-32-2385 (直通)	大和局 局長 橋尾 公一	0795-38-0100
不法投棄の情報提供に関すること		生活安全課 課長 竹内 勇雄	0975-32-2380 (代表) 0795-32-4777 (直通)	加西局総務部 課長 青木 善寛	0790-42-0800
				中町局 局長 市川慎一郎	0795-32-0050
				松井庄局 局長 小林 史尚	0795-35-0050
				杉原谷局 局長 宮崎 陽一	0795-36-0050
				八千代局 局長 土肥 正道	0795-37-0050
道路損傷等による危険箇所の情報提供に関すること		建設課 課長 渡辺 啓三	0795-30-0855 (直通)	加西局総務部 課長 青木 善寛	0790-42-0800
				中町局 局長 市川慎一郎	0795-32-0050
				松井庄局 局長 小林 史尚	0795-35-0050
				杉原谷局 局長 宮崎 陽一	0795-36-0050
				八千代局 局長 土肥 正道	0795-37-0050
その他、地域の活性化・住民サービスの向上に関すること		経営企画課 課長 池田 重喜	0975-32-2380 (代表) 0795-32-2381 (直通)	○杉原谷局 局長 宮崎 陽一	0795-36-0050

※ 上記の内容（課長・局長等）に変更があった場合は、相互に連絡し変更すること。

※ 連携・協力について、◎、○の局が中心に協議する。

4-3 自衛隊の災害派遣要請依頼書の様式

様式1 (派遣要請)

兵庫県知事様	第 年 月 日	号 日
	多可町長	印
自衛隊災害派遣について(要請)		
標記のことについて下記のとおり要請いたします。		
記		
1 災害の状況及び派遣を要請する事由		
2 派遣を必要とする期間		
年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
3 派遣を必要とする人員・航空機等の概数		
4 派遣を希望する区域及び活動内容		
5 要請責任者の職氏名		
6 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類		
7 派遣地への最適経路		
8 連絡場所及び現場責任者の職氏名並びに標識又は誘導地点とその表示		
(1) 連絡場所		
(2) 現場責任者		
(3) その他		
以上		

4-4 自衛隊の災害部隊撤収要請依頼書の様式

様式2 (撤収要請)

兵庫県知事様	第 年 月 日	号 日
	多可町長	印
自衛隊災害派遣について(要請)		
月 日付第 号をもって要請した派遣部隊については、迅速適切な活動により目的を達することができましたから下記のとおり撤収を要請いたします。		
記		
1	派遣地	
2	撤収希望日時	
	年 月 日	時 分
3	派遣部隊人員等	
	人員約	名
4	その他必要な事項	

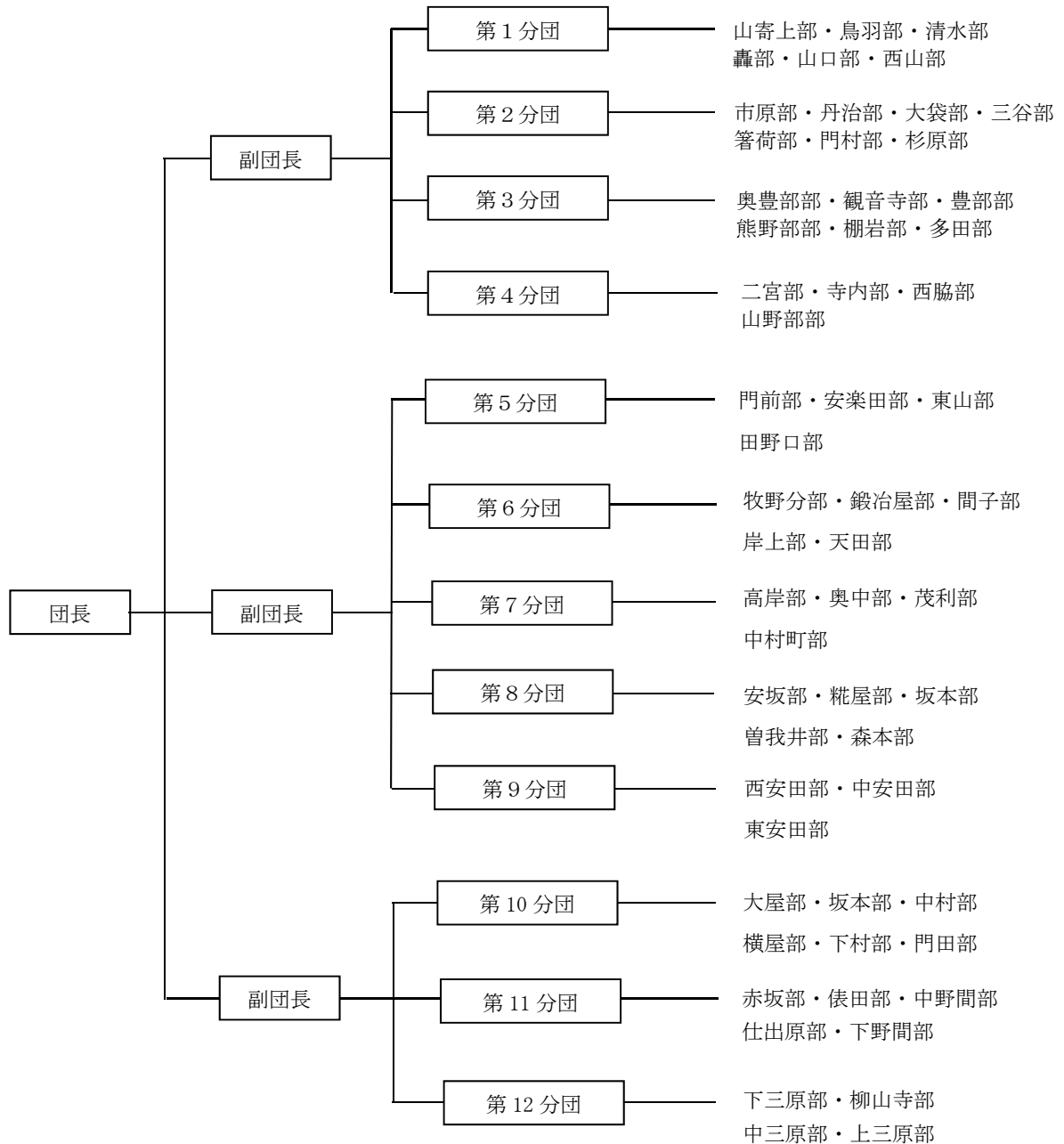
5. 消防団関係

5-1 消防団組織

(令和2年4月1日現在)

消防団	本部	加美区	中区	八千代区	合計団員数
	19	357	318	210	904

5-2 消防団組織図



5-3 消防団施設

区分	台
普通消防ポンプ自動車	14
水槽付消防ポンプ自動車	0
小型動力ポンプ付積載車	46
小型動力ポンプ	46

消火栓	976
-----	-----

6. 医療関係

6-1 医療機関

10-1 災害時要援護者施設一覧（医療関連施設一覧）に掲載

6-2 救護所一覧

No.	施設名	住所	収容人員（人）		施設の面積（㎡）		電話番号
			上段1人当たり2 ㎡	下段1人あたり7 ㎡	屋内	屋外	
1	中町北小学校（体育館）	中区鍛冶屋 434 番地	425 121	4,900 1,400	850	9,800	32-0012
2	中町南小学校（体育館）	中区森本 152 番地 1	625 179	3,600 1,029	1,250	7,200	32-0011
3	杉原谷小学校（体育館）	加美区市原 59 番地	350 100	2,850 814	700	5,700	36-0009
4	松井小学校（体育館）	加美区熊野部 835 番地	410 117	2,900 829	820	5,800	35-0001
5	八千代小学校（体育館）	八千代区中野間 1137 番地	550 157	3,100 886	1,100	6,200	37-0033
合計			2,360 674	17,350 4,958	4,720	34,700	

7. 指定避難所・指定緊急避難場所・福祉避難所一覧

7-1 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

No.	施設名	住所	収容人員 (人) 上段1人あたり2㎡ 下段1人あたり7㎡		施設の面積 (㎡)		電話 番号	F A X	指定緊急 避難場所		指定 避難 所
			屋内	屋外	屋内	屋外			地震 時※	大雨 時※	
1	ビジターセンター「那珂ふれあい館」	中区東山 539-3	159 45	300 86	318	600	32-0685	30-2730	○	○	○
2	多可高等学校	中区東山 553	404 115	—	808	—	32-3214	32-3375	×	×	○
3	中町北小学校	中区鍛冶屋 434	330 94	4,900 1,400	660	9,800	32-0012	32-4316	○	○	○
4	子育てふれあいセンター	中区岸上 224-17	125 36	1,800 514	250	3,600	32-2816	32-4318	○	×	○
5	中央公園北アリーナ	中区岸上 281-22	375 107	2,050 586	750	4,100	32-3257	32-4131	○	×	○
6	健康福祉センター「アスパル」	中区岸上 281-51	550 157	500 143	1,100	1,000	32-5151	32-1937	○	○	○
7	隣保館「ふれあいセンター」	中区天田 340-1	50 14	100 29	100	200	32-1389	32-1389	×	○	○
8	中町中学校	中区奥中 588	595 170	9,650 2,757	1,190	19,300	32-0009	32-4317	○	○	○
9	中コミュニティプラザ	中区茂利 20	125 36	200 57	250	400	32-1250	32-4142	×	○	○
10	文化会館「バルディーホール」	中区中村町 135	125 36	500 143	250	1,000	32-1300	32-4060	○	○	○
11	稲荷コミュニティセンター	中区糶屋 434-11	450 129	—	900	—	32-3591	32-3591	×	○	○
12	中町南小学校	中区森本 152-1	367 105	3,600 1,029	734	7,200	32-0011	32-4315	○	○	○
13	農村婦人の家	中区中安田 509-2	50 14	100 29	100	200	32-2005	—	○	○	○
14	農村環境改善センター「グリーンプラザ」	中区曾我井 613-1	100 29	150 43	200	300	32-5012	32-5012	○	×	○
15	加美北部体育館	加美区清水 783-1	220 63	500 143	440	1,000	—	—	○	×	○
16	杉原谷小学校	加美区市原 59	255 73	2,850 814	510	5,700	36-0009	30-8006	○	○	○
17	加美中学校	加美区豊部 300	668 191	7,100 2,029	1,336	14,200	35-0300	35-0202	○	×	○
18	加美体育館	加美区豊部 250-1	475 136	900 257	950	1,800	35-0080	35-0316	○	×	○
19	加美コミュニティプラザ	加美区豊部 250	300 114	250 71	600	500	35-0080	35-0316	○	○	○
20	松井小学校	加美区熊野部 835	245 70	2,900 829	490	5,800	35-0001	35-0112	○	○	○
21	キッズランドかみ	加美区的場 82-1	107 31	1,050 300	215	2,100	30-7770		○	×	○
22	ささゆりふれあいセンター	八千代区中野間 131	100 29	500 143	200	1,000	37-0360	37-1547	○	×	○
23	八千代中学校	八千代区中野間 680	435 124	3,050 871	870	6,100	37-0049	37-1609	○	○	○
24	ガルテン八千代体育館	八千代区中野間 363-13	450 129	13,000 3,714	900	26,000	37-1520	—	○	×	○
25	八千代コミュニティプラザ	八千代区中野間 650	350 100	150 43	700	300	37-0250	37-0556	○	○	○

26	八千代小学校	八千代区中野間 1137	550 157	3,100 886	1,100	6,200	37-0033	37-0644	○	×	○
27	キッズランドやちよ	八千代区仕出原 353	200 57	1,000 286	400	2,000	37-0001	37-2222	○	○	○
28	モルゲンハイト八千代	八千代区下村109-1	105 30	360 103	210	720	37-2010	37-2030	○	×	○
29	なごみの里山都	八千代区大和1520-1	57 16	600 171	113	1,200	38-0753	38-0754	○	×	○
合 計			8,322 2,379	61,160 17,919	16,644	122,320					

注) 指定緊急避難場所は、※の地震時、大雨時で区分し、それぞれ「○」の施設を利用する。

※地震時○ : 1981年以降の耐震性基準の建物か耐震工事済

大雨時○ : 洪水時使用可能(浸水深が3.0m未満の地域にある避難所は、2階以上の建物があれば、使用可能とした。)で、土砂災害警戒区域外にある施設。

7-2 福祉避難所一覧

No.	施設名	住所	電話番号
1	健康福祉センター 「アスパル」	中区岸上 281 番地 51	32-5151
2	加美コミュニティプラザ	加美区豊部 250 番地	35-0080
3	八千代コミュニティプラザ	八千代区中野間 650 番地	37-0250

No.	施設名	住所	電話番号
1	特別養護老人ホーム しあわせ荘	中区鍛冶屋 763-3	32-3330
2	特別養護老人ホーム グリーンヴィラ妙見	中区牧野 166-25	30-0870
3	特別養護老人ホーム ヘルシービラ加美	加美区多田 430-10	35-0777
4	特別養護老人ホーム ゆりの荘 他	八千代区俵田 111-27	37-0174
5	医療福祉センター のぎく	中区牧野 183-1	32-3246
6	福祉型障がい児入所施設 いちれつ学園 指定障がい者支援施設 ひのもと青年寮	中区牧野 28, 29	32-2216
7	かみ総合福祉センター	中区市原 41	30-8151
8	多可赤十字病院	中区岸上 280	32-1265
9	多可赤十字老人保健施設	中区岸上 280-19	32-3810

8. 交通規制・緊急輸送関係

8-1 事前通行規制区間一覧

■異常気象時における道路通行規制（通行止）区間

路線名	規制区間		交通量 台/日	規制基準 (mm)		観測 所	危険 内容	迂回路	指標
	所在地	延長 (km)		通行注意	通行止				
加美八千代線	加美区 的場	1.5	2,470	なし	100	中町	落石 崩土	(国) 427号 (県) 加美宍粟線 (県) 八千代中線	12時間 連続雨 量

8-2 ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

番号	所在地	名称	管理 者名	連絡先 電話番号	最大対応 機種	敷地の広さ (延長×幅)
東 102	中区岸上 280-51	中央公園グラ ウンド	町長	生涯学習課 0795-32-5122	川崎CH-47J	140×110m
東 103	加美区豊部 1857-1	加美運動公園 野球場	町長	生涯学習課 0795-32-5122	川崎CH-47J	135×120m
東 104	八千代区中 野間363-13	ガルテン八千 代グラウンド	町長	生涯学習課 0795-32-5122	川崎CH-47J	135×130m

8-3 兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書の様式
(様式第1号)

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

平成 年 月 日

兵庫県防災監様

申請者(要請機関の長)

要請機関名			担当者名			電話番号		
事案覚知時刻	時	分	予備要請時刻	時	分	正式要請時刻	時 分	
災害種別	1 救急	2 救助	3 火災防御	4 情報収集	5 災害応急 ^{※1}	6 その他		
発生場所	市・町		番地					
臨時着陸場	市・町 名称		(臨時着陸場番号) ^{※2} :					
気象条件	天候:			視程 ^{※3} :				
無線呼出名称	臨時着陸場		活動隊			現地指揮本部		
災害概要								

傷病者	氏名		年齢	歳	性別	男・女	
症 状							
同 乗 者	医師・看護師・関係者	関係者続柄		搬送元病院			
搬送先病院			搬 送 先 臨 時 着 陸 場				
搬 送 先 無 線 呼 出 名 称			電 源 の 要 否				

送 付 先 神戸市消防局警防部司令課 TEL : (078)331-0986
FAX : (078)325-8529

※1 災害応急とは、災害時の状況把握、緊急物資・医薬品等の輸送及び対策要員・医師等の搬送並びに住民への避難誘導・警報の伝達です。

※2 臨時着陸場番号とは、「ヘリコプター臨時着陸場適地一覧」に記載されている番号です。

※3 視程とは、何km先の目標物まで判別できるかという値です。

8-4 緊急通行車両等事前届出書及び事前届出済証の様式

別記様式第1号
(表)

() 第 号 緊急通行車両事前届出書 年 月 日 兵庫県公安委員会 様 申請者住所 (電話番号) 氏 名 印				
行政機関等の名称等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体（執行機関を含む。） 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関			
	名 称 ()			
業 務 の 内 容	1 警報の発令等 2 消防等の応急措置 3 救難救助等 4 児童等の教育 5 施設等の応急復旧 6 保健衛生 7 社会秩序の維持 8 緊急通行の確保 9 災害の防御等 10 その他 ()			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）				
兵庫県以外での災害 応急対策に関する活動計画の策定の有無 及びその活動地域	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">有</td> <td> 大阪府・滋賀県・京都府・奈良県・和歌山県 その他の都道府県 () </td> <td style="text-align: center;">無</td> </tr> </table>	有	大阪府・滋賀県・京都府・奈良県・和歌山県 その他の都道府県 ()	無
有	大阪府・滋賀県・京都府・奈良県・和歌山県 その他の都道府県 ()	無		
車両の 使用者	住 所 電話番号 ()			
	氏 名			
番号標に表示されている番号				
出 発 地				

注：この届出書を2通作成し、申請に係る車両の自動車検査証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署（指定行政機関等の保存する車両以外の車両については、輸送協定書又は指定行政機関等の上申書の写し1通を添付の上、災害応急対策業務に係る指定行政機関等の所在地を管轄する警察署）に提出すること。

(裏)

() 第 号

年 月 日

緊急通行車両事前届出済証

兵庫県公安委員会 印

注意事項

- 1 災害時には、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両事前届出済証を提示して所要の手続を受けること。
- 2 特別な事情により事前手続を行った警察署で手続ができない場合には、他の警察署等で手続を受けること。
- 3 届出内容に変更を生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続を受けること。
- 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済み証を返納すること。
 - (1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。
 - (2) 当該車両が廃車となったとき。
 - (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

8-5 緊急通行車両確認申請書の様式

<h2 style="margin: 0;">緊急通行車両確認申請書</h2>					
<p style="margin: 0;">兵庫県知事 兵庫県公安委員会</p>	<p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">様</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">申請者住所 (電話番号) 氏名</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">印</p>				
<p style="margin: 0;">行政機関等の名称等</p>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> <p style="margin: 0;">1 指定行政機関</p> <p style="margin: 0;">3 地方公共団体（執行機関を含む。）</p> <p style="margin: 0;">5 指定地方公共機関</p> </td> <td style="width: 50%; border: none;"> <p style="margin: 0;">2 指定地方行政機関</p> <p style="margin: 0;">4 指定公共機関</p> <p style="margin: 0;">6 その他（ ）</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;"> <p style="margin: 0;">名称（ ）</p> </td> </tr> </table>	<p style="margin: 0;">1 指定行政機関</p> <p style="margin: 0;">3 地方公共団体（執行機関を含む。）</p> <p style="margin: 0;">5 指定地方公共機関</p>	<p style="margin: 0;">2 指定地方行政機関</p> <p style="margin: 0;">4 指定公共機関</p> <p style="margin: 0;">6 その他（ ）</p>	<p style="margin: 0;">名称（ ）</p>	
<p style="margin: 0;">1 指定行政機関</p> <p style="margin: 0;">3 地方公共団体（執行機関を含む。）</p> <p style="margin: 0;">5 指定地方公共機関</p>	<p style="margin: 0;">2 指定地方行政機関</p> <p style="margin: 0;">4 指定公共機関</p> <p style="margin: 0;">6 その他（ ）</p>				
<p style="margin: 0;">名称（ ）</p>					
<p style="margin: 0;">業 務 の 内 容</p>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%; border: none;"> <p style="margin: 0;">1 警報の発令等</p> <p style="margin: 0;">4 児童等の教育</p> <p style="margin: 0;">7 社会秩序の維持</p> <p style="margin: 0;">10 その他（ ）</p> </td> <td style="width: 33%; border: none;"> <p style="margin: 0;">2 消防等の応急措置</p> <p style="margin: 0;">5 施設等の応急復旧</p> <p style="margin: 0;">8 緊急通行の確保</p> </td> <td style="width: 33%; border: none;"> <p style="margin: 0;">3 救難救助等</p> <p style="margin: 0;">6 保健衛生</p> <p style="margin: 0;">9 災害の防御等</p> </td> </tr> </table>	<p style="margin: 0;">1 警報の発令等</p> <p style="margin: 0;">4 児童等の教育</p> <p style="margin: 0;">7 社会秩序の維持</p> <p style="margin: 0;">10 その他（ ）</p>	<p style="margin: 0;">2 消防等の応急措置</p> <p style="margin: 0;">5 施設等の応急復旧</p> <p style="margin: 0;">8 緊急通行の確保</p>	<p style="margin: 0;">3 救難救助等</p> <p style="margin: 0;">6 保健衛生</p> <p style="margin: 0;">9 災害の防御等</p>	
<p style="margin: 0;">1 警報の発令等</p> <p style="margin: 0;">4 児童等の教育</p> <p style="margin: 0;">7 社会秩序の維持</p> <p style="margin: 0;">10 その他（ ）</p>	<p style="margin: 0;">2 消防等の応急措置</p> <p style="margin: 0;">5 施設等の応急復旧</p> <p style="margin: 0;">8 緊急通行の確保</p>	<p style="margin: 0;">3 救難救助等</p> <p style="margin: 0;">6 保健衛生</p> <p style="margin: 0;">9 災害の防御等</p>			
<p style="margin: 0;">番号標に表示されている番号</p>	<p style="margin: 0;"> </p>				
<p style="margin: 0;">車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</p>	<p style="margin: 0;"> </p>				
<p style="margin: 0;">車両の 使用者</p>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 15%; border: none;"> <p style="margin: 0;">住 所</p> </td> <td style="border: none;"> <p style="margin: 0;">電話番号（ ）</p> </td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> <p style="margin: 0;">氏 名</p> </td> <td style="border: none;"> <p style="margin: 0;"> </p> </td> </tr> </table>	<p style="margin: 0;">住 所</p>	<p style="margin: 0;">電話番号（ ）</p>	<p style="margin: 0;">氏 名</p>	<p style="margin: 0;"> </p>
<p style="margin: 0;">住 所</p>	<p style="margin: 0;">電話番号（ ）</p>				
<p style="margin: 0;">氏 名</p>	<p style="margin: 0;"> </p>				
<p style="margin: 0;">通 行 日 時</p>	<p style="margin: 0;"> </p>				
<p style="margin: 0;">通 行 経 路</p>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> <p style="margin: 0;">出 発 地</p> </td> <td style="width: 50%; border: none;"> <p style="margin: 0;">目 的 地</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;"> <p style="margin: 0;"> </p> </td> </tr> </table>	<p style="margin: 0;">出 発 地</p>	<p style="margin: 0;">目 的 地</p>	<p style="margin: 0;"> </p>	
<p style="margin: 0;">出 発 地</p>	<p style="margin: 0;">目 的 地</p>				
<p style="margin: 0;"> </p>					
<p style="margin: 0;">備 考</p>	<p style="margin: 0;"> </p>				

8-6 緊急通行車両確認証明書の様式

災害対策基本法施行規則別記様式第4号

第 号		年 月 日	
<h2 style="margin: 0;">緊急通行車両確認証明書</h2>			
兵庫県知事 印 兵庫県公安委員会 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

8-7 緊急通行車両標章の様式

災害対策基本法施行規則別記様式第3号



備考1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示す部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

9. 水・食料・物資関係

9-1 備蓄物資一覧

名称	所在地	内容
多可町防災センター	中区高岸 398	アルファ米：6,850 食 乾パン等（乾パン・クラッカー）：4,740 食 タオル：420 枚
中町中学校備蓄室	中区奥中 588	毛布：280 枚
加美区防災資機材倉庫 （豊部）	加美区豊部 237-1	毛布：150 枚
八千代区防災資機材倉庫	八千代区中野間 650	毛布：147 枚
健康福祉センター （アスパル）	中区岸上 281-51	毛布：470 枚

9-2 防災資機材一覧

分類	種別	品目	保管場所別数量					
			防災センター	中町中学校 備蓄室	加美区防災 資機材倉庫 (豊部)	加美区防災 資機材倉庫 (市原・きた 保育所)	加美区防災 資機材倉庫	八千代区防災 資機材倉庫
救助器具備品	担架	2つ折り担架	5					
	チェーンソー	チェーンソー	5		1			
	脚立	脚立	4					
	発電機	発電機	6		2		3	
	投光器	投光器	5		10		3	
	コードリール	コードリール	6		3		3	
	ボルトクリッパ	ボルトクリッパ	3					
	平バール	平バール	4		8	2		
	両口ハンマー	両口ハンマー	2		2	1		
	油圧ジャッキ	油圧ジャッキ 2 t						
2連梯子	2連梯子	2						
災害支 援備品	毛布	毛布		280	150		147	470
	タオル	パックタオル	420					
	救急箱	20人用救急箱	10					
水防用品	一輪車	一輪車	11		6	4	3	
	水中ポンプ	水中ポンプ	4		2		2	
	ツルハシ	ツルハシ	2		15	5	5	
		バチヅル	6					
	掛矢	角掛矢	9		8	5	11	
		丸掛矢	4		2	1		
	ショベル	丸ショベル	39				12	
		角ショベル	27		4			
		剣先ショベル			51	15		
	平鍬	平鍬					6	
じょれん	じょれん	19		20	5	10		
すどり	すどり	33		24	18			
避難所用備品	テント	テント	4					
	鍋	両手鍋(5リットル)	5					
		両手鍋(7リットル)	2					
	釜	釜セット(ガス)ガス 及びバーナーを除く	5					
		釜セット(灯油)	2					
	給水タンク	タンク 500リットル	2					
		タンク 1000リットル	2					
	給水架台	給水架台	2					
	段ボールベッド		16	10			2	10
	間仕切り		15					
簡易トイレ		3		2		2		

分類	種別	品目	保管場所別数量					
			防災センター	中町中学校 備蓄室	加美区防災 資機材倉庫 (豊部)	加美区防災 資機材倉庫 (市原・きた保 育所跡)	加美区防災 資機材倉庫	八千代区防災 資機材倉庫
防災用品	ブルーシート	ブルーシート	50	5	35		29	
	土嚢袋	土嚢袋	4,000	800	4,200	450	4,400	
	杭	木杭	120		400	165	100	
		鉄杭	40		120	10	30	
	強力ライト	強力ライト						
	ラジオ	ラジオ	3					
	方向指示板	方向指示板	7					
	バリケード	バリケード	63		30	10		
	コーン	コーン	80	10	30			
コーンベース	コーンベース	80	20					
コーンパー	コーンパー	50	5	30				

9-3 給水用施設の貯蔵水量及び給水用資機材一覧

給水用施設の貯蔵水量

所在地	施設名称	最大貯水量 (m ³)
中区岸上 224-12	中区第1水源地	1,500
中区高岸 65-1	中区第3水源地	1,720
加美区山寄上 76-1	加美区中部簡水山寄上水源地	105
加美区轟 719	加美区中部簡水轟水源地	616
加美区大袋 454-1	加美区中部簡水大袋水源地	510
加美区豊部 498-2	加美区南部簡水豊部水源地	890
加美区岩座神 594-3	加美区棚岩簡水岩座神水源地	57
八千代区赤坂 6-1	八千代区東簡水赤坂浄水場	897
八千代区大和 117-4	八千代区西簡水柳山寺浄水場	162

給水用資機材の保有状況

種類	容量(リットル)	数量	保管施設
給水タンク	1,000	2	防災センター
	500	2	防災センター
ウォータータンク	10	300	上下水道課
貨物自動車(軽トラック)	—	2	上下水道課

10. 福祉関係

10-1 災害時要援護者施設一覧

医療関連施設一覧

番号	施設名	住所	電話番号	浸水想定区域	土砂災害警戒区域
1	医療福祉センターのぎく	中区牧野 183-1	0795-32-3246	0.5m未満	区域外
2	多可赤十字病院	中区岸上 280	0795-32-1223	0.5m～3.0m未満	区域外
3	おひさまにこにこクリニック	中区天田 43-1	0795-30-0130	0.5m未満	区域外
4	近藤内科消化器医院	中区中村町 397	0795-32-3990	0.5m未満	区域外
5	矢持医院	中区安坂 40	0795-32-0059	0.5m～3.0m未満	区域外
6	ながお整形外科	中区安坂 71-1	0795-32-5100	0.5m～3.0m未満	区域外
7	山本医院	中区森本 23-4	0795-32-3864	0.5m～3.0m未満	区域外
8	杉原谷診療所	加美区市原 44	0795-36-0212	区域外	区域外
9	松井庄診療所	加美区寺内 251	0795-35-0029	0.5m未満	区域外
10	八千代診療所	八千代区下村 109-1	0795-37-2010	0.5m～3.0m未満	区域外
11	伊藤医院	八千代区中野間 1107-3	0795-37-0235	0.5m～3.0m未満	区域外

保育所・認定こども園一覧

番号	施設名	住所	電話番号	分類	浸水想定区域	土砂災害警戒区域
1	あさかこども園	中区安坂 495	0795-32-0026	幼保連携型認定こども園	区域外	区域外
2	みどりこども園	中区牧野 52	0795-32-3927	幼保連携型認定こども園	0.5m未満	区域外
3	四恩こども園	中区曾我井 896-7	0795-32-2915	幼保連携型認定こども園	区域外	区域内 (土石流)
4	ちびっこランドらくえん	八千代区俵田 111-22	0795-37-0174	保育所	区域外	区域内 (土石流)
5	キッズランドかみ	加美区的場 82-1	0795-30-7770	幼保連携型認定こども園	区域外	区域内 (土石流)
6	キッズランドやちよ	八千代区仕出原 353	0795-37-0001	幼保連携型認定こども園	区域外	区域外

老人福祉施設一覧

番号	施設名	住所	電話番号	分類	浸水想定区域	土砂災害警戒区域
1	宅老所ろまん (有料老人ホームほうわ)	中区安楽田 980-43	0795-30-2580	老人福祉施設	区域外	区域外
2	グリーンビラ妙見	中区牧野 166-25	0795-30-0870	老人福祉施設	区域外	区域内
3	グリーンビラ那珂	中区牧野 166-9-1	0795-32-5165	老人福祉施設	区域外	区域内
4	しあわせ荘	中区鍛冶屋 763-3	0795-32-3330	老人福祉施設	区域外	区域外
5	りんりんの里	中区鍛冶屋 763-4	0795-32-3330	老人福祉施設	区域外	区域外
6	パワーリハビリ倶楽部	中区鍛冶屋 846-2	0795-30-2708	老人福祉施設	区域外	区域外
7	多可赤十字老人保健施設	中区岸上 280-19	0795-32-1265	老人福祉施設	0.5 m ～ 3.0m未満	区域外
8	よつば	中区岸上 415	0795-38-8839	老人福祉施設	0.5 m ～ 3.0m未満	区域外
9	清爽の里	中区中村町 377-1	0795-30-0555	老人福祉施設	0.5 m ～ 3.0m未満	区域外
10	ほのぼの園	中区中村町 377-1	0795-21-9033	老人福祉施設	0.5 m ～ 3.0m未満	区域外
9	矢持医院	中区安坂 36-2	0795-30-0030	老人福祉施設	0.5 m ～ 3.0m未満	区域外
10	かみ総合福祉センター	加美区市原 41	0795-30-8151	老人福祉施設	区域外	区域外

番号	施設名	住所	電話番号	分類	浸水想定区域	土砂災害警戒区域
11	やすらぎの郷	加美区市原 40-1	0795-30-8153	老人福祉施設	区域外	区域外
12	老人福祉センター「春蘭荘」	加美区丹治 551-4	0795-36-1381	老人福祉施設	区域外	区域外
13	こはらの郷	加美区大袋 194-1	0795-20-7095	老人福祉施設	区域外	区域外
14	はなの家	加美区門村 533	0795-36-0903	老人福祉施設	区域外	区域外
15	ヘルシービラ加美	加美区多田 430-10	0795-35-0777	老人福祉施設	0.5 m ~ 3.0m未満	区域内 (土石流)
16	ゆりの荘	八千代区俵田 111-27	0795-37-0174	老人福祉施設	区域外	区域内 (土石流)
17	きじの荘	八千代区俵田 111-27	0795-37-1126	老人福祉施設	区域外	区域内 (土石流)
18	楽久園	八千代区俵田 111-27	0795-37-0174	老人福祉施設	区域外	区域内 (土石流)
19	こぶしの里	八千代区俵田 111-60	0795-37-2250	老人福祉施設	区域外	区域外
20	悠久の里	八千代区俵田 111-60	0795-37-2250	老人福祉施設	区域外	区域内 (土石流)

障害者支援施設

番号	施設名	住所	電話番号	分類	浸水想定区域	土砂災害警戒区域
1	指定障がい者支援施設 ふるさと寮	中区岸上 687-1	0795-32-3211	生活介護、施設入所支援、短期入所	0.5m未満	区域外
2	指定障がい者支援施設 「ひのもと青年寮」	中区牧野 29	0795-32-2216	就労継続支援 (B型)、短期入所、施設入所支援、自立訓練 (生活訓練)、生活介護	0.5m~3.0m未満	区域外
3	いちれつ学園	中区牧野 28	0795-32-2216	生活介護、施設入所支援 短期入所	0.5m~3.0m未満	区域外

障害福祉サービス事業所

番号	施設名	住所	電話番号	分類	浸水想定区域	土砂災害警戒区域
1	障がい者生活援助センターようぼく	中区鍛冶屋 719-14	32-3505	共同生活援助	0.5m~3.0m未満	区域外
2	医療福祉センターのぎく	中区牧野字国木谷 183-1	32-3246	生活介護、短期入所、療養介護	0.5m未満	区域外
3	p a s s o	加美区豊部 483	21-6271	就労継続支援 (B型)	0.5m~3.0m未満	区域外
4	A V A N	中区森本 809-15	20-7325	就労継続支援 (A型)	3.0m~5.0m未満	区域外
5	あすなろの郷	八千代区中野間 131	37-1349	就労継続支援 (B型)	区域外	区域内 (土石流)
6	びいす	八千代区中野間 131	37-1349	生活介護	区域外	区域外 (土石流)
7	ネクスト八千代工場	八千代区下村 69-1	37-2701	就労継続支援 (A型)	0.5m~3.0m未満	区域内 (急傾斜地)
8	E s p o r t e	八千代区大和 1367	20-6641	就労継続支援 (B型)	区域外	区域外
9	こもれびの家	八千代区中野間 275-110	37-2888	共同生活援助	区域外	区域内 (急傾斜地)
10	梅花荘	中区奥中 970-9	32-4599	共同生活援助	区域外	区域外
11	s - c u b e	中区安坂 64	38-7692	就労継続支援 (B型)	0.5m~3.0m未満	区域外
12	ホームひまわり	中区安坂 474-2	32-0272	共同生活援助	区域外	区域外
13	みどりの家	加美区市原 40-1	0795-36-1080	生活介護	区域外	区域外

児童福祉施設一覧

番号	施設名	住所	電話番号	分類	浸水想定区域	土砂災害警戒区域
1	いちれつ学園	中区牧野 28	0795-32-2216	児童福祉施設	0.5m～ 3.0m未満	区域外
2	医療福祉センターのぎく	中区牧野 183-1	0795-32-3246	医療型障害児入所施設	0.5m未満	区域外
3	中児童館	中区高岸 425-6	0795-32-4328	児童福祉施設	0.5m～ 3.0m未満	区域外
4	みなみ児童館	加美区的場 68-1	0795-35-1420	児童福祉施設	区域外	区域内 (土石流)
5	子育てふれあいセンター	中区岸上 224-17	0795-32-4318	児童福祉施設	0.5m～ 3.0m未満	区域外
6	兵庫県立北はりま特別支援学校	中区间子 602-1	0795-32-3672	児童福祉施設	区域外	区域内 (土石流)

注) 災害時各施設への連絡は、生活環境部が防災行政無線及び電話で連絡を行う。

11. 建築物関係

11-1 応急仮設住宅建設予定地

区名	所在	施設名	建設可能数
中区	岸上 280-15	中央公園グラウンド	138
加美区	市原 70-1	加美北グラウンド	30
	豊部 412-1	加美中グラウンド	30
八千代区	中野間 363-13	ガルテン八千代グラウンド	190

12. 災害救助法関係

12-1 災害救助法による救助の基準

(令和元年10月1日現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器財費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり (建設型応急住宅) 応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 (賃貸型応急住宅) 世帯の人数に応じて、建設型応急住宅に準じて設定 2 限度額 1戸当たり (建設型応急住宅) 5,714,000円以内 (借上型仮設住宅) 地域の実情に応じた額 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は集会施設を、50戸未満の場合は、その戸数に応じた小規模な施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	(建設型応急住宅) 災害は生の日 から20日以内着工 (賃貸型応急住宅) 速やかに供与	1 建設型応急仮設住宅の場合における限度額は、平均1戸当たり5,714,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流出、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上

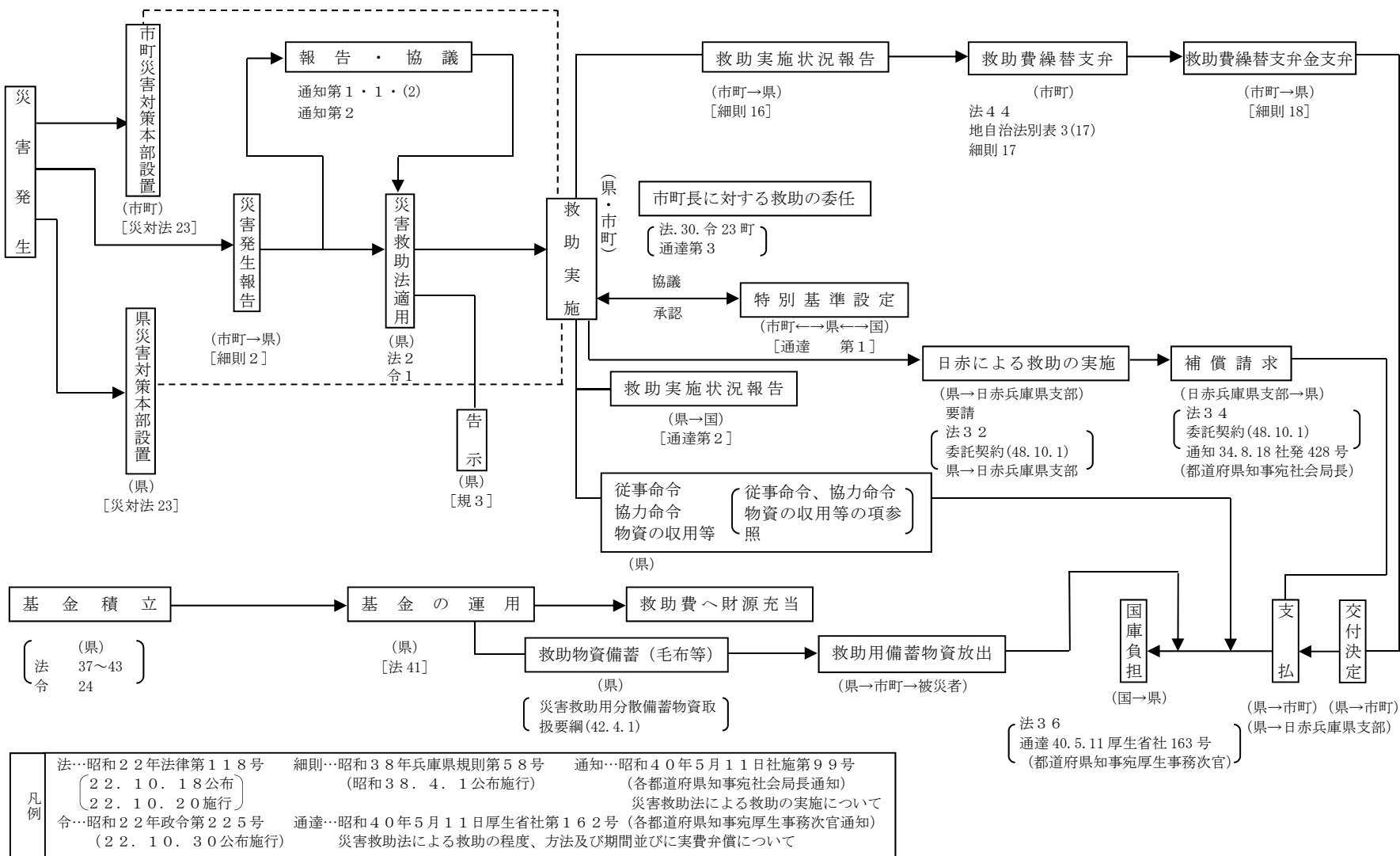
救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な衣服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限る。							
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人を増すごとに加算	
		全壊 全焼 流出			夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
					冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600				
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600				
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保健診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上							
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上							
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上							
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)し、若しくはこれらの準ずる程度の損壊を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり イ ロに掲げる世帯以外の世帯 595,000円以内 ロ 半壊(焼)に準ずる程度の損壊を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損壊とは、損壊割合10%以上20%未満とする。							
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流出、半壊(焼)、又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。							

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 一次保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	該当地域における通常の実費	救助の実施が認められている期間以内	
	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められている期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる

12-2 災害救助事務フローチャート

頁—194



13. 復旧・復興関係

13-1 生活再建制度一覧

種類	支給・貸付対象となる災害の規模	支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額																																							
被災者生活再建支援金	<p>(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町における自然災害</p> <p>(2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町における自然災害</p> <p>(3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p>(4) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し前記(1)～(3)に隣接する市町(人口10万人未満に限る)における自然災害</p>	<p>自然災害により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅が全壊した世帯 ・住宅が半壊し、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ・災害が継続し長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 ・住宅が半壊し大規模な補修を行なわなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯) <p>が対象になる。</p> <p>支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)</p> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</p> <p style="text-align: right;">(単位:万円)</p> <table border="1" data-bbox="536 813 1378 1296"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>基礎支援金 住宅の被害程度 ①</th> <th>加算支援金 住宅の再建方法 ②</th> <th>計①+②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">複数世帯</td> <td rowspan="3">全壊世帯</td> <td rowspan="3">100</td> <td>建設・購入 200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>補修 100</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>賃貸 50</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大規模半壊世帯</td> <td rowspan="3">50</td> <td>建設・購入 200</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>補修 100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>賃貸 50</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">単数世帯</td> <td rowspan="3">全壊世帯</td> <td rowspan="3">75</td> <td>建設・購入 150</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td>補修 75</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>賃貸 37.5</td> <td>112.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大規模半壊世帯</td> <td rowspan="3">37.5</td> <td>建設・購入 150</td> <td>187.5</td> </tr> <tr> <td>補修 75</td> <td>112.5</td> </tr> <tr> <td>賃貸 37.5</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとする。</p> <p>※ 単数世帯の支援金の額は、複数世帯の3/4とする。</p>	区分		基礎支援金 住宅の被害程度 ①	加算支援金 住宅の再建方法 ②	計①+②	複数世帯	全壊世帯	100	建設・購入 200	300	補修 100	200	賃貸 50	150	大規模半壊世帯	50	建設・購入 200	250	補修 100	150	賃貸 50	100	単数世帯	全壊世帯	75	建設・購入 150	225	補修 75	150	賃貸 37.5	112.5	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入 150	187.5	補修 75	112.5	賃貸 37.5	75
	区分		基礎支援金 住宅の被害程度 ①	加算支援金 住宅の再建方法 ②	計①+②																																				
複数世帯	全壊世帯	100	建設・購入 200	300																																					
			補修 100	200																																					
			賃貸 50	150																																					
	大規模半壊世帯	50	建設・購入 200	250																																					
			補修 100	150																																					
			賃貸 50	100																																					
単数世帯	全壊世帯	75	建設・購入 150	225																																					
			補修 75	150																																					
			賃貸 37.5	112.5																																					
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入 150	187.5																																					
			補修 75	112.5																																					
			賃貸 37.5	75																																					

種類	支給・貸付対象となる災害の規模	支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額	支給・貸付けの制限	貸付けの条件	県の助成						
災害弔慰金	<p>(1) 一の市町村の区域内において住居の滅失した世帯の数が5以上発生した災害</p> <p>(2) 都道府県内において住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上ある災害</p> <p>(3) 被害が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害であって、災害救助法による救助が行われたもの</p> <p>(4) 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害</p>	<p>市町の住民のうち当該災害により死亡(災害後3カ月間生死不明の場合を含む。)した者の遺族</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>死亡者1人当りの支給限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>250万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	死亡者1人当りの支給限度額	死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合	500万円	上記以外の場合	250万円	<p>(1) 死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失によるもの</p> <p>(2) 警察表彰規則、消防表彰規程、又は賞じゅつ金に関する訓令に基づく賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金が支給された場合</p> <p>(3) その他市町長が支給することが適当でないと認める場合</p>		要する費用につき、その3/4を補助する。
区分	死亡者1人当りの支給限度額										
死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合	500万円										
上記以外の場合	250万円										
災害障害見舞金	災害弔慰金と同じ	<p>負傷し又は疾病にかかり治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に障害がある住民</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>障害者1人当りの支給限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災者が被災当時においてその障害に関し災害障害見舞金を受けることができることとなった時に生計を主として維持していた場合</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>125万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	障害者1人当りの支給限度額	被災者が被災当時においてその障害に関し災害障害見舞金を受けることができることとなった時に生計を主として維持していた場合	250万円	上記以外の場合	125万円	災害弔慰金と同じ		災害弔慰金と同じ
区分	障害者1人当りの支給限度額										
被災者が被災当時においてその障害に関し災害障害見舞金を受けることができることとなった時に生計を主として維持していた場合	250万円										
上記以外の場合	125万円										

種類	支給・貸付対象となる災害の規模	支給・貸付対象者及び支給・貸付限度額	支給・貸付けの制限	貸付けの条件	県の助成			
災害援護資金	県の区域内で災害救助法による救助が行われた市町が1以上ある自然災害	市町の住民のうち県内で次の被害を受けた世帯の世帯主	次の所得の合計額が、同一の世帯に属する者が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ただし、住居が滅失した場合には、1270万円 (1)総所得 (2)退職所得 (3)山林所得 (4)土地等に係る事業所得 (5)長期譲渡所得 (6)短期譲渡所得	(1)貸付利率・据置期間無利子・据置期間経過後、保証人有は無利子、保証人無は年1% (2)償還方法・償還期間10年・据置期間3年又は5年・償還方法年賦・半年賦又は月賦償還(元利均等償還)	国が2/3 県が1/3を補助する。			
		被害の種類及び程度				1世帯当りの貸付限度額	世帯主の負傷がある場合	世帯主の負傷がない場合
		家財の1/3以上の損害及び住居の損害がない場合				150万円		
		家財の1/3以上の損害があり、かつ、住居の半壊以上の損害がない場合				250万円	150万円	
		住居が半壊した場合				270万円	170万円	
		上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合				350万円	250万円	
		住居が全壊した場合				350万円	250万円	
		上記の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合				—	350万円	
住居の全体が滅失した場合	—	350万円						

13-2 被災者生活再建支援金の概要

1 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であつて、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

2 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害。
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害。
- (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害。
- (4) 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記ア～ウに隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害。

3 支給対象世帯

- (1) 自然災害により、住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- (3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

4 支給金額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

（単位：万円）

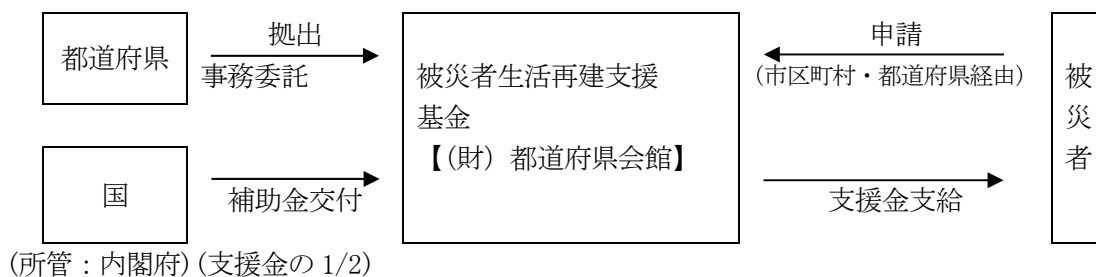
区分		基礎支援金 住宅の被害程度 ①	加算支援金 住宅の再建方法 ②	計①+②
複数世帯	全壊世帯	100	建設・購入 200	300
			補修 100	200
			賃貸 50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入 200	250
			補修 100	150
			賃貸 50	100
単数世帯	全壊世帯	75	建設・購入 150	225
			補修 75	150
			賃貸 37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入 150	187.5
			補修 75	112.5
			賃貸 37.5	75

※ 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとする。

※ 単数世帯の支援金の額は、複数世帯の3/4とする。

5 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



13-3 県災害援護金等の支給基準

1 実施機関

県（町は、被災者への支給について協力する。）

2 支給基準等（令和2年4月1日現在）

種類	災害発生 の場所	災害の規模	
		災害 援 護 金	県の区域内
		その他の災害	(1) 災害救助法による救助が実施されたとき。 (2) 知事が特に必要があると認めたとき。
死亡 見 舞 金	県の区域内	自然災害	(1) 自然災害により死者が生じたとき。 (2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき。
		その他の災害	(1) 災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死者が生じたとき。 (2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき。
	県の区域外 （国内に限 る）	(1) 自然災害並びに災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死者（県民に限る。）が生じたとき。 (2) 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき。	

種類	支給対象	支給額																												
災害援護金	県の区域内に住所を有する被災世帯主及び重傷の被災者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の種類</th> <th>被害の種類別</th> <th colspan="2">災害援護資金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">自然災害</td> <td>住家の全壊、全焼又は流失</td> <td>1世帯につき</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>住家の半壊又は半焼</td> <td>〃</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>住家の床上浸水</td> <td>〃</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>住家の一部損壊 (損害割合10%以上)</td> <td>〃</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>重傷の被災者</td> <td>1人につき</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の災害</td> <td>住家の全壊又は全焼</td> <td>1世帯につき</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>住家の半壊又は半焼</td> <td>〃</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table>	災害の種類	被害の種類別	災害援護資金の額		自然災害	住家の全壊、全焼又は流失	1世帯につき	200,000円	住家の半壊又は半焼	〃	100,000円	住家の床上浸水	〃	50,000円	住家の一部損壊 (損害割合10%以上)	〃	50,000円	重傷の被災者	1人につき	30,000円	その他の災害	住家の全壊又は全焼	1世帯につき	50,000円	住家の半壊又は半焼	〃	30,000円	
	災害の種類	被害の種類別	災害援護資金の額																											
自然災害	住家の全壊、全焼又は流失	1世帯につき	200,000円																											
	住家の半壊又は半焼	〃	100,000円																											
	住家の床上浸水	〃	50,000円																											
	住家の一部損壊 (損害割合10%以上)	〃	50,000円																											
	重傷の被災者	1人につき	30,000円																											
その他の災害	住家の全壊又は全焼	1世帯につき	50,000円																											
	住家の半壊又は半焼	〃	30,000円																											
	知事が特に必要があると認める災害による被災世帯主及び重傷の被災者																													
死亡見舞金	当該災害による死亡者の遺族 但し、法に基づく災害弔慰金の支給対象となった死亡者の遺族を除く。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>災害の種類別</th> <th>災害の発生した場所</th> <th colspan="2">死亡見舞金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">自然災害</td> <td rowspan="2">県の区域内</td> <td>死亡した県民等1人につき</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>死亡した県民等以外の者1人につき</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>県の区域外</td> <td>県民である死者1人につき</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他の災害</td> <td rowspan="2">県の区域内</td> <td>死亡した県民等1人につき</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>死亡した県民等以外の者1人につき</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>県の区域外</td> <td>県民である死者1人につき</td> <td>100,000円</td> </tr> </tbody> </table>	災害の種類別	災害の発生した場所	死亡見舞金の額		自然災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき	200,000円	死亡した県民等以外の者1人につき	60,000円	県の区域外	県民である死者1人につき	200,000円	その他の災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき	100,000円	死亡した県民等以外の者1人につき	60,000円	県の区域外	県民である死者1人につき	100,000円						
	災害の種類別	災害の発生した場所	死亡見舞金の額																											
自然災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき	200,000円																											
		死亡した県民等以外の者1人につき	60,000円																											
	県の区域外	県民である死者1人につき	200,000円																											
その他の災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき	100,000円																											
		死亡した県民等以外の者1人につき	60,000円																											
	県の区域外	県民である死者1人につき	100,000円																											
	知事が特に必要があると認める災害による死亡者の遺族	<p>備考この表において、「県民等」とは、つぎに掲げる者をいう。</p> <p>(1) 県の区域内に住所を有する者</p> <p>(2) 県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者</p> <p>(3) 県の区域内の学校に在学する者</p> <p>(4) その他これらに類する者</p>																												

13-4 生活福祉資金の貸し付け基準

1 実施機関

県社会福祉協議会

2 貸付条件等

(1) 対象

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

(2) 資金の種類（災害関係分抜粋、令和2年9月1日現在）

種類・用途		貸付限度額	据置期間	償還期間
福祉費	災害を受けたことにより臨時に必要な資金	1,500,000円	12月以内	7年以内
	生業のために必要な経費	低所得世帯 2,800,000円	6月以内	7年以内
		障害者世帯 4,600,000円	6月以内	9年以内
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が、 6月程度 1,300,000円 1年程度 2,200,000円 2年程度 4,000,000円 3年以内 5,800,000円	6月以内	8年以内
	住宅の補修等に必要な経費	2,500,000円		7年以内
	負傷又は疾病の療養、介護サービス・障害者サービス等に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間、介護サービスを受ける期間 1年を超えないときは 1,700,000円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは 2,300,000円		5年以内
緊急小口資金	100,000円以内	2月以内	1年以内	

(注) 1 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、福祉費の「災害を受けたことにより臨時に必要な経費」及び「住宅の補修等必要な経費」の貸付対象とはならない。

2 償還方法は月賦、半年賦、年賦とする。

3 利子は年1.5%、ただし連帯保証人を立てる場合は無利子とする。

4 償還期間には据置期間を含めない。

13-5 住宅の耐震事業制度

1 ひょうご住まいの耐震化促進事業

補助事業名	住宅耐震改修計画策定費補助
補助事業の目的	耐震改修計画の策定とそれに伴う耐震診断に要する費用の一部を補助する。
補助事業となる対象者	兵庫県内に対象となる住宅を所有し、耐震改修工事を意図される方（個人、法人でも可）。
補助事業の対象となる住宅	以下の条件をすべて満たす住宅で、共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅も含まれます。 ア 昭和56年5月31日以前に着工されたもの イ 違反建築物でないもの ウ 耐震診断の結果、「危険」「やや危険」と診断されたもの エ 兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅
補助事業の対象となる費用	安全性を確保するための耐震改修計画の策定（補強設計及び工事見積書の作成）とそれに伴う耐震診断に要する費用
補助金の額	戸建住宅 対象となる費用の2/3以内（限度額20万円） 共同住宅 対象となる費用の2/3以内（限度額12万円/戸）

補助事業名	住宅耐震改修工事費補助
補助事業の目的	耐震改修工事を行う県民に対し、耐震改修工事費に応じて一定額を補助する。
補助事業となる対象者	兵庫県内に対象となる住宅を所有し、所得が1,200万円（給与収入のみの場合は、給与収入が14,421,053円）以下の県民の方（個人）
補助事業の対象となる住宅	住宅耐震改修計画策定費補助と同じ
補助事業となる対象工事	① 地震に対する安全性を確保するための、次の一般型工事(附帯工事を含む)に要する費用 ア 柱、はり、壁、筋かい及び基礎の補強 イ 屋根の軽量化 ウ 火打ち梁や構造用合板による床面の補強 ② ①に併せて実施する内装工事費 ただし、次に掲げるものは対象外 ア 家具工事（作り付け家具も含む） イ 照明器具、キッチン、ユニットバスの設置工事（ただし、撤去費は対象） ウ 建具工事（ただし、耐力壁の設置に伴い必要となる工事は対象）
補助金の額	戸建住宅 対象となる費用の1/3以内（限度額100万円） 共同住宅 対象となる費用の1/2以内（限度額40万円/戸）

2 兵庫県 「簡易耐震診断推進事業」 県土整備部補助要綱

別表（第2条関係）

補助事業名	簡易耐震診断推進事業			
補助事業の目的	兵庫県内に存する民間住宅の所有者の求めに応じて、耐震診断技術者を派遣して耐震診断を実施する市及び町に対し、県が必要な補助を行うことにより、既存民間住宅の耐震診断を推進することを目的とする。			
補助事業の対象となる住宅	兵庫県内にある住宅で、昭和56年5月31日以前に着工されたもの			
補助金の額	耐震診断に関する補助対象限度額は以下による。			
	建て方・構造種別		棟当たり診断経費	
	戸建住宅	木造	30,900 円/棟	
		非木造	62,400 円/棟	
	長屋	木造	62,400 円/棟	
		鉄筋 コンクリート造	1 棟目	213,000 円/棟
			2 棟目以降	153,000 円/棟
		鉄骨造	1 棟目	112,000 円/棟
		2 棟目以降	78,100 円/棟	
	共同住宅	木造	62,400 円/棟	
		鉄筋 コンクリート造	図面有り	213,000 円/棟
			図面なし	315,000 円/棟
		鉄骨造	2 棟目以降	153,000 円/棟
	1 棟目		112,000 円/棟	
		2 棟目以降	78,100 円/棟	
適用除外する条項	—			
その他の事項	—			

13-6 フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）の概要

1 制度の実施

- ・ 県は、条例の規定に基づき、兵庫県住宅再建共済制度（以下「共済制度」という。）を実施する。
- ・ 共済制度の運営を、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金に委託する。

2 共済制度の概要

【共済負担金】

区分	住宅再建共済制度	マンション共用部分再建共済制度	家財再建共済制度
運用開始	平成17年9月	平成19年10月	平成22年8月
対象	全ての私有住宅(併用住宅、賃貸住宅等を含む)	マンションの共用部分(1棟単位)	住宅に存する家財(ただし、1戸の住宅に存する家財につき1加入)
対象災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害		
共済負担金	1戸につき年額5,000円 (加入初年度は月額500円(上限5,000円))	年額2,400円/戸×住戸数 (加入初年度は月額200円/戸×月数×住戸数)	1戸につき年額1,500円 (加入初年度は月額150円(上限1,500円)) ※ 住宅再建共済制度加入者(同時加入を含む)は、年額1,000円 (加入初年度は月額100円(上限1,000円))
一部損壊特約	上記負担金に追加して年額500円負担。(加入初年度は月額50円(上限500円))	上記負担金に追加して年額250円/戸×住戸数。(加入初年度は(月額25円/戸×月数)(上限250円/戸)×住戸数)	

【共済給付金】

区分	住宅再建共済制度	マンション共用部分再建共済制度	家財再建共済制度
共済負担金	○全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600万円 ○全壊で住宅補修 200万円 ○大規模半壊で住宅補修 100万円 ○半壊で住宅補修 50万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円	○全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数	○住宅が全壊で家財購入・補修 50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35万円 ○住宅が半壊で家財購入・補修 25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15万円
一部損壊特約	○一部損壊(損害割合10%以上)で新たな住宅建築・購入 25万円 ○一部損壊(損害割合10%以上)で住宅補修 25万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10万円	○一部損壊(損害割合10%以上)で新たなマンション建築 12.5万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○一部損壊(損害割合10%以上)でマンション補修 12.5万円×加入住戸数	

14. 文化財関係

14-1 指定文化財一覧

国指定文化財

番号	種 別		指定年月日	名 称		時代	所有者 (管理者)	所在地
1	有形文化財	絵画	1986/6/6	絹本著色六道絵	3	鎌倉	極楽寺	八千代区中野間 210

国指定登録文化財

番号	種 別		指定年月日	名 称		時代	所有者 (管理者)	所在地
1	有形文化財	建造物	2013/3/29	楊柳寺本堂	1	江戸	楊柳寺	八千代区大和 774
1	有形文化財	建造物	2013/3/29	楊柳寺仁王門	1	江戸	楊柳寺	八千代区大和 774
1	有形文化財	建造物	2013/3/29	楊柳寺仁王門	1	江戸	極楽寺	八千代区中野間 210

兵庫県指定文化財

番号	種 別		指定年月日	名 称		時代	所有者 (管理者)	所在地
1	無形文化財	工芸	1983/3/29	杉原紙技術		—	杉原紙保存会	加美区鳥羽 7 3 3
2	記念物	天然記念物	1968/3/29	青玉神社の大杉	7	—	青玉神社	加美区鳥羽 7 3 5
3	記念物	天然記念物	1972/3/24	岩座神の杉(千本杉)	1	—	岩座神区	加美区岩座神
4	有形文化財	彫刻	2001/3/30	阿弥陀如来坐像	1	奈良(願部)	金蔵寺	加美区の場 853
5	有形文化財	彫刻	1975/3/18	木造聖観音立像	1	平安	鳳泉寺	中区坂本 380 鳳泉寺
6	有形文化財	考古資料	1977/3/29	村東山古墳石棺	1	古墳	多可町	中区東山 539-3
7	有形文化財	史跡	2003/3/25	東山古墳群	12	古墳	高田郷生産森林組合管理者(多可町)	中区東山字野際
8	記念物	天然記念物	1975/3/18	善光寺のイブキ	1	—	善光寺	中区東安田 641-1 善光寺
9	有形文化財	考古資料	2004/3/9	思い出遺跡中世墓出土遺物(一括品)	1式	鎌倉	多可町	中区東山 539-3
10	有形文化財	絵画	1962/7/16	絹本著色般若十六善神画像	1	鎌倉	法持院	八千代区大和 754
11	有形文化財	彫刻	1966/3/22	木造阿弥陀如来坐像	1	平安	安海寺	八千代区中村 220
12	有形文化財	彫刻	1960/5/12	木造十一面観音立像(甲)	1	平安	楊柳寺	八千代区大和 774
13	有形文化財	彫刻	1962/7/16	木造十一面観音立像(乙)	1	平安	楊柳寺	八千代区大和 774
14	有形文化財	彫刻	1962/7/16	木造十一面観音立像(丙)	1	平安	楊柳寺	八千代区大和 774
15	有形文化財	彫刻	1962/7/16	木造兜跋毘沙門天立像	1	平安	楊柳寺	八千代区大和 774
16	有形文化財	彫刻	1962/7/16	木造毘沙門天立像	1	平安	楊柳寺	八千代区大和 774
17	有形文化財	彫刻	1962/7/16	木造千手観音立像	1	平安	楊柳寺	八千代区大和 774
18	有形文化財	彫刻	2013/3/25	木造観音菩薩立像	1	平安	楊柳寺	八千代区大和 774
19	有形文化財	工芸	2013/3/25	紺紙金泥法華経	8	鎌倉	金蔵寺	加美区の場 853
20	有形文化財	彫刻	2016/3/3	木造阿弥陀如来立像	1	平安	善光寺	兵庫県歴史博物館寄託(中区東安田 641-1)

多可町指定文化財

番号	指定番号	種別	指定年月日	名称	員数	時代	所有者 (管理者)	所在地
1	多文財-第1	考	1990/3/14	多哥寺梵鐘鑄造遺構	1	奈良	多可町	中区東山 539-3
2	多文財-第2	天	1990/3/14	播州柏種	-	-	中町播州柏保存会	
3	多文財-第3	民	1994/10/5	荒田神楽	-	-	荒田神楽保存会	中区安楽田
4	多文財-第4	民	1994/12/27	スズメノモン	-	-	鍛冶屋区	中区鍛冶屋
5	多文財-第5	絵	1998/3/9	釈迦涅槃図	1	鎌倉	極楽寺	八千代区中野間 210
6	多文財-第7	彫	1998/10/26	阿弥陀如来坐像	1	平安後期	専浄寺	加美区市原 437
7	多文財-第8	彫	1998/10/26	二十五菩薩来迎像	25	江戸	諦願寺	加美区多田 207
8	多文財-第9	彫	1998/10/26	薬師如来坐像	1	鎌倉	諦願寺	加美区多田 1073
9	多文財-第10	彫	1999/10/1	十一面観音立像	1	平安後期	岩座神区	加美区岩座神 237 神光寺
10	多文財-第11	考	1999/10/1	奥豊部1号噴出土遺物	1式	7世紀	多可町	中区東山 539-3 那珂ふれあい館
11	多文財-第12	彫	1999/10/1	金剛力士像	2	鎌倉	岩座神区	加美区岩座神 237 神光寺
12	多文財-第14	工	1999/10/1	鱧口	1	室町	熊野部区	加美区熊野部 452 阿弥陀寺
13	多文財-第15	書	2001/2/21	雲門寺文書 くろしき売券	1	室町	雲門寺	加美区清水 213
14	多文財-第16	絵	2001/2/21	出山釈迦図(伝可翁筆)・寒山拾得図	3	室町	雲門寺	加美区清水 213
15	多文財-第17	絵	2001/2/21	鷹・猿猴捉月図(曾我直庵筆)	2	安土桃山	雲門寺	加美区清水 213
16	多文財-第19	考	2002/10/28	鳥羽経塚出土遺物(経筒2口・鏡3面)	5	鎌倉	鳥羽区	兵庫県立歴史博物館寄託(加美区鳥羽)
17	多文財-第20	文	2003/3/28	興善院領相伝系図	1	中世	量興寺	中区天田 160
18	多文財-第21	文	2003/3/28	地頭代官仲原某畠地寄進状	1	中世	量興寺	中区天田 160
19	多文財-第22	文	2003/3/28	量興寺寺領図	1	中世	量興寺	中区天田 160
20	多文財-第23	文	2003/10/14	杉原谷地震(別名播磨・丹波国境地震)関係文書	11	江戸	熊野部区	加美区豊部 2 4 0
21	多文財-第24	考	2004/3/30	思い出遺跡第14区墓1出土品一括	8	平安末~鎌倉	多可町	中区東山 539-3
22	多文財-第25	考	2004/3/30	思い出遺跡第14区墓2出土品一括	5	平安末~鎌倉	多可町	中区東山 539-3
23	多文財-第26	考	2004/3/30	思い出遺跡第15区墓1出土品一括	1	平安末~鎌倉	多可町	中区東山 539-3
24	多文財-第27	絵	2013/3/28	白衣観音図(土蔵栄相筆)	1	室町時代	法幢寺	中区中安田 758
25	多文財-第28	絵	2013/3/28	釈迦三尊・地藏・十王図(土倉栄相筆)	12	江戸時代前期	法幢寺	中区中安田 758
26	多文財-第29	絵	2013/3/28	白衣観音図(土倉栄相筆)	1	江戸時代前期	浄居寺	加美区門村 48
27	多文財-第30	絵	2013/3/28	出山釈迦図(土倉栄相筆)	1	江戸時代前期	雲門寺	加美区清水 213

番号	指定番号	種別	指定年月日	名 称	員数	時代	所有者 (管理者)	所在地
28	多文財－第31	絵	2013/3/28	白衣観音図 (驢雪鷹瀟 賛)	1	室 町 時 代	法幢寺	中区中安田 758
29	多文財－第32	絵	2013/3/28	釈迦三尊十六善神像図	1	南 北 朝 時代	安海寺	八千代区中村 220
30	多文財－第33	絵	2013/3/28	涅槃図	1	室 町 時 代	法幢寺	中区中安田 758
31	多文財－第34	絵	2013/3/28	真言八祖図	7	室 町 時 代	金蔵寺	加美区の場 853
32	多文財－第35	絵	2013/3/28	薬師如来立像図 (伝 台肪筆)	1	安 土 桃 山時代	円満寺	中区西安田 707
33	多文財－第36	絵	2013/3/28	伊勢和山中興図	1	享保 11 年 (1726)	極楽寺	八千代区中野間 210
34	多文財－第37	絵	2013/3/28	善導大師・法然上人像 図	2	万 治 3 年 (1660)	専浄寺	加美区市原 437
35	多文財－第38	絵	2013/3/28	大愚宗築像図	1	万 治 3 年 (1660)	法幢寺	中区中安田 758
36	多文財－第39	絵	2013/3/28	貫十梵通・大中梵発像 図	2	元 禄 3 年 (1690)	法幢寺	中区中安田 758
37	多文財－第40	絵	2013/3/28	書画貼交屏風	2	江 戸 時 代	雲門寺	加美区清水 213

15. 自主防災關係

15-1 自主防災組織一覽

区	集落名
中区	<p>門前、安楽田、東山、田野口</p> <p>牧野、鍛冶屋、間子、岸上、天田</p> <p>高岸、奥中、茂利、中村町</p> <p>安坂、糶屋、坂本、曾我井、森本</p> <p>西安田、中安田、東安田</p>
加美区	<p>山寄上、鳥羽、清水</p> <p>轟、山口、西山</p> <p>市原、丹治、大袋、三谷</p> <p>箸荷、門村、杉原</p> <p>奥豊部、観音寺、豊部</p> <p>熊野部、棚釜、岩座神、多田</p> <p>奥荒田、的場</p> <p>寺内、西脇、山野部</p>
八千代区	<p>大屋、坂本、中村、横屋、下村、門田</p> <p>赤坂、俵田、中野間、仕出原、下野間</p> <p>下三原、柳山寺、中三原、上三原</p>

16. 地震防災緊急事業五箇年計画（年次計画）一覧

16-1 地震防災緊急事業五箇年計画（年次計画）一覧

事業名	実施予定年度	事業量
2号 避難路	H28	1箇所
11号 公的建造物	H28	1箇所
13-5号 ため池	H28~R2	2箇所
15号 防災行政無線	H28	1箇所

17. 廃棄物対策関係

17-1 多可町災害廃棄物処理計画（平成19年8月）

1 目的

災害発生時に、被災地の速やかな生活機能回復を図るべく、災害廃棄物のより迅速かつ適正な処理を実施するための計画を策定する。本計画では主に水害時を想定した計画として記載し、震災時の留意事項を追記することとする。

2 町民、事業者、町の役割

(1) 町民の役割

(基本的事項)

- ・町民は、普段から災害への備えを進めるとともに、災害が発生した場合には災害廃棄物を分別して排出し、その生じた災害廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、災害廃棄物の減量その他の適正な処理に関し、町の対応策に協力するよう努めるものとする。

(具体的事項)

- ・町民は、災害廃棄物の排出に当たっては、町が設定する排出ルール、分別区分に応じて排出を行うことにより、町が行う対策等に協力するよう努める。

(2) 事業者の役割

(基本的事項)

- ・事業者は、普段から災害への備えを進めるとともに、災害が発生した場合にはその事業活動に伴って、またその事業所から生じた災害廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(具体的事項)

- ・事業者は、災害廃棄物の減量、適正処理の確保等に関し、町の対策に協力しなければならない。

(3) 町の役割

(基本的事項)

- ・町は、災害廃棄物の減量と処理に関し町民の自主的な活動の促進を講ずるとともに、災害廃棄物の処理に関する事業が、できるだけ速やかに実施、完了するよう努めるものとする。

(具体的事項)

- ・町は、災害廃棄物の排出を抑制し、適正な処理を行うため、これらに関する町民及び事業者の意識の啓発に努める。
- ・町は、災害が発生した場合には、災害廃棄物の発生量、被害状況等を的確に把握するとともに、災害廃棄物の処理を、できるだけ迅速かつ効率的に、適正に実施する。

3 災害廃棄物の種類

災害廃棄物は、次のとおりとする。

(1) 災害により発生するごみ

- ① 浸水により屋内から発生するごみ（可燃物）
- ② 浸水により屋内から発生するごみ（不燃物）
- ③ 浸水により屋内から発生する可燃性大型ごみ（畳、タンス等）
- ④ 浸水により屋内から発生する不燃性大型ごみ（ストーブ、電化製品等）
- ③ 避難所、応急仮設住宅から発生するごみ

(2) 建物の倒壊等により発生するがれき（がれき）

- ① 倒壊していない建築物から発生する破損した壁、屋根瓦等

- ② 倒壊した建築物から発生するがれき
 - ③ 倒壊した家屋に残った畳、カーテン、家具、電化製品等
- (3) し尿

4 災害発生時の情報収集及び対応・組織・体制

(1) 情報収集及び対応

町は、被害状況等について迅速に情報収集を行い、災害廃棄物発生量を推計し、実情に応じた計画を策定する。

また、町は適切な対応を行うため、県及び国へ連絡し、連携に努める。

(2) 収集する情報

- ① 災害の発生日時、場所、被害概要、気象状況
- ② 被災状況（床上・床下浸水、損壊建物数）
- ③ 道路等の被害状況
- ④ 利用できる処理施設、機材、車両、人的資源等、及び経費
- ⑤ 災害廃棄物の発生量見込みと処理方法、処理廃棄物の受入先
- ⑥ し尿処理施設の被害状況と稼働見込み
- ⑦ 避難所や仮設トイレの設置状況とし尿の処理方法
- ⑧ 必要とする応援内容

(3) 組織・体制

① ごみ処理：住民生活部

みどり園、関係団体、事業所等と協力して、次のとおり実施する。

- ・ 情報の収集及び連絡（損壊建物数等の情報収集。県への連絡。）
- ・ 分別、保管等の可能な仮置場の確保

② し尿処理、消毒作業：上下水道部、健康福祉部

氷上多可衛生事務組合、保健所、関係団体、事業所等と協力し、次のし尿処理を24時間以内に実施する。又衛生条件の悪化による、感染症等の蔓延を防ぐため、消毒作業、清潔作業を実施する。

- ・ 情報の収集及び連絡（避難人員及び場所の確認。水道の復旧状況等を勘案し、仮設トイレの必要数、し尿の収集・処理見込みを把握。）
- ・ し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握（被害状況・稼働見込みを把握し、必要に応じ応急復旧体制の確立。仮設トイレの設置、設置した際の清掃等その管理体制の整備。あらかじめ仮設トイレの調達先の確保。）
- ・ 消毒剤等の資機材の準備・確保（必要な消毒剤を確保するなど十分な衛生上の配慮。）
- ・ し尿収集・処理計画（要収集地域内住宅及び仮設トイレ等のし尿の収集・処理計画を策定、許可業者等へ要請。）
- ・ 応援要請

③ がれき処理：住民生活部、建設部

- ・ 全体処理量の把握（計画的に処理を実施するため、速やかに処理量を把握。）
- ・ 処理方法（把握した処理量から、運搬・処理体制の検討。分別、再利用・再資源化に留意し、適切な処理体制、資機材の確保。）
- ・ 撤去作業（撤去する優先順位の決定。建設業界と連携・協力し、必要な人員、機材等の確保。）
- ・ 応援要請

5 災害に備えた資機材の調達

- ・ 仮設トイレの調達

震災等の大規模災害時には、避難所の設置が必要となるが、水道が使用できない場合には、仮設トイレが必要になるため、調達先を確保しておく。

(調達方法) 一時的に町内の建設業者から調達し、不足する場合は業者に要請する。

6 排出ルール

(1) 災害廃棄物の排出ルールは次のとおりとする。

なお、浸水してもその使用に支障のないもの及び被災してないものは、排出できない。

また町は、排出できる期間を定め、受け入れを行う。

A 家庭ごみ

(A) 排出時の分別（分別区分）及び排出方法

町民は次の分別区分により排出するものとする。

①可燃ごみ

②不燃ごみ（ビン、金属等できる範囲で分別する。）

③可燃性大型ごみ（畳、木質ごみ〈タンス、ソファ等〉）

④不燃性大型ごみ（ストーブ、電化製品〈※家電リサイクル製品を除く〉、トタン等）

⑤家電リサイクル品（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵・冷凍庫）

⑥処理困難ごみ（パソコン、バッテリー等）

(b) 排出の場所

町民が災害廃棄物を排出する場所は、次のとおりとする。

①町が設置する仮置場、一時集積場

②みどり園又はその関連施設

※②に直接搬入する場合は事前にみどり園に連絡すること。

(c) 排出場所への置き方

分別収集がスムーズに行えるよう、分別区分ごとに置くものとする。

B 事業ごみ

事業所から排出される災害廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理するものとする。

(A) 排出可能物

①事業系一般廃棄物

(B) 排出時の分別（分別区分）及び排出方法

町の指示に従い、家庭ごみの分別区分に準じて分別し排出する。

(C) 排出の場所

事業者は、次の場所に自らの責任において、災害廃棄物を持ち込まなければならない。

①みどり園又はその関連施設

※事前にみどり園に連絡すること。また状況に応じて、町とみどり園との協議で、仮置場への搬入を認める場合もあるので、事前に、町又はみどり園に連絡すること。

(D) 排出場所への置き方

搬出先の担当職員の誘導・指示に従い、分別区分による種類別に置くものとする。

C 家屋解体ごみ

その解体等に事業者が介入するものは、産業廃棄物であるため、町では受け入れない。自己解体する場合は、事前に町・みどり園と協議し、搬出先を相談するものとする。

(E) 受入期間

町・みどり園が受け入れる期間は、災害の規模、また解体等を必要とする場合、その性質（所有者がそれを解体するか否かは、罹災程度や、その後の生活方法等を考慮すると生活を大きく左右する事柄で、一朝一夕に判断ができる事案ではなく相当の時間が必要であること等）に鑑み、その期間はみどり園等と協議し町長が決定する。

(2) 町民・事業者の協力を確保するための町の方策

A 通常時の広報

本災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実績を、広報誌、多可町ホームページ等で広報する。

B 災害発生時の広報

円滑なごみの収集・運搬・処理を行うため、防災無線やホームページ等利用可能なメディア、広報車の方法により、町民に対し次の広報を行う。

- (A) 分別方法、分別の徹底
- (B) 仮置場、一時集積場の場所
- (C) 収集時期及び収集期間
- (D) その他町からのお知らせ

7 災害廃棄物の仮置場

(1) 仮置場の選定

ここでいう仮置場とは

- ①被災住民が災害廃棄物を直接搬入する場所
- ②最寄りのごみステーションや一時集積場（地区の公園等）に排出した災害廃棄物を、最終処分施設へ運搬する前に一時的に置く場所
- ③必要に応じ分別等の作業を行う場所

であり、以下の条件に適合する場所とする。

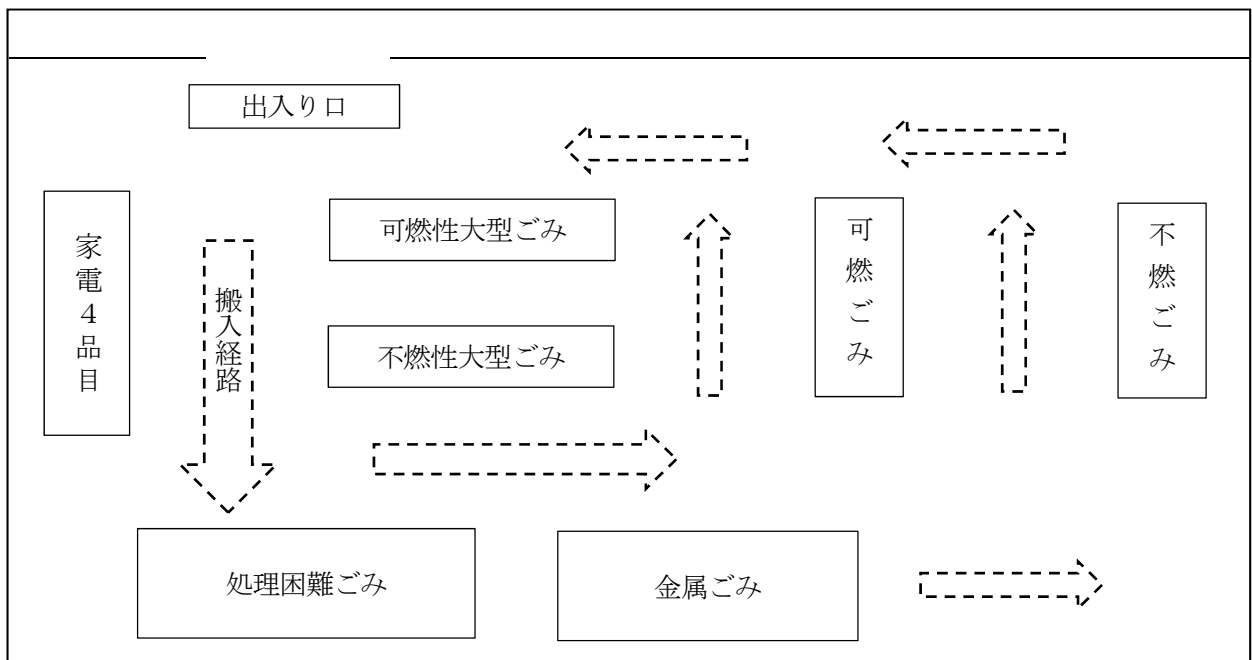
- ①大型車の搬出入が可能
- ②被災地域から遠距離でないこと
- ③重機による作業が可能な敷地面積を要すること

以上の条件を満たした町管理のグラウンド又は空地とし、その他の用地を使用する場合は 区長及び所有者と協議し指定する。指定の際には、被災場所、規模等を考慮の上、速やかに 決定し、人員・機材の確保を行う。

(2) 仮置場の運営計画

仮置場には 10 名程度配置し、搬入車両を誘導、ごみの種類ごとに指定の場所に下ろすよう指示する。

仮置場の入口、出口、ごみの種類ごとの区画は下図のとおりとする。



A 環境

- ・可燃ごみは腐敗による悪臭・汚水が発生するため、早期の処理を行う。
- ・必要に応じ、飛散防止用ネットを利用するとともに粉じん対策用散水を行う。
- ・近隣の迷惑にならないよう作業時間に留意する。

B 保安

- ・円滑な車両運行、ごみ処理のため、出入り口に車両誘導者、各種類ごとの下ろし場所に担当者配置するとともに、入口から出口への一方通行になるよう配慮する。
- ・危険物の混入、不法投棄に十分留意し、対策として門、柵等を設置する。
- ・作業員の負傷・疲労等への十分な注意を払う。

8 ごみ発生量の推計

(水害想定(杉原川、野間川)廃棄物推定量)

多可町	4,802 t
-----	---------

(注) 算定条件は次のとおり

- ・浸水世帯数：床下1,142世帯、床上890世帯(多可町防災マップ浸水想定区域内より算出)
- ・解体世帯数：不明
- ・人と防災未来センター推計式より算出

$$\begin{aligned} \text{廃棄物 (t)} &= (\text{全壊世帯数}) \times 12.9 + (\text{大規模半壊世帯数}) \times 9.8 + (\text{半壊世帯数}) \\ &\quad \times 6.5 + (\text{床上浸水世帯数}) \times 4.6 + (\text{床下浸水世帯数}) \times 0.62 \\ &= 890 \times 4.6 + 1,142 \times 0.62 = 4,802 \text{ t} \end{aligned}$$

(地震被害想定(山崎断層地震)によるガレキ発生推定量)

	木造建物 全壊棟数	非木造建物 大破棟数	瓦礫量 (t)	
			可燃系	不燃系
多可町	144	0	3,366	8,711

(注) 算定条件は次のとおり

- ・解体棟数：木造「全壊数」、非木造「大破数」(平成15年住宅・土地統計調査 確報集計結果 兵庫県 第7表より算定 全県版 対象は住宅のみ)
- ・可燃系ガレキの発生原単位 (t/m²)：木造0.194、非木造0.12(兵庫県南部地震)
- ・不燃系ガレキの発生原単位 (t/m²)：木造0.502、非木造0.907(兵庫県南部地震)

9 処理計画

(1) 対象処理量の把握(推計)

計画的に処理を実施するため、速やかに全体量を把握する。

(2) 可燃物、不燃物の量の区分

対象処理量は、大きく可燃物、不燃物に区分して推計する。

- ・水害の場合で、推計が不可能な場合は、重量比で可燃60%、不燃40%を目安とする。また、家電類は、別途、発生数量(台数等)を把握する。
- ・震災の場合で、推計が不可能な場合は、重量比で可燃20%、不燃80%を目安とする。(阪神・淡路大震災の事例による。)

(3) 仮置場への搬入

仮置場では可燃、不燃、可燃性大型ごみ、不燃性大型ごみ、家電リサイクル品等の置場を区分する。不燃物については、可能な限り現場で区分し、金属類の回収を行う。

(4) 分別・破碎の実施

分別、再利用・再資源化に留意し、適切な方法で処理する体制、資機材を確保する。

また、大型ごみ（机、タンス等）については、減容化のため、破碎処理を行う。現地で重機等による粗破碎処理が必要であり、量が多い場合は、破碎機を設置する。

(5) 災害ごみの処理

災害ごみは、みどり園又はその関連施設で、分別区分ごとに焼却・埋立処分等の処理をすることとするが、リサイクル可能なごみは、できる限りリサイクルを図るものとする。

また、家電リサイクル品等については、家電リサイクル法等に基づき、製造事業者に引き渡すものとする。みどり園またはその関連施設の処理能力を超えるごみが排出した場合は、兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定に基づき、応援を要請する。

10 応援の要請

町の体制のみでの対応が困難な場合は「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に応援要請を行う。

11 仮設トイレの設置計画・管理計画

避難所を設置し、水道が使用できない場合等は、避難所 100 人に 1 基を基本として仮設トイレを設置する。（便槽 250 ℓ～300 ℓ、2～3 日に 1 回汲み取りを想定。）

また、定期的に汲み取りを行う。

調達分で不足の場合、収集の応援が必要な場合は、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、県に応援要請を行う。